明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和五十七年四月二十三日

○第九十六回国会　参議院会議録第十五号

昭和五十七年四月二十三日（金曜日）
午前十時二分開議

○議事日程　第十五号

昭和五十七年四月二十三日
午前十時開議

第一　国務大臣の報告に関する件（昭和五十四年度決算の概要について）

第二　日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第六　千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第七　国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

第八　アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第九　中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一〇　小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一一　恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一二　住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一三　証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一四　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一五　船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一六　船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第一七　漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長（徳永正利君）　これより会議を開きます。

日程第一　国務大臣の報告に関する件（昭和五十四年度決算の概要について）

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。渡辺大蔵大臣。

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（渡辺美智雄君）　昭和五十四年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和五十四年度予算は、昭和五十四年四月三日に成立いたしました。

この予算は、厳しい財政事情のもとで経済情勢に適切に対応するとともに、できる限り財政健全化に努めることとして編成されたものであります。

さらに、災害復旧等事業費、国家公務員の給与改善費等について所要の措置を講ずるとともに租税収入の増加等に伴い公債金の減額を行うこととし、補正予算が編成され、昭和五十五年二月十四日その成立を見ました。

この補正によりまして、昭和五十四年度一般会計予算は、歳入歳出とも三十九兆六千六百七十五億円余となりました。

以下、昭和五十四年度決算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は三十九兆七千七百九十二億円余、歳出の決算額は三十八兆七千八百九十八億円余でありまして、差し引き九千八百九十三億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和五十五年度の歳入に組み入れ済みであります。

なお、昭和五十四年度における財政法第六条の純剰余金は二千百四億円余であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額三十九兆六千六百七十五億円余に比べて千百十六億円余の増加となるのでありますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額二千七百十億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、昭和五十四年度の歳入の純減少額は千五百九十三億円余となるのであります。その内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等における増加額四千百八十六億円余、公債金における減少額五千七百八十億円余となっております。

一方、歳出につきましては、予算額三十九兆六千六百七十五億円余に昭和五十三年度からの繰越額二千四百九十一億円余を加えました歳出予算現額三十九兆九千百六十七億円余に対しまして、支出済み歳出額は三十八兆七千八百九十八億円余でありまして、その差額一兆千二百六十八億円余のうち、昭和五十五年度に繰り越しました額は六千三百四十二億円余となっており、不用となりました額は四千九百二十六億円余となっております。

次に、予備費でありますが、昭和五十四年度一般会計における予備費の予算額は三千五百億円であり、その使用額は二千三百二十四億円余であります。

次に、昭和五十四年度の特別会計の決算でありますが、同年度における特別会計の数は三十八でありまして、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、昭和五十四年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いでありますが、同資金への収納済み額は二十四兆三千四十一億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は二十四兆二千四百五十九億円余でありますので、差し引き六百八十一億円余が昭和五十四年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのものでありまして、年度内に支払いを終わらなかったものであります。

次に、昭和五十四年度政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、昭和五十四年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。

何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（徳永正利君）　ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。本岡昭次君。

〔本岡昭次君登壇、拍手〕

○本岡昭次君　私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十四年度決算について、鈴木総理初め関係大臣に質問をいたします。

まず、鈴木総理は、昭和五十四年度の財政経済運営をどのように反省され、その延長線上にある五十七年度財政経済の現状にどのように対処されようとしているのか、率直な御意見を承りたいと思うのであります。

五十四年度予算は、第一次石油ショック後における長期不況の克服を第一目標に、依存率三九・七%にも達する十五兆二千七百億円の膨大な国債を発行し、公共事業費を増額するとともに防衛費を強化する一方、福祉、教育を抑えて編成されました。その結果、一応景気は回復の模様となりましたが、膨張する財政を賄う財源確保のため、所得税減税が昭和五十三年度より今日まで放置されてきたのであります。そのため、国民の可処分所得は、五十五年度、五十六年度と二カ年連続マイナスになるという異常事態となり、家計消費の減退は中小企業の経営不振にも影響し、今日の深刻な景気低迷の状況に追い込んだ大きな原因となっているのであります。

次に、五十四年度決算の主要経費を見ますと、防衛関係費が対前年度比〇・八%上回ったにもかかわらず、福祉と教育費は対前年度比でそれぞれ七・二%、三・四%と下回り、この傾向は五十五年度以降も今日までも続いているのであります。さらに、失業者は五十四年度末に百二十四万人と高水準を記録し、五十四年度の倒産件数は一万六千件と戦後二番目を示したのであります。さらに、五十五年度では一万七千八百四十二件と倒産件数は拡大し、今日もなお恒常的に高水準の状況にあります。

このように、余りにも公共事業に偏り過ぎ、防衛費を特別扱いとし、国民の負担を強いた五十四年度以降における政府の財政運営を総理並びに大蔵大臣はどう認識し、反省されているか、お伺いしたいのであります。

また、今日の景気の低迷を回復させるためには、家計消費の回復を図ることがきわめて重要であります。

総理が、八方ふさがりの政策手詰まりの中で、「五十九年度赤字国債発行ゼロ」という目標だけに硬直的に固執し、五十八年度予算も防衛費のみを聖域化し、他の歳出はマイナスシーリングで一律に削減していくならば、景気の停滞を一層深め、歳入欠陥が増大し、総理の掲げる財政再建の目標は必ずや自己破綻をするでありましょう。

去る四月五日に参議院議長見解が示され、また、予算委員会の決議によって、所得税、住民税の減税が政府に強く求められています。いまや五十七年度一兆円の減税措置は緊急を要するものと考えるのでありますが、総理の決意をお伺いしたいのであります。

また、石油危機後の経済回復の中で特におくれていた雇用改善についても、五十四年度以降顕著な雇用改善が見られず、依然として失業率は高水準にあるのであります。成長率が低下し、構造不況業種もふえる中で、今日、雇用対策の充実強化が必要となっています。政府はどのような対策を講じていくつもりか、あわせて総理に伺います。

一方、五十七年度予算が成立したばかりだというのに、早くも五十六年度歳入欠陥対策と五十七年度建設国債増発による景気てこ入れ策を盛り込んだ補正予算の編成が言われております。総理は、「昭和五十九年度に赤字国債依存体質から脱却するとの基本方針はいま変える理由はない、この目標実現へ向けて最大限の努力をする」という方針に基づいて五十七年度補正予算、五十八年度予算の編成に当たるように指示されたようであります。しかし、五十六年度の歳入欠陥が二兆円を超すということが確実視されている中で、どのように五十九年度赤字国債発行ゼロの公約を果たしていくのか、大蔵大臣にお伺いしたいのであります。

こうして前年度の歳入欠陥対策のための補正予算を組まざるを得なくなったときの総理の責任はどうなるのか。財政再建ができなければ政治責任をとるとも公言されておりましたが、どのような責任をおとりになるのか、明確にお答え願いたいのであります。

次に、防衛費問題についてお伺いします。

防衛庁は、防衛力整備五カ年計画となる五六中業の原案をまとめ、国防会議付議を七月上旬とする方針を固めたと報じられています。それによると、五六中業は二十兆円前後になり、GNP比が確実に一%を超える計算になるとされていますが、この原案の費用は幾らになるのか、そしてGNP比一%以下という閣議決定が総理の公約として絶対に守られるのか、確認しておきたいのであります。

また、五六中業は、戦車、戦闘機、護衛艦などの主要兵器を記載するにとどめ、事業費が積算できないようにするとの方針を固めたと伝えられておりますが、どうでございますか。もしそうであるとすれば事は重大であります。五六中業の防衛費として必要な金額の全体像を明らかにしないで、国会や国防会議の目の届かないところで兵器の調達などの計画が立てられることを総理はお認めになるのですか。まさかそのようなことはないと思うのですが、いかがでございますか。

一方、六月に開かれる国連軍縮特別総会に向けて、軍縮・核廃絶の運動が世界で高揚しています。わが国でも三月の広島二十万人集会、五月の東京三十万人集会を初め、三千万平和署名運動、各自治体の反核宣言など、かつてない盛り上がりを示し、「広島、長崎の心を世界に」と平和を願う国民は軍縮・核廃絶運動の世界の先頭に立とうとしております。人類に未来があるとすれば、それは核廃絶を実現する以外にないと私は考えます。世界唯一の被爆国であり、戦争放棄の憲法を持つ日本の総理として、国会で反核・軍縮を決議し、国連軍縮総会に臨まれることを願うものでありますが、総理のお考えと、軍縮・核廃絶への決意を聞かせていただきたいのであります。

次に、教育問題について伺います。

今日の欧米に比肩する産業、文化の発展と国民生活の向上を根底において支えているものは、普遍化した学校教育、そして学習社会の成果であると私は考えています。しかし、日本の教育に対する公費の投入は著しく不十分であり、国際的に比較してみても経済大国の名に値しない内容と言わざるを得ないのであります。

たとえば学級編制基準においては、OECD五十カ国中第四十二位であります。わが国の国民所得をもってすれば三十人学級にまで縮小することも決して不可能ではないのであります。さらに高校、大学は、その多くを私学に頼り、特に大学はその八〇%が私立であり、先進諸国中私立依存が異常に高い特異な国となっているのであります。

総理、文部大臣は、教育が国家社会の進展に果たす役割りをどのように認識し、増大する教育費の父母負担の軽減についてどのように考えておられるのか、御見解を賜りたいのであります。

続いて、教育予算の削減問題についてお伺いをいたします。

五十七年度では、四十人学級を中心とする第五次教職員定数改善計画がゼロに近い状態に圧縮されたばかりか、生徒の自然増に対し当然必要な教職員の増加も削減するという前代未聞の措置が行われたのであります。さらに五十八年度は、定数の削減、私学助成の再検討、教科書の有償化など、教育を犠牲にした財政再建が進められようとしています。

今日、政府、文部省が、憲法、教育基本法の理念である民主教育の確立に背を向け、教育の権力支配と教育内容の国家統制に狂奔し、教育行政本来の責務である教育基本法第十条に言う教育条件の整備を怠っているところに、社会問題となっている、言われているところの教育の荒廃の大きな原因があると私は考えております。教育は国家百年の計であります。口先だけでなく、予算内容として具体的に裏づけ、国民の前に教育重視の姿勢を示していただきたいのでありますが、総理、文部大臣のお考えをお伺いいたします。

次に、貿易摩擦の問題についてお伺いします。

アメリカが日本の農産物の市場開放を求めてい

ます。対日貿易赤字百八十億ドルの赤字解消のためであるならば、たとえ農産物を完全自由化しても赤字解消は約十億ドル程度にすぎず、百八十億ドルの赤字解消にはほとんど役に立ちません。まさに焼け石に水と言わなければなりません。また、アメリカが抱えている過剰な農産物の解消にも基本的に役立たないのであります。一方、日本の農家が受ける被害の影響はきわめて高く、わが国の食糧自給力強化の政策の基本を大きく揺るがすものとならざるを得ないのであります。日本の農産物自由化について、総理並びに農林水産大臣の基本的なお考えを示していただきたいのであります。

次に、アメリカ、ECの対日貿易赤字の問題について伺います。

この貿易摩擦の根源は洪水のような工業製品の輸出にあります。しかるに、貿易摩擦の解消に国内農産物を使い、これを外圧の避雷針にしようとする考え方には反対であります。私は、農産物以外の品目、つまり工業製品の秩序ある輸出や内需の振興、労働時間の短縮、生活条件の向上など総合的な措置がとられない限り摩擦は解消しないと考えるのであります。六月に行われるベルサイユ・サミットに臨む総理の方針と具体策をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、会計検査院法の改正について伺います。

五十四年度決算の検査報告において、不適正経理五千七百二十六億円、むだ遣い三百三十六億円という史上最悪の予算執行が明らかにされました。しかし、これは検査対象機関の八%に対する検査で摘出されたものであります。したがって、検査対象を広げるなど会計検査院の権限の拡充が必要であり、そのため会計検査院法の改正を急ぐべきであると考えます。院法の改正はいまや総理の決断にかかっています。総理の決意をお伺いして、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣（鈴木善幸君）　お答えいたします。

まず、昭和五十四年度の財政経済運営についてでありますが、御承知のとおり、この年は実質成長率五・三%、消費者物価の上昇率四・八%と、国内経済面では恵まれた環境にあった年でありまして、五十三年度予算で十三カ月分の税収を取り込んだ影響を受けて、当初の国債発行予定額が十五兆二千七百億円と大幅な増額になりましたが、それも二兆円を超える自然増収に恵まれ、結果としては約一兆八千億円の公債減額ができたという年でありました。

このような経済情勢が続けば大変好ましいことであったのでございますが、御承知のとおり、その後第二次石油危機が生じ、今日世界的な不況の状況にあります。世界の各国とも苦しい経済運営を強いられておりますが、その中にあってわが国は比較的よい状況にあることも事実でありまして、たとえば御指摘の失業率につきましても、先進諸国が米国九%、西独六・九%、イギリス一一・八%といった状況の中で、わが国は二・二六%という低い水準にあります。もちろんこれで事足れりというわけではなく、民間の活力ある経済活動を中心として、さらに雇用の安定充実に配慮してまいりたいと存じます。

減税問題につきましては、御高承のとおり、国会におきましてこれからさらに検討が進められるときでありますので、政府としては御審議の結果を期待いたしておるところでございます。

財政再建ができなかったら政治責任をどうとるかとの御質問でしたが、厳しい環境の中ではありますが、わが国の将来の基盤を確かなものとするため、五十九年度特例公債脱却という目標をぜひとも実現し、財政再建の責任を果たしたいと思います。

次に、軍縮の問題についてお答えをいたします。

本岡議員御指摘のとおり、わが国は唯一の被爆国として平和憲法のもとに非核三原則を堅持しており、核軍縮を初めとする軍縮の促進に努力することはわが国の責務であります。来る第二回国連特別総会におきましては、私は、このようなわが国の平和国家としての立場から、核の廃絶を含めた全面完全軍縮を究極の目標としつつ、核軍縮を中心とした軍縮の促進を強く訴える決意であります。

なお、国会での決議につきましては、国会における御決定にまちたいと考えておりますが、国会において何らかの決議が得られる場合には、私といたしましても十分その意を体してニューヨークにおける総会に臨むつもりでございます。

次に、教育に関するお尋ねがございました。

教育は次代を担う国民を育成するものでありますから、教育のあり方はあすの日本の発展を左右するものであります。教育の充実、父兄の負担軽減等に対する配慮は大切なことでありますし、厳しい環境の中でも効率的な実のある教育予算の実現に努めてまいりたいと思っております。

農産物の自由化の問題でありますが、御承知のとおり、今年の十月から牛肉、オレンジの一九八四年度以降の輸入の取り扱いについて日米間の協議を開始することが合意されており、また、先般ワシントンで開かれた作業部会でも、米側から残存二十二品目の完全自由化の要求が行われました。なかなか厳しい環境でございますが、いずれにせよ、農産物の市場開放につきましては、関係国との友好関係に留意しながら、その需給動向等を踏まえまして、食糧の安定供給という重要な役割りを果たしているわが国農業の健全な発展と調和のとれた形で事が進められることが基本的に重要なことであると考えております。

次に、いわゆる貿易摩擦の問題についてお尋ねがございました。

欧米諸国の経済的諸困難を背景として保護主義的動きの高まりが懸念される状況のもとで、私はいまこそ各国が協力し、自由貿易体制を維持しつつ、世界経済の再活性化を図っていくことが最も重要であると考えます。政府といたしましては、このような認識のもと、諸外国との間の協調的関係を維持発展させ、また貿易の拡大均衡を図りつつ内需の回復など適切な経済運営を行うとともに、わが国市場の一層の開放に向け努力していく所存であります。現在、政府におきましては、ベルサイユ・サミットも念頭に置きつつ、改めてまとまった対外経済措置を取りまとめるべく鋭意検討を進めているところであります。

なお、ベルサイユ・サミットにおいて具体的にいかなる問題を取り上げるかにつきましては、今後、準備会合を通じ詰めていくこととなっておりますが、いずれにせよ、サミットは従来から個別の具体的懸案を議論するという場ではなく、世界経済の直面する諸問題につき主要国首脳が大所高所から議論を行う場でありまして、私もそのような心づもりでこれに臨みたいと考えております。

会計検査院法の改正の問題でありますが、会計検査の充実については、政府としても検査体制の増強などに配慮してきておりますが、しかし、会計検査院に政府関係金融機関等の融資先に対する立入調査権限を与えるための法改正をすることの可否につきましては、一方において、自由主義経済のもとでは公権力の過剰介入となるのではないかとの議論もあり、また、政策金融の円滑な遂行との兼ね合いなど立法政策上の重要な問題を含んでいるため結論が出ておりません。したがって、いまの段階では法改正を提案するのは困難な状況にございます。しかしながら、政策金融に著しい支障を生ずることなく会計検査の充実強化を図ることについては、政府としても積極的に対応することといたしまして、昨年七月各省庁に指示し、会計検査院の検査等に一層協力するよう徹底を期したところでございます。

以上御質問にお答えをいたしましたが、残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたします。（拍手）

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（渡辺美智雄君）　本岡議員にお答えいたします。

五十四年度から公共事業、防衛費等特別扱いをして、そういうものに予算が偏り過ぎて、国民負担を強いて、政府の財政運営がおかしくなったのじゃないかというような御趣旨でございますが、実はそういうことはございません。

たとえば、防衛関係費を見ましても、予算の中に占める割合というのは、昭和五十三年が五・五%、五十四年が五・四%、五十五年が五・二%、五十六年が五・一%、五十七年が五・二%、大体その程度で、予算の中に占める防衛費というのは

余り構成比率からいって変わっておりません。伸び率もこれは一二%、予算が伸びれば防衛費も伸びるわけですから、そんな極端な防衛費の伸びはしておりません。公共事業の問題にいたしましても、大体一七%から一五、六%前後の構成比でございまして、公共事業の伸び率などはここ三年間ほとんどゼロというような状態で抑えてきておることは御承知のとおりでございます。

したがいまして、財政の悪化というものはこういう問題よりも、全体的に第一次石油ショック、第二次石油ショックで税収がへこんだ。そのときに全体の伸び率を減らせばいいのだけれども、なかなか現実にはできない。失業者をつくらぬように、そのために公共事業を拡大して雇用の増大を図る、みんながやれと。それは成功したと私は思うのです。それからやはり昭和四十八年、福祉元年と言って、これから福祉を増強しようということでどんどん福祉を伸ばしてまいりまして、昭和四十八年と五十五年の決算を比べるとおわかりのように、これは税収は二倍にしかなっておりません。しかし、教育文教は三倍とか、あるいは社会保障費は四・五倍というように、税収以上にどんと大きなものがふえますから、その差額はどうしても赤字、借金ということになるわけでございます。

これが少し安易に過ぎたのじゃないかと言えば、そういう御批判も私はなきにしもあらずだと思いますが、しかし、それによって一応国民経済の安定、民生の安定が図られたということも事実であって、ただこれで先進国並みに大体なったわけですから、後は、負担をふやさないでそういうふうな社会保障や教育をどんどんふやしていくということはむずかしい。したがって、ここに至りまして、ややもすればまだまだ高度成長時代の体質が歳出の中に残っておるから、それについては思い切ったメスを入れて、健全財政の方向に持っていこうというスタートを始めたというところでございます。

それから五十六年度の歳入欠陥が二兆円を超すだろう、そこで五十九年度の赤字国債発行ゼロというのはむずかしいのじゃないか、果たせるのかという御質問でございます。

歳入の見積もりというものは、言うべくして実は非常にむずかしい。事実でございます。なかなか残念ながら当たらない。過去におきましても、当初予算に対しまして大体五、六%から一〇%ぐらいの間を上下行ったり来たり。物価が急騰するというようなときには、昭和四十八年のように二〇%も実は見積もり違い、過小見積もりでどんと税収が入る。かと思うと、一年半たったら、五十年には二〇%も予算よりもどんと税収が減ってしまったというようなことで、上下二〇%の開きがいままでもございます。まことに残念ですが、そういうことがある。

今回は、物価が、たとえば当初見積もりとしては年間五・五%消費者物価が上昇するであろう、卸売物価も四・一%程度上昇するだろうということになったところが、国民の消費節約、世界的な不況、そういうようなものから、消費者物価は三・九とか、卸売物価が一・四とか、これはわれわれが思いもかけないほど実は物価が安定してしまった。これも事実です。このこと自体は大変結構なことでありまして、物価の安定ということが、ことしの春闘というような問題におきましても、いろいろな問題があってもストライキもなくて春闘が国民の良識の中で解決されるというようなことだろうと私は思います。

したがいまして、これはわれわれといたしましては、そういうことで見積もりに違いがあったことは確実でございますが、しからば幾ら幾らはっきり出るのか。想像としてはわかりますが、実際は数字的にきちんと言うことは、また不用額の整理もできておりませんし、法人税の申告もまだ出ておりませんし、そういうので正確なことはなかなか申し上げにくいという状態でございます。

それから五十九年度脱却ということは、こういう経済情勢の中でこれは非常に厳しい課題であることは間違いないと私は思いますが、しかしながら、われわれとしては、ここで甘いことを考えたのでは歳出カットなどできなくなってしまう。臨調答申を踏まえまして、これからも発想の転換を図って思い切った歳出カットをやろう、歳出の節減合理化をやろう、大型増税を念頭になくやるのだという基本方針がある以上は、やはりそういうようなむずかしい問題にあえて挑戦をしていくということでございます。そういうようなことで、われわれとしてはこれはぜひともやり抜かなければならないということで、最大限の努力を傾けてまいりたいということを申し上げたいと存じます。（拍手）

〔国務大臣伊藤宗一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（伊藤宗一郎君）　五六中業は、昨年の国防会議で了承をされました方針に基づきまして、防衛計画の大綱に定める防衛力の水準を達成することを基本として現在作業を進めております。現段階ではその事業内容等が固まっておりません。したがいまして、期間内の防衛関係費がどのようになりますかということにつきましてはお答えを申し上げる段階にございませんので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

その際、当面一%を超えないことをめどとするとの閣議決定との関係につきましては、五六中業は、効率的かつ節度ある整備に留意をし、この閣議決定を踏まえ、大綱水準の達成が図られるよう、ただいまぎりぎりの作業努力をしているところでございまして、これまた御理解を賜りたいと思います。

もともと中期業務見積もりは、防衛庁が大綱に基づき各年度の防衛力整備を進めていくに当たりまして重視すべき主要な事業について、可能な範囲で将来の方向を見定めておくことが必要であるとの観点から作成をしているものでございます。従来から正面装備に関連する事業については、経費を含め、ある程度詳細な見積もりを行いますが、その他の事業につきましては概略の方向を見定めることとしているものでございます。後方とか人糧とかにつきましても、各種の前提を置いた上でのことではございますけれども、何らかの試算をすることとなります。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣小川平二君登壇、拍手〕

○国務大臣（小川平二君）　教育の振興を図りますことは国政の基本であります。過去一世紀余りにわたって、先人がかような信念に基づいて努力しました結果、今日のわが国の成長発展があり得たと信じておるのでございます。

教育は、次の時代を担う人間性豊かで頼もしい国民を育成することを期しており、教育の振興はわが国の将来の発展の基盤をなすものであります。本岡議員仰せのとおり、文字どおり国家百年の計であると信じております。かような認識のもとに、今後とも厳しい財政状況を踏まえつつ、文教予算の確保に努めますとともに、教育費の父兄負担の軽減に努力をいたしてまいる所存でございます。（拍手）

〔国務大臣田澤吉郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（田澤吉郎君）　お答えいたします。

農産物の自由化問題についてでございますが、基本的には、さきにワシントンで開かれました作業部会の結果を踏まえながら、アメリカの要請の真意を確かめて日米間で話し合いを進める、さらに十月からの牛肉、柑橘につきましては、これは日米間で話し合いをして結論を出したい、かように考えております。しかしながら、御指摘のように、現在残された輸入制限品目二十二品目につきましては、わが国の農畜産物にとっての基幹をなす品目であり、あるいはまた地域の重要な品目でございます。また、水産振興のための重要な品目でございますので、これ以上自由化することは非常にむずかしいと私は考えます。

したがいまして、米国との協議に際しては、わが国の農業の実情をよく説明する、また、これまでの農産物の市場開放の措置についても説明をいたしまして御理解をいただいて、自由化に手を染めずに措置するように今後いたしてまいりたいと考えております。（拍手）

○議長（徳永正利君）　鶴岡洋君。

〔鶴岡洋君登壇、拍手〕

○鶴岡洋君　私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました昭和五十四年度決算について、鈴木総理並びに関係大臣に質問いたします。

質問の第一は、五十四年度以降における財政経

済政策と関連する財政再建、とりわけ国債管理政策についてお伺いいたします。

五十四年度予算は、長期にわたる不況に苦しむ日本経済の立て直しを図るため、公共事業への財源配分を主とする方針のもとに十五兆二千七百億円、依存度では史上空前の三九・六％にも達する国債の大量発行によって編成されました。そのため、財政危機の拡大、深刻化が一層顕著になった年であります。すなわち、国債の発行残高を見ますと、五十四年度末で五十六兆円、五十七年度末では九十三兆円となり、五十八年度末には百兆円を超える巨額になると推計されております。

そこで、六十年度から始まる建設国債の大量借りかえに対する対応についてでありますが、政府の提出している償還計画は単なる仮定計算にすぎないものであると言わざるを得ません。国民が納得できるような現実性のある年度ごとの償還計画並びに基本方針を明らかにすべきではありませんか。総理並びに大蔵大臣から明確なる御答弁をお願いいたします。

次に、六十年度から本格化する赤字国債の償還についてであります。

総理は、これまで赤字国債の五十九年度脱却の政府方針に変更はないとし、四月十七日、大蔵大臣と官房長官の間で今後の財政運営についてこれを確認しております。国債整理基金特別会計の国債償還資金は、五十四年度末二兆五千九百億円でありますが、六十年度からは毎年二兆円から七兆円もの巨額の赤字国債の償還が始まるため、三年目の六十二年度で減債基金が底をついてしまうことになります。赤字国債の五十九年度脱却について確実にできる見通しを持っておられるのか、また、巨額の赤字国債償還財源をどのように確保されるつもりなのか、その具体的な対策について総理並びに大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

第二に、税収不足の原因とその対策についてお伺いいたします。

去る四月九日の閣議において、五十六年度予算の税収見込み額に対して二兆円を超える税収不足が明らかにされました。税収不足については、五十六年度補正予算において租税及び印紙収入を減額修正し、赤字国債三千七百五十億円を含む六千三百億円の国債発行を増額修正したばかりであります。申すまでもなく、税収不足は五十五年度にすでにその徴候があらわれていたのであります。海外的要因もあるとしても、その主因は政府の財政政策の失敗、見通しの誤りのために生じたものと言わざるを得ません。これについて政府の反省を求め、その原因をどのように自覚し、責任を感じておられるか、総理並びに大蔵大臣、経企庁長官の御答弁をお願いします。

第三は、五十六年度における二兆円を超える歳入欠陥並びに今後の財政経済政策についてであります。

伝えられるところによると、政府は五十六年度の二兆円を超える歳入欠陥のうち、一つには歳出不用分三千億円から五千億円、二つには決算調整資金二千四百億円で穴埋めしたほか、残り一兆数千億円は国債整理基金の借り入れによって埋める考えのようでございますが、これには幾つかの問題点をはらんでおります。政府はこの歳入欠陥の補てんを具体的にどう行うのか、大蔵大臣の御所見をお伺いします。

さらに、五十七年度の歳入欠陥も三兆円以上と言われ、また、政府の「財政の中期展望」における試算によれば、五十八年度の歳入不足による要調整額が三兆三千七百億円と推計されておりますが、五十六年度の二兆円以上の税収不足の影響は、五十七、五十八年度に及ぶことは必至であります。五十八年度の税収不足を考慮した場合、五十八年度の要調整額は少なくとも八兆円を超えることになると推計されます。大蔵大臣はどのような方法で財源確保をするのか、明確なる答弁をお願いします。

次に、今後の経済政策についてお尋ねします。

政府は、四月九日の閣議において、景気浮揚重視の経済運営へ政策転換する方向を打ち出したと伝えられますが、失業者の増大を防ぎ、税収を確保し、経済摩擦を避けるためにも、内需を喚起する景気対策は必要であり、むしろ遅きに失したと断ぜざるを得ません。今後の経済政策についてどのような具体策を考えているのか、通産大臣並びに経企庁長官にお伺いします。

総理は、「五十九年度赤字国債依存体質からの脱却」「増税なき財政再建」という政治公約を国会の審議を通し再三にわたり表明されております。しかし、現状から見てこの政治公約の達成ははなはだ疑問であります。総理、あなたは、この政治公約が破綻した場合、どのように政治責任をとるおつもりですか。この際、改めて決意を明らかにされることを求めます。

第四に、行政改革についてお伺いいたします。

第二次臨時行政調査会は七月に基本答申を行う予定であるとされております。たとえば、すでに臨調第四部会では国鉄の経営形態のあり方について、三年程度をめどに、分割、特殊会社に移行していく方針であると伝えられ、第二次臨調が言う「行革の本番」といわれる内容が基本答申で明らかにされます。総理は「行革に政治生命をかける」と、こう言われてきましたが、国鉄改革を初め基本答申の内容をいかに実施されるのか、総理及び中曾根行管庁長官の基本的な考え方と御決意をお伺いしたいのであります。

最後に、核軍縮問題について総理の決意をお伺いします。

第二回国連軍縮特別総会を前に、わが国においても核廃絶を目指す一般市民、学者、文化人等の諸団体が広範な国民運動を展開しており、反核・軍縮を求める世論は内外ともに高まっております。

〔議長退席、副議長着席〕

軍縮問題は世界の平和的存立にかかわる問題であるとともに、軍備費の飛躍的増加は世界の経済、各国の財政を圧迫するに至っており、まさに緊急な課題であります。私は、この機を失することなく、積極的な反核兵器・軍縮を推進することがわが国の重要な使命と責任であると思うのであります。そこで、総理は軍縮特別総会において何を訴え、いかなる具体的な提案をもって臨まれるのか、基本的方針をここに示していただきたいのであります。

私は、非核三原則を国是とする立場を明示することは当然として、特に軍縮特別総会の定例化、米ソ首脳会談の開催並びに戦略兵器制限交渉の速やかな開始、国連による核兵器の惨禍と軍縮促進の国際キャンペーンの推進、包括的核実験の禁止を強く呼びかけるべきであると思うのでありますが、これらの点に対する総理の見解を承りたいのであります。

以上、私の質問を終わりますが、総理並びに関係各大臣の明確なる答弁をお願いいたします。（拍手）

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣（鈴木善幸君）　お答えいたします。

まず、国債の償還計画についてでありますが、もっと具体性のあるものを示せとのことでございました。これは何分にも十年、二十年という長期にわたってのものでございますから、前提となる経済、財政状況の見通しを的確に予見することはきわめて困難であります。そのような制約のもとにありますから、現実性、具体性を求められましてもおのずから限界がございますことを御理解賜りたいと存じます。

五十九年度特例公債脱却という財政再建の目標は政府の基本方針でありますので、その実現に向け最大限の努力を続ける方針に変わりはございません。特例公債脱却後は国債の償還を円滑に進めていかなければなりませんから、負担の平準化に配慮しながら、国債償還財源としての予算繰り入れを行うことができるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

税収不足の問題でありますが、五十六年度予算が当初予想しなかった税収の伸び悩みに見舞われたことはまことに残念でございます。予想以上の輸出の鈍化等を背景に企業の生産活動が伸び悩んだほか、円安、物価の予想外の安定といった事情によるものと思います。税収見積もりは経済情勢によって左右されますので非常にむずかしく、またわが国の場合、直接税、特に法人税のように景気の影響を受けやすい税目のウエートが高いため、一層見積もりがむずかしいという事情はありますが、今後絶えず工夫をこらして精度の向上を図ってまいりたいと考えております。

五十九年度赤字国債依存体質からの脱却及び増

税なき財政再建という公約が破綻したらどのような責任をとるかとの御質問でありましたが、先ほど本岡議員にもお答えいたしましたとおり、今後におきましても公約の実現に向けて全力を傾けて努力してまいる所存でございます。

七月ごろに予定されている臨調の基本答申の内容をいかに実施するかとのお尋ねでありました。政府は、ただいま臨調の審議の状況等を見守っているところでありますが、答申をいただきましたときは、速やかに改革の具体的方策について政府としての施策の検討、立案に取り組む所存でございます。

次に、軍縮の問題についてお答えをいたします。

この点につきましては、さきの施政方針演説ですでに申し述べたとおり、東西両陣営が競って軍備増強を続ける結果となっては人類の幸せは望むべくもなく、恒久的平和の確保は困難に相なります。われわれは力の均衡が平和と安定を支えているという現実を認めつつも、彼我のバランスを図りつつ、その水準をできるだけ低くするようあらゆる努力を行う責務があると考えます。

来る第二回国連軍縮特別総会は、各国がそのような努力を一層強化するための契機となるべきものであります。私は、来るべき総会におきましては、平和憲法のもとで非核三原則を堅持し、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために用いることを基本方針としているわが国の立場から、核軍縮を中心とした軍縮の促進を強く訴えたいと考えております。

なお、鶴岡議員から軍縮の問題に関連していろいろな御提言がございましたが、貴重な御意見として伺っておきたいと存じます。

以上お答えをいたしましたが、残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたします。（拍手）

○国務大臣（渡辺美智雄君）　〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕　お答えいたします。

建設国債の借りかえ等について、また六十年度からの赤字国債の返済という問題で、具体的な償還計画を出せ。これはただいま総理からお話しのとおりでございまして、具体的につくることは、なかなか経済状態、そのときの財政事情がよくわかりません。したがって、数字で書くことはできても、そのとおりになるかどうかもわかりません。政府としては、いまこの国債の償還については百分の一・六の定率繰り入れ、剰余金繰り入れ、必要に応じての予算繰り入れという原則を持っておるわけでございますが、その原則だけでうまくいくかということでございますけれども、現実の問題として何年に幾ら返すということをきちっと決めることは不可能に近いわけであります。一応の目安をつくることは、仮定計算のもとでそれはこしらえて、予算委員会の参考資料としても配付をしておるところでございます。

それから特例公債の五十九年度脱却の問題につきましては、これも総理からただいま答弁があったとおりでございますので省略をさせていただきます。

それから五十六年度の税収不足の原因と責任。これは本岡議員の質問に対して私が少し詳しくお話をいたしておりますものですから、これにつきましてもごく簡単に申し上げますと、物価の安定あるいは海外事情あるいは円安、そういうようないろいろな事情があって思ったほど経済が伸びない、それにつれて税収が伸びなかったということでございます。それじゃ幾ら足りなくなるかということについては、はっきりしたことはわかりません。まあいろいろ数％ということが言われておるわけでございます。

それから特例公債の償還財源。これは同じことでございますが、われわれは、できるだけ日本経済の体力が落ちないように、これは非常に世界の経済とつながっておりますから日本だけよくしていくというのはむずかしいですよ。むずかしいけれども、できるだけの工夫を払って景気の持続、向上に努めてまいる。そしていま言ったような三つの原則に従ってともかく確保された財源の中から償還をしていくという考えでございます。

五十六年度の歳入欠陥をどう補てんするか。歳入欠陥の額がまだわかっておりませんが、法律の定めによりますと、いまになっては補正予算を組むというわけにはまいらぬわけでございますから、もし万一足りない場合には決算調整資金あるいは国債整理基金の繰り入れというようなことも、そういう予見しがたい事情の場合は利用できるという法律の規定がございますので一つの検討課題ではなかろうか、そう思っておるわけでございます。

それから最後に、五十七年、八年の要調整額の財源をどうして確保するか。実は五十七年はもうすでに予算がスタートいたしておりまして、スタートしたばかりでございますから五十七年度幾ら足りなくなると言われましてもいまの段階で申し上げるわけにはまいりません。五十八年度の問題については、これは中期展望の中では三兆四千億円という要調整額がございますけれども、これは単なる見通しでございますから、予算の編成の手がかりにはいたしますが、もちろんこのとおりにはならないと私は思っております。

どういうふうに来年度予算を組んでいくのか、臨調答申はどういう答申が出るのか、実は大蔵省の中でも毎日国会へ来ておりまして相談している暇がないわけでございますので、国会が終わり次第早急に、概算要求をしてもらうのにどういうようなシーリングにするかというようなことを省内で相談したい。いずれにしても、歳出カット、削減合理化、これを最優先課題として取り上げていかざるを得ない、そう考えております。（拍手）

○国務大臣（河本敏夫君）　〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕　私に対する御質問の第一点は、五十六年度経済成長が予定よりも下回ったのはどういうわけか、こういう御質問でございますが、この第一点は、やはり年度後半輸出が大幅に落ち込んできた、こういうことにあろうかと思います。その背景は、申すまでもなく第二次大戦後最も深刻であると言われております世界不況にあるわけでございますが、世界景気もことしの後半以降だんだんと立ち直る方向にあると言われておりますので、私どもはそれに従って輸出も今後回復してくるであろう、こう思っております。第二点は、雇用者所得一人当たりの伸びを七・五％と想定をしておりましたが、これが現実にどの程度伸びたかは六月になりませんけれども、どうもこの予定が相当大幅に落ち込んでおる、こういう感じがいたします。消費が伸びない、住宅が建たない、あるいは中小企業の状態が悪いという一番大きな背景は、この雇用者所得の伸びが非常に低い水準にある、こういうことでなかろうかと考えております。

以上二点が経済見通しの狂った最大の背景でございますが、なお名目成長も相当落ち込んでおります。予定よりも相当下回っておりますが、これは先ほど来お話しのように物価が当初予定よりも低い水準になった、こういうことが背景にございます。

御質問の第二点は、これからの経済対策をどうするのかということでございますが、まずさしあたりは、上半期に公共事業あるいは公的住宅を技術的に可能な限り集中執行していくことをこの閣議で決定されたのでございます。私どもはこれが誘い水になりまして経済全体が立ち直ることを期待しておりますが、もし万一そのようにならない場合には、内需を中心として景気が維持拡大できるような適切な対策をとらなければならぬ、このように考えております。

○国務大臣（安倍晋太郎君）　〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕　お答えいたします。

景気の現状につきましては、内需回復の弱さに加えまして輸出の増勢も鈍化してきております。したがって、景気の先行きにも総じて明るい指標が見られないというのが現況でございます。

通産省としましても、三月いっぱい全国の通産局を総動員いたしまして景気の実態調査を行ったわけでございますが、それによりますれば、業種別、規模別、地域別の跛行性が依然として続く中で、これまで景気を支えてまいりました加工組み立て型産業にも伸び悩みが見え始めておるということ、特に中小企業産地は一段と厳しさを増しておることが明らかとなっております。また、これらの結果として非常に心配をいたしておるのは、企業経営者の先行きに対する自信に動揺が見えてき始めたということがはっきりいたしたわけでございます。

こうした現状から、いま河本長官からもお話し

のように、政府といたしましては、上半期に集中いたしまして公共事業の契約を行う、執行を行う、あるいはまた公的住宅を推進する、さらに金融政策の機動的な運営等をやっていくわけでございますが、しかし下期の経済運営については非常に重要であると考えております。今後の景気の動向を見守りながら適切に対処をしていかなければならない、こういうふうに考えておるわけでございます。（拍手）

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣（中曾根康弘君）　臨時行政調査会におきましては、来月の十日ごろから下旬にかけまして各部会報告が提出されます。それで、本調査会におきましてそれを審議した上、七月中に第三次答申、いわゆる基本答申を提出することになっております。いよいよこれを機に行革も正念場を迎えまして、最も重大な局面にくると思っております。これが成否は、わが国運の進展あるいは民主主義の将来にも影響するものであると考えまして、真剣に対処する考えでおります。

政府の基本的な態度は、従来と同じように一貫して臨調の答申に対しましてはこれを最大限に尊重して、速やかに実施に移すという基本的態度でございますが、いずれ答申をいただきましたら、この取り扱い、手順を明らかにいたしまして、国民の皆様及び各党各派の御協力を仰ぎたいと思っております。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（秋山長造君）　**日程第二　日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件**

日程第三　千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四　千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第五　千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第六　千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（いずれも衆議院送付）

日程第七　国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上六件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長稲嶺一郎君。

審査報告書

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十日

外務委員長　稲嶺　一郎

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とドイツ民主共和国との間で関税、租税、事業活動等についての最恵国待遇、輸出入制限についての無差別待遇、身体及び財産の保護、出訴権についての内国民待遇及び最恵国待遇、商船の出入港等についての内国民待遇及び最恵国待遇等を相互に保障しているほか、領事官との通信等の権利、仲裁判断の承認及び執行、交換可能通貨での支払等について定めたものである。この条約の締結により、我が国とドイツ民主共和国との間の経済交流が安定的な基盤の上に一層促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約

日本国政府及びドイツ民主共和国政府は、

両国間の友好及び相互協力の関係を強化すること並びに両国間の経済関係を深めかつ一層発展させることを希望し、

通商及び航海に関する条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

日本国外務大臣　園田　直

ドイツ民主共和国政府

ドイツ民主共和国外務大臣　オスカー・フィッシャー

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

両締約国は、両国間の貿易を発展させ及び両国間の経済関係を強化することを目的として平等及び相互の利益の原則に基づき協力するよう並びに、この目的の達成のための発意及び措置を奨励するよう、それぞれの国の法令に従い、努力するものとする。

第二条

1　輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに関連して課され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に対して課されるすべての種類の関税及び課徴金に関し、これらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに第四条に規定するすべての事項に関し、いずれか一方の締約国が第三国を原産地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に対して与えており又は将来与えることのあるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の産品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられる。

2　1の規定は、いずれか一方の締約国が与える次の特別の利益には、適用しない。

(a)　国境貿易を容易にするため隣接国に与える特別の利益

(b)　当該一方の締約国の法令により輸入品として取り扱われる海産物のうち当該一方の締約国の船舶によつて採捕された海産物又は海上において当該一方の締約国の船舶内で加工若しくは製造をすることにより得られた海産物に与える特別の利益

第三条

1　いずれの一方の締約国の産品も、一又は二以上の第三国の領域を通過して輸送された後のものであつても、他方の締約国の領域への輸入に際しては、それらの産品が当該一方の締約国の領域から直接に輸入された場合に課される関税又は課徴金よりも高い関税又は課徴金を課されることはない。

2　1の規定は、第三国の領域を通過する間に積み替えられ、再包装され又は倉庫において保管された産品についても、適用する。

第四条

1　いずれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、同様の国内産品に直接又は間接に課されるいかなる種類の内国税その他の内国課徴金よりも高い内国税その他の内国課徴金を、直接にも間接にも、課してはならない。

2　いずれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、国内における当該産品の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、国内原産の同様の産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

第五条

1　いずれの一方の締約国も、いずれかの産品の他方の締約国の領域からの輸入又はその領域への輸出に対し、いかなる禁止又は制限も課してはならない。ただし、すべての第三国への同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に禁止され又は制限される場合は、この限りでない。

2　1の規定は、各締約国が、重大な安全上の利益の保護、公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に関する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

第六条

第二条1の規定の適用を妨げることなく、各締約国は、一時的に自国の領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、自国の法令の定めるところにより、関税及び課徴金の免除に関して最恵国待遇を与える。

(a)　商品見本

(b)　試験用及び実験用の物品

(c)　展覧会、共進会及び見本市に出品される物品

(d)　組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具

(e)　加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料

(f)　輸出され又は輸入される貨物の容器

第七条

1　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、身体及び財産の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

2　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えられる。

3　各締約国の国民は、自国の領事官と通信し及びその事務所に自国の領事官を訪問する権利を与えられる。

4　いずれか一方の締約国の国民が、公判前においてであるかその他の場合においてであるかを問わず、拘禁その他の身体の自由の制限を受けた場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、直ちに、当該他方の締約国の領事官に通報しなければならない。当該他方の締約国の領事官は、遅滞なく当該国民を訪問し及び当該国民と通信することを許される。

5　いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、第三国の国民に課される租税、手数料若しくは課徴金よりも重い又はこれら以外のいかなる種類の租税、手数料又は課徴金も課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基づいて租税に関する特定の利益を与える権利又は二重課税の回避のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第八条

いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の港その他の投錨地に入るときは、当該一方の締約国の領事官は、当該船舶並びにその乗組員及び旅客に対して十分な援助を与える権利を有する。

第九条

1　いずれか一方の締約国の法令に従つて組織され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する法人は、他方の締約国の領域内においても、法人として認められる。

2　いずれの一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国の領域内において、事業活動（商業、工業及び金融業の活動を含む。）に関するすべての事項について、最恵国待遇を与えられる。

3　いずれか一方の締約国の法人は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の法令に従い代理人によつて代表される権利を有する。

4　第七条の規定は、法人に適用することのできる範囲内において1の法人にも適用する。

第十条

1　いずれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該一方の締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

2　いずれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶のトン数の測度に関する証書は、他方の締約国の権限のある当局により、その発給した証書と同等のものと認められる。

3　いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と同様の限度においてかつ同様の条件で、外国との間における通商及び航海のために開放されている当該他方の締約国のすべての港、場所及び水域に出入し及び停泊する権利を有する。

いずれの一方の締約国の商船並びにその乗組員、旅客及び積荷も、他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関し、当該他方の締約国の商船及び第三国の商船並びにこれらの商船の乗組員、旅客及び積荷に与えられる待遇より不利でない待遇を当該他方の締約国によつて与えられる。

4　1から3までの規定は、沿岸貿易には、適用しない。いずれか一方の締約国の商船が、外国から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部の陸揚げをするため又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部の積載をするため、他方の締約国の法令の定めるところにより当該他方の締約国の一の港から他の港への航行をすることは、沿岸貿易とはみなされない。

5　この条約において「商船」には、漁船を含まない。

第十一条

1　いずれの一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合において、自国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対して与える援助、保護及び免除と同様の援助、保護及び免除を他方の締約国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対して与える。当該船舶から引き揚げられた物品については、国内消費のために搬入される場合を除くほか、すべての関税を免除する。

2　いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し又は難破した場合には、当該他方の締約国の関係当局は、最寄りの地にある船舶所属国の領事官又は、当該領事官がいない場合には、当該船舶所属国の外交使節団にその旨を通報する。

第十二条

1　両締約国は、いずれか一方の締約国の国民若しくは第九条の法人に該当する法人と他方の締約国の国民若しくは同条の法人に該当する法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争の解決のため、両

国の仲裁機関の利用をあらゆる可能な方法により奨励するものとする。

2　各締約国は、いずれか一方の締約国の国民若しくは第九条の法人に該当する法人と他方の締約国の国民若しくは同条の法人に該当する法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、仲裁判断の援用がされる領域の手続規則に従つてこれを執行する。もつとも、仲裁による当該紛争の解決につき契約自体又は妥当な形式により作成された別個の約定において規定している場合に限る。

3　仲裁判断の承認及び執行は、次の場合には、拒否することができる。

(1)　判断の援用を不利益とする当事者の請求がある場合において、当該当事者が、承認及び執行を求められた締約国の権限のある当局に対し次のいずれかについての証拠を提出するとき。

(a)　2にいう契約又は約定の当事者が、適用を受ける法令により無能力者であつたこと又は当該契約若しくは約定が、これらの当事者が準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた国の法令により無効であること。

(b)　判断の援用を不利益とする当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦をすることが不可能であつたこと。

(c)　判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判定を含むものであること。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定を仲裁に付託されなかつた事項に関する判定と分離することができる場合には、判断のうち仲裁に付託された事項に関する判定の部分は、承認し、かつ、執行することができる。

(d)　仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従つたものでなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国の法令に従つたものでなかつたこと。

(e)　判断が、当事者を拘束するものとなるに至つていないこと又は、判断が行われた国若しくは判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある当局により、取り消され若しくは停止されたこと。

(2)　承認及び執行を求められた締約国の権限のある当局が次のいずれかを認める場合

(a)　紛争の対象である事項が、当該締約国の法令により仲裁による解決の不可能なものであること。

(b)　当該判断の承認及び執行をすることが、当該締約国の公の秩序に反すること。

第十三条

両締約国間のすべての支払は、それぞれの国の法令の定めるところにより、交換可能通貨で行う。

第十四条

各締約国は、この条約の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国の行う提案に対し好意的な考慮を払うものとし、また、協議のための適当な機会を与える。

第十五条

1　この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにベルリンで交換されるものとする。

2　この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

3　いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百八十一年五月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田　直

ドイツ民主共和国政府のために
オスカー・フィッシャー

議定書

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約（以下「条約」という。）に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受け、条約の不可分の一部と認められる次の規定を更に協定した。

1　条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関し、いかなる権利も許与し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

2　条約第十二条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が千九百五十八年六月十日にニュー・ヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約又はこれを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有しており又は有することのある権利及び義務を害するものと解してはならない。

3　条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国である場合には、これらの協定に基づく当該一方の締約国の権利及び義務を害するものと解してはならない。

4　(1)　各締約国は、自国が国家企業を設立し若しくは維持し又はいずれかの企業に対して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与える場合においてこれらの国家企業又は企業が輸入又は輸出を伴う購入又は販売を行うときは、これらの国家企業又は企業を無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

(2)　(1)の規定は、(1)にいう国家企業又は企業が、条約の規定に妥当な考慮を払つた上、商業的考慮（価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件に対する考慮をいう。）にのみ従つて(1)にいう購入又は販売を行うことを要求するものと了解される。

5　条約第七条4に関し、次のことが了解される。

(a)　第七条4の通報は、当該他方の締約国の国民が拘禁その他の身体の自由の制限を受けた時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならない。

(b)　当該他方の締約国の領事官は、当該他方の締約国の国民が拘禁その他の身体の自由の制限を受けた時からいかなる場合にも四日以内には当該国民を訪問し及び当該国民と通信することを許される。

6　条約の適用上、条約第九条2の最恵国待遇は、直接投資（次に掲げる方法によるものを含む。）については、相互主義に基づいて与えられることが合意される。

(a)　出資者に専属する企業、子会社又は営業所の設立又は拡張

(b)　既存の企業の所有権の完全取得

(c)　新設又は既存の企業への参加

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百八十一年五月二十八日に東京で、英語に

より本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田　直

ドイツ民主共和国政府のために
オスカー・フィッシャー

審査報告書

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十日

外務委員長　稲嶺　一郎

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間をそれぞれ二年間延長するものである。我が国がこれらの議定書を締結することは、小麦の需給関係を安定させ及び開発途上国における食糧不足を緩和するための国際協力に引き続き貢献する見地から有益であると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

昭和五十七年度予算に、国際小麦理事会分担金として三千七百九十三万七千円、また食糧援助規約の援助義務を履行するために必要な経費として百五十一億千四百万円がそれぞれ計上されている。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書

前文

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結会議は、

千九百四十九年の国際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十八年、千九百七十一年、千九百七十四年、千九百七十五年、千九百七十六年、千九百七十八年及び千九百七十九年に修正され、更新され又はその有効期間の延長がされたことを考慮し、

千九百七十九年に議定書により更に有効期間の延長がされた千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成される千九百七十一年の国際小麦協定が千九百八十一年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書を作成した。

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書

千九百七十九年に議定書により更に有効期間の延長がされた千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百七十一年の小麦貿易規約（以下「規約」という。）が千九百八十一年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十三年六月三十日まで、この議定書の締約国の間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に小麦を対象とする新たな国際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな国際協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条　規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百八十一年七月一日以後適用されない。

(a)　第十九条(4)

(b)　第二十二条から第二十六条まで

(c)　第二十七条(1)

(d)　第二十九条から第三十一条まで

第三条　定義

この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体（以下「共同体」という。）を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第四条　会計

第七条(1)(b)の規定によりこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び収穫年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条　署名

この議定書は、千九百八十一年三月二十四日から五月十五日まで、ワシントンにおいて、千九百七十九年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締約国政府及び千九百八十一年三月六日において千九百七十九年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締約国と暫定的にみなされる国の政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている国の政府による署名のために、開放しておく。

第六条　批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十一年六月三十日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第七条　加入

(1)　この議定書は、次に定めるところにより、加入のために開放しておく。

(a)　千九百八十一年六月三十日までは、規約の付表A又は付表Bに同日現在で掲げられている加盟国の政府による加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(b)　千九百八十一年六月三十日後は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府による加入。ただし、加盟輸出国が投ずる票の三分の二以上及び加盟輸入国が投ずる票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に基づくものでなければならない。

(2)　加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行う。

(3)　規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は規約の付表Bに掲げる加盟国というときは、理事会の定める条件に基づきその政府が規約に加入した加盟国及び(1)(b)の規定によりその政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当する付表に掲げられているものとみなす。

第八条　暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の政府でこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされる。

第九条　効力発生

(1)　この議定書は、千九百八十一年六月三十日までに、規約の付表Aに定める票数の六十パーセント以上の票を有する加盟輸出国及び規約の付表Bに定める票数の五十パーセント以上の票を有する加盟輸入国を代表する政府（同日において規約の締約国であつたとしたならばそのような票を有することとなる政府を含む。）が第六条から前条までの規定により批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託していることを条件として、千九百八十一年七月一日に効力を生ずる。

(2)　この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第十条　寄託政府による通報

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、この議定書への加入、規約第二十七条の規定により受領した通告並びに規約第二十八条の規定により受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第十一条　この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、この議定書の効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条　前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書

この議定書の締約国は、

千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百八十年の食糧援助規約（以下「規約」という。）が千九百八十一年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十三年六月三十日まで、この議定書の締約国の間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に食糧援助を対象とする新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条　規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百八十一年七月一日以後適用されない。

(a)　第十二条

(b)　第十七条

(c)　第十八条(1)

第三条　国際食糧援助

この議定書により有効期間の延長がされた規約の実施上、第八条(2)の規定によりこの議定書に加入した加盟国は、同条の関係規定に従つて定められる当該加盟国の最小拠出量とともに規約第三条(3)に掲げられているものとみなす。

第四条　署名

この議定書は、千九百八十一年三月二十四日から五月十五日まで、ワシントンにおいて、規約第三条(3)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

第五条　寄託政府

アメリカ合衆国政府は、この議定書の寄託政府とする。

第六条　批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十一年六月三十日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、規約に規定する食糧援助委員会（以下「委員会」という。）は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第七条　暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言を寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされる。

第八条　加入

(1)　この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政府であつてこの議定書に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百八十一年六月三十日までに寄託政府に寄託する。もつとも、委員会は、同日までに加入書を寄

託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(2)　この議定書は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会の適当と認める条件に基づく規約第三条(3)に掲げる国以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

(3)　(1)又は(2)の規定によりこの議定書に加入する政府は、加入書を寄託するまでの間についてのこの議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされる。

第九条　効力発生

(1)　この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政府が千九百八十一年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、千九百八十一年七月一日に効力を生ずる。

(2)　この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十条　有効期間

この議定書は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが千九百八十三年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。

第十一条　正文

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託政府に寄託する。寄託政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証謄本を送付する。

第十二条　前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

審査報告書

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

外務委員長　稲嶺　一郎

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

この条約の締約国は、

合意により船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することにより、海上における人命及び財産の安全を増進すること並びに海洋環境の保護を促進することを希望し、

船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

(1)　締約国は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、船舶に乗り組む船員が任務を遂行するのに必要な能力を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。

(2)　締約国は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、船舶に乗り組む船員が任務を遂行するのに必要な能力を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。

第二条　定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

(a)　「締約国」とは、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

(b)　「主管庁」とは、船舶の旗国である締約国の政府をいう。

(c)　「証明書」とは、名称のいかんを問わず、主管庁若しくは主管庁から権限を与えられた者の発給し又は主管庁の承認する有効な文書であつて、受有者に対し当該文書に記載する業務又は国内法令に規定する業務を行うことを認めるものをいう。

(d)　「証明書を与えられた」とは、正当に証明書を受有していることをいう。

(e)　「機関」とは、政府間海事協議機関（ＩＭＣＯ）をいう。

(f)　「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(g)　「海上航行船舶」とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する船舶以外

のものをいう。

(h)「漁船」とは、魚類、鯨類、あざらし、せいうちその他の海洋生物資源を採捕するために使用する船舶をいう。

(i)「無線通信規則」とは、効力を有する最新の国際電気通信条約に附属し又は附属するとみなされる無線通信規則をいう。

第三条　適用

この条約は、締約国を旗国とする海上航行船舶において業務を行う船員であつて、次の船舶において業務を行う船員以外のものに適用する。もつとも、締約国は、(a)に規定する船舶において業務を行う者については、合理的かつ実行可能である限り、当該船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることによりこの条約の要件を満たすことを確保する。

(a) 軍艦、軍の補助艦又は国の所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的業務にのみ従事するもの

(b) 漁船

(c) 運送業に従事しない遊覧ヨット

(d) 原始的構造の木船

第四条　情報の送付

(1) 締約国は、実行可能な限り速やかに、次のものを事務局長に送付する。

(a) この条約の対象とされている事項について定めた法令

(b) この条約の定めるところにより発給される証明書の取得のための国家試験その他の要件並びに修学課程の内容及び期間の細目

(c) この条約の定めるところにより発給される証明書の十分な数の見本

(2) 事務局長は、送付を受けた(1)(a)の法令をすべての締約国に通報するものとし、特に第九条及び第十条の規定の適用上締約国が要請する場合には、送付を受けた(1)(b)及び(c)に定める情報を当該締約国に提供する。

第五条　他の条約及び解釈

(1) 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であつて締約国の間において効力を有するものは、その有効期間内は、次のものについて引き続き十分かつ完全な効力を有する。

(a) この条約が適用されない船員

(b) この条約が適用される船員に係る事項であつてこの条約に明文の規定のないもの

(2) (1)に規定する条約又は取極がこの条約に抵触する場合には、締約国は、これらの条約又は取極に基づく約束とこの条約に基づく義務とが抵触しないことを確保するため、これらの約束について再検討する。

(3) この条約に明文の規定のない事項については、締約国の法令に従うものとする。

(4) この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議第二千七百五十号C(第二十五回会期)に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に関し並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいずれの国の主張及び法的見解も害するものではない。

第六条　証明書

(1) 船長、職員又は部員の証明書は、附属書の関連規定により業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に関する要件を満たしていると主管庁の認める者に対し発給する。

(2) (1)の規定により発給される船長及び職員の証明書には、これを発給する主管庁が、附属書第一―二規則に定める様式により裏書をする。裏書は、使用される言語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。

第七条　経過規定

(1) この条約により証明書が必要とされる職務区分につき締約国が自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により又は無線通信規則の定めるところにより発給した証明書及び従業証書は、当該締約国についてこの条約の効力が生じた後、この条約の適用上有効な証明書と認められる。

(2) 主管庁は、自国についてこの条約の効力が生じた後五年を超えない間、従前の例により証明書を発給することができる。この証明書は、この条約の適用上有効なものと認められる。この証明書の発給は、発給を行う締約国についてこの条約の効力が生ずる前に当該証明書に係る部門において海上業務を開始した船員に対してのみ行う。資格証明を得ようとする他のすべての者については、主管庁は、この条約の定めるところにより試験を受け及び証明書が与えられることを確保する。

(3) 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、この条約の定める適当な証明書及び自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により発給した証明書を受有していない船員であつて次の要件を満たすものに対し、従業証書を発給することができる。

(a) 当該締約国についてこの条約の効力が生ずる前七年以内に三年以上の期間、海上において、当該従業証書に係る職務区分において業務を行つたことがあること。

(b) (a)に規定する職務区分において良好に業務を行つた証拠を提示したこと。

(c) 主管庁が、申請時における年齢を考慮して身体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)を有すると認めたこと。

この条約の適用上、この(3)の規定に基づき発給された従業証書は、この条約の定めるところにより発給された証明書と同等のものとみなす。

第八条　臨時業務許可書

(1) 主管庁は、例外的に必要となる場合において人命、財産又は環境に危険が生ずるおそれがないと認めるときは、いずれかの職務区分(無線通信規則に別段の定めがない限り、無線通信士及び無線電話通信士を除く。)において業務を行うための証明書を受有していない特定の船員に対し、特定の船舶において、六箇月を超えない特定の期間、当該職務区分において業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができる。この場合において、臨時業務許可書の発給を受ける者は、その就くこととなる職の職務を適切に遂行することのできる十分な能力を有していると主管庁の認める者でなければならない。ただし、臨時業務許可書は、船長及び機関長の職については、不可抗力の場合において可能な限り短い期間について与えるときを除くほか与えてはならない。

(2) いずれかの職についての臨時業務許可書は、当該職の直下の職に就くための証明書を受有している者に対してのみ与える。当該職よりも下位の職の資格証明についてこの条約が定めていない場合には、臨時業務許可書は、その能力及び経験が当該職に必要とされる要件と明らかに同等であると主管庁の認める者に対して発給することができる。ただし、当該者がいかなる適当な証明書も受有していない場合には、臨時業務許可書が発給されても安全が損なわれないことを明らかにするためのものとして当該者が主管庁の認める試験に合格することを条件とする。主管庁は、適当な証明書の受有者が可能な限り速やかに当該職に就くことを確保する。

(3) 締約国は、証明書が必要とされる職務区分につき海上航行船舶に対して一年間に発給した臨時業務許可書の職務区分ごとの数並びに当該一年間に臨時業務許可書の発給を受けた海上航行船舶のうち登録総トン数千六百トン以上のもの及び千六百トン未満のものの数を、一月一日以降可能な限り速やかに、事務局長に報告する。

第九条　同等と認められる教育及び訓練の制度

(1) この条約は、主管庁が、技術の進歩に応じた海上航行業務及び船内組織又は特殊な形態の船舶及び特殊な運送のための海上航行業務及び船内組織に適合した教育及び訓練の制度その他のこの条約の定めるところと異なる教育及び訓練の制度を維持又は新たに採用することを妨げるものではない。ただし、船舶の航行及び貨物

の取扱いに関する海上航行業務、知識及び技能の水準が、少なくともこの条約の定める要件と同程度に、海上における安全を確保し、かつ、海洋汚染の防止の効果を有するものであることを条件とする。

(2) (1)に規定する制度に関する細目は、実行可能な限り速やかに事務局長に報告するものとし、事務局長は、当該細目をすべての締約国に対し回章に付する。

第十条　監督

(1) 船舶（第三条の規定によりこの条約の適用から除外されるものを除く。）は、締約国の港にある間、当該締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服する。監督官は、当該船舶において業務を行う船員のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されているものが、当該証明書又は適当な臨時業務許可書を与えられていることを確認する。証明書は、不正に取得されたものであると認める明確な根拠がある場合及びその所持者が当該証明書の発給を受けた者と異なる者であると認める明確な根拠がある場合を除くほか、認容される。

(2) 締約国の監督官は、(1)の規定により及び附属書第一―四規則に定める手続によりいずれかの船舶において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該船舶の船長及び当該船舶の旗国の領事が駐在していないときは当該旗国の最寄りの外交代表若しくは海事当局に対し、直ちに文書で通報する。通報には、発見した要件の不備に関する詳細及び当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険があると当該締約国が判断する理由を明記する。

(3) (1)の規定による監督を行う締約国は、船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び性質を考慮して、附属書第一―四規則3に規定する要件の不備が是正されておらず、かつ、当該要件の不備のために人命、財産又は環境に危険があると判断した場合には、当該危険が除去される程度に当該要件の不備が是正されるまでの間、当該船舶を航行させないための措置をとる。当該措置に係る事実は、速やかに事務局長に報告する。

(4) この条の規定による監督を行うに際しては、船舶を不当に抑留し又は船舶の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。船舶は、不当に抑留され又は不当に出航を遅延させられた場合には、被つた損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。

(5) 締約国でない国を旗国とする船舶が締約国を旗国とする船舶よりいかなる有利な取扱いも受けることのないよう、必要な場合にはこの条の規定を準用する。

第十一条　技術協力の促進

(1) 締約国は、この条約の目的を推進するため、開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関と協議し及び機関の協力を得て、可能な場合には国、小地域又は地域を単位として、次の事項について技術援助を要請する他の締約国に対する支援を促進する。

(a) 事務職員及び技術職員の訓練

(b) 船員訓練機関の設立

(c) 船員訓練機関に対する設備及び施設の供与

(d) 適切な訓練計画（海上航行船舶における実習訓練を含む。）の開発

(e) その他船員の能力を向上させるための方法及び措置の採用の促進

(2) 機関は、適当な場合には、他の国際機関特に国際労働機関と協議し又はこれらと協力して(1)(a)から(e)の事項についての技術援助を促進する。

第十二条　改正

(1) この条約は、次のいずれかの手続に従つて改正することができる。

(a) 機関における審議の後の改正

(i) 締約国の提案する改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国、すべての締約国及び国際労働事務局長に対し回章に付する。

(ii) (a)(i)の規定により提案されかつ回章に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託する。

(iii) 締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。

(iv) 改正案は、(a)(iii)の規定により拡大された海上安全委員会（以下「拡大海上安全委員会」という。）に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。

(v) (a)(iv)の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、事務局長がすべての締約国に送付する。

(vi) この条約のいずれかの条の改正は、締約国の三分の二が受諾した日に受諾されたものとみなす。

(vii) 附属書の改正は、次のいずれかの日に受諾されたものとみなす。

1　改正が受諾のため締約国に送付された日から二年を経過した日

2　採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数により1に定める期間以外の期間（一年以上とする。）が決定された場合には、当該決定された期間を経過した日

ただし、定められた期間内に三分の一を超える締約国又はその商船船腹量（この(a)(vii)においては、登録総トン数百トン以上の商船の船腹量をいう。）の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となる締約国により事務局長に対し改正に反対する旨の通告がされた場合には、当該改正は、受諾されなかつたものとみなす。

(viii) この条約のいずれかの条の改正は、受諾した締約国については、当該改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。

(ix) 附属書の改正は、(a)(vii)の規定により当該改正に反対しかつその反対を撤回しなかつた締約国を除くすべての締約国について、当該改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。当該改正が効力を生ずべき日前においては、締約国は、その効力発生の日から一年以内の期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数により決定する一層長い期間自国について当該改正の実施を延期する旨を事務局長に通告することができる。

(b) (i) 機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、国際労働事務局長と協力し又は協議して、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ii) 事務局長は、締約国会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。

(iii) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(a)(vi)及び(viii)並びに(a)(vii)及び(ix)に定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合においては、(a)(vii)及び(ix)の「拡大海上安全委員会」を「締約国会議」と読み替えるものとする。

(2) 改正の受諾若しくは反対の宣言又は(1)(a)(ix)の規定に基づく通告は、事務局長に対し文書で行うものとし、事務局長は、当該文書の提出があつたこと及びこれを受領した日をすべての締約国に通報する。

(3) 事務局長は、効力を生ずる改正及びその効力発生の日をすべての締約国に通報する。

第十三条　署名、批准、受諾、承認及び加入

(1) この条約は、機関の本部において、千九百七

十八年十二月一日から千九百七十九年十一月三十日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、次のいずれかの方法により締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

(2) 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによつて行う。

(3) 事務局長は、この条約に署名し又は加入した国及び国際労働事務局長に対し、署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び当該寄託の日を通報する。

第十四条　効力発生

(1) この条約は、二十五以上の国であつてその商船船腹量（この(1)においては、登録総トン数百トン以上の商船の船腹量をいう。）の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で、効力を生ずる。

(2) 事務局長は、この条約に署名し又は加入した国に対し、この条約の効力発生の日を通報する。

(3) (1)に定める十二箇月の間に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この条約の効力発生の日又はその寄託の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

(4) この条約の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で、効力を生ずる。

(5) この条約の改正が第十二条の規定に従つて受諾されたとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。

第十五条　廃棄

(1) 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長に対する通告書によつて行う。事務局長は、通告書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日を他のすべての締約国及び国際労働事務局長に通報する。

(3) 廃棄は、事務局長が通告書を受領した後十二箇月で、又は通告書に明記された十二箇月よりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第十六条　寄託及び登録

(1) この条約は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約の認証謄本をこの条約に署名し又は加入したすべての国に送付する。

(2) この条約が効力を生じたときは、事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定により、この条約を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

第十七条　用語

この条約は、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。アラビア語及びドイツ語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十八年七月七日にロンドンで作成した。

附属書

第一章　一般規定

第一―一規則　定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

(a) 「この規則」とは、この附属書の規則をいう。

(b) 「承認された」とは、主管庁により承認されたことをいう。

(c) 「船長」とは、船舶を指揮する者をいう。

(d) 「職員」とは、船長以外の船舶の乗組員であつて、国内法令により船舶職員として定められているもの又は、国内法令に定めがない場合には、労働協約若しくは慣習により船舶職員として扱われているものをいう。

(e) 「甲板部職員」とは、甲板部において業務を行う職員をいう。

(f) 「一等航海士」とは、船長の次の地位にある甲板部職員であつて、船長に事故のある場合に船舶を指揮することとなるものをいう。

(g) 「機関部職員」とは、機関部において業務を行う職員をいう。

(h) 「機関長」とは、船舶の推進機関に関し責任を有する首席機関部職員をいう。

(i) 「一等機関士」とは、機関長の次の地位にある機関部職員であつて、機関長に事故のある場合に船舶の推進機関に関し責任を有することとなるものをいう。

(j) 「機関士補」とは、機関部職員となるための訓練を受けている者であつて、国内法令により機関士補として定められているものをいう。

(k) 「無線通信士」とは、無線通信規則の定めるところにより発給された第一級若しくは第二級の無線電信通信士証明書又は海上移動業務のための無線通信士一般証明書を受有する者であつて、海上における人命の安全のための国際条約により無線電信局を備えることを要求される船舶の無線電信局に勤務するものをいう。

(l) 「無線電話通信士」とは、無線通信規則の定めるところにより発給された適当な証明書を受有する者をいう。

(m) 「部員」とは、船長及び職員以外の船舶の乗組員をいう。

(n) 「沿岸航海」とは、締約国の近傍における航海であつて当該締約国の定めるものをいう。

(o) 「推進出力」とは、船舶登録証書その他の公的文書に記載されているキロワット表示の出力をいう。（注）

注　船舶登録証書その他の公的文書には船舶のすべての主推進機関の連続最大出力が記載されるものと了解される。

(p) 「無線通信規則」には、海上における人命の安全のための国際条約及び主管庁が自己の裁量により採用した機関（ＩＭＣＯ）の関連のある勧告に定める当直並びに設備の保守及び修理を含む。

(q) 「石油タンカー」とは、石油及び石油製品のばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

(r) 「化学薬品タンカー」とは、機関（ＩＭＣＯ）の「危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則」に掲げる液体化学薬品のばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

(s) 「液化ガスタンカー」とは、機関（ＩＭＣＯ）の「液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則」に掲げる液化ガスのばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

第一―二規則　証明書の内容及び裏書の様式

1 証明書は、発給する国の公用語で作成するものとし、使用される公用語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。主管庁は、無線通信士及び無線電話通信士のための証明書の発給については、次の方法のいずれかをとることができる。

2 (a) 無線通信規則の定めるところにより証明書を発給するための試験に、この附属書の関連規則により要求される追加の知識の要件を含めること。

(b) この附属書の関連規則により要求される追加の知識を有していることを示す別個の証明書を発給すること。

3 第六条の規定により要求される証明書の裏書の様式は、次のとおりとする。

証明書の裏書の様式

証明書の雛型

（公の印章）　（国名）

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づいて発給する。

政府は、（注1）

（国名）

署名者は、

この証明書／証明書第……号（注2）が、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の附属書第……規則に定めるところにより次の限定の下に……（注3）として十分な能力を有すると認められる……（氏名）……に対し発給されたことを証明する。

限定事項又は「限定なし」

をここに記入する。

この証書の発給日……

署名……

（公の印章）　（正当に権限を与えられた者の氏名及び署名）

証明書受有者の生年月日……

証明書受有者の署名……

注1　いずれかの行を使用すること。

注2　不要な語を抹消すること。

注3　この条約に規定する職務区分を記入すること。

第一―三規則　沿岸航海を規律する原則

1　この条約の適用に当たり沿岸航海について定める締約国は、他の締約国を旗国とする船舶であつて当該沿岸航海と同様の航海に従事するものにおいて業務を行う船員に対し、自国を旗国とする船舶であつて当該沿岸航海に従事するものにおいて業務を行う船員に課する訓練、経験又は資格証明の要件よりも厳しい要件を課してはならず、また、いかなる場合にも、他の締約国を旗国とする船舶において業務を行う船員に対し、沿岸航海に従事しない船舶に係るこの条約の要件を超える要件を課してはならない。

2　締約国は、自国を旗国とする船舶であつて他の締約国の海岸沖において自国の定める沿岸航海に定期的に従事するものに関しては、当該船舶において業務を行う船員に対し、当該他の締約国の課する訓練、経験及び資格証明の要件と少なくとも同等の要件を課する。ただし、当該他の締約国の課するこの条約の要件を超えるものである場合は、この限りでない。締約国が沿岸航海として定める範囲を超えて航海し当該範囲に含まれない水域に入る船舶については、この第一―三規則の適用はなく、これらの船舶は、この条約に定める要件を満たさなければならない。

3　締約国は、自国を旗国とする船舶が締約国でない国の海岸沖において自国の定める沿岸航海に定期的に従事する場合には、当該船舶に対しこの条約の沿岸航海に関する規定による利益を与えることができる。

4　この第一―三規則の規定は、いかなる意味においても、いずれの国（締約国であるかないかを問わない。）の管轄権も制限するものではない。

第一―四規則　監督手続

1　正当に権限を与えられた監督官が第十条の規定に基づき行うことのできる監督は、次の事項に限る。

(a)　船舶において業務を行う船員のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されているものが有効な証明書又は臨時業務許可書を受有していることを、第十条(1)の規定により確認すること。

(b)　船舶がいずれかの締約国の港又は当該港への進入路にある間に次の事態のいずれかを引き起こしたことにより、当該船舶においてこの条約により要求される基準の当直が維持されていないと認める根拠がある場合に、当該船舶の船員が当該当直を維持する能力を有しているかいないかを確認すること。

(i)　衝突し、座礁し又は係留中に国際条約に違反して物質を排出したこと。

(ii)　航行中、びよう泊中又は係留中に国際条約に違反して物質を排出したこと。

(iii)　無謀な若しくは危険な操船を行つたこと又は航行進路標識若しくは分離通航方式に従わなかつたこと。

2　1の規定による監督が行われた結果船舶に関し次の要件の不備のいずれかが明らかとなつた場合には、監督官は、第十条の規定により、当該船舶の船長及び当該船舶の旗国の適当な代表に対し文書により通報する。

(a)　証明書の受有を要求されている船員が、適当かつ有効な証明書又は臨時業務許可書を所持していないこと。

(b)　甲板部又は機関部の当直体制が、当該船舶の旗国の定める要件を満たしていないこと。

(c)　安全な航行又は海洋汚染の防止のために不可欠な装置を操作する能力を有する者が当直を担当していないこと。

(d)　船長が、航海を開始する際の最初の当直及びその後の当直に休養をとつた者を充てることができないこと。

3　第十条の規定に基づき締約国が船舶を抑留することのできる根拠は、2(a)の要件の不備（船長、機関長、甲板部の当直を担当する職員、機関部の当直を担当する職員及び、適当な場合には、無線通信士の証明書に係るものに限る。）及び2(b)の要件の不備の是正がされていないことに限る。

第二章　船長及び甲板部

第二―一規則　甲板部の当直の維持に当たり遵守すべき基本原則

1　締約国は、適切な甲板部の当直が常に維持されることを確保するために遵守しなければならないこの第二―一規則に定める原則につき、船舶所有者、船舶運航者、船長及び当直を担当する者の注意を喚起する。

2　船長は、甲板部の当直体制が適切な当直の維持に十分なものであることを確保する。当直を担当する職員は、船長の全般的な指揮の下に、任務の遂行中、船舶を安全に航行させる責任（特に、衝突及び乗揚げを回避する責任）を有する。

3　いかなる船舶も、少なくとも4から11までに定める甲板部の当直の基本原則を考慮するものとする。

4　当直体制

(a)　当直体制は、その時の状況に対して常に十分かつ適当なものでなければならず、また、適切な見張りを行う必要を考慮したものでなければならない。

(b)　船橋における当直体制（甲板部の適当な部員が当直を担当する体制を含む。）の編成に当たつては、特に次の事項を考慮する。

(i)　いかなる場合においても、船橋を無人の状態にしてはならないこと。

(ii)　気象状態、視界及び昼間と夜間の別

(iii)　当直を担当する職員が特別の航行上の任務の遂行を必要とするような航路障害物との近接状態

(iv)　レーダー、電子位置指示装置等の航行援助装置その他の航行の安全に関係のある装置の使用及びこれらの装置の作動状態

(v)　自動操舵装置の備付けの有無

(vi)　特殊な運航状況から生ずる甲板部の当直についての特別の必要

5　任務への適合

当直体制は、当直を担当する職員及び部員の能力が疲労によつて損なわれることのないようなものでなければならない。当直体制は、航海を開始する際の最初の当直を担当する者及びその後に当直を担当する者が十分な休養をとつており及びその任務の遂行に適している状態にあるように編成する。

6　航行

(a)　航海は、すべての関連する情報を考慮して事前に計画するものとし、また、予定の進路は、航海の開始前に十分確認する。

(b)　当直に際しては、船舶が予定の進路をとることを確保するため、必要かつ利用可能な航行援助装置の使用により、針路、船位及び速力を頻繁に確認する。

(c)　当直を担当する職員は、船内のすべての安全設備及び航行設備の位置及び操作についての十分な知識を有していなければならず、また、これらの設備の性能の限界を了知し及び考慮しなければならない。

(d)　当直を担当する職員は、船舶の安全な航行を妨げるおそれのあるいかなる任務も割り当てられてはならず、また、行つてはならない。

7　航行設備

(a)　当直を担当する職員は、利用可能なすべての航行設備を最も効果的に使用する。

(b)　当直を担当する職員は、レーダーを使用する場合には、適用のある海上における衝突の予防のための規則中のレーダーの使用に関する規定を常に遵守する必要のあることに留意する。

(c)　当直を担当する職員は、必要な場合には、かじ、推進機関及び音響信号装置をためらうことなく使用する。

8　航行上の任務及び責任

(a)　当直を担当する職員は、

(i)　船橋において当直を行うものとし、適切に引継ぎをするまでは、いかなる状況の下においても、船橋を離れてはならない。

(ii)　船長が船橋にいる場合においても、船長が船舶の安全な航行についての責任を引き受けることを船長から明確に伝えられ、かつ、このことが相互の間で確認されるまでは、引き続き当該責任を有する。

(iii)　船舶の安全を確保するためにいかなる行動をとるかについて疑義がある場合には、その旨を船長に通報する。

(iv)　当直の引継ぎを受ける職員が明らかに任務を適切に遂行することができないと信ずる理由があるときは、当直の引継ぎをしないものとし、また、この場合には、その旨を船長に通報する。

(b)　当直の引継ぎを受ける職員は、引継ぎに際し、船舶の推測位置又は真位置並びに予定の航路、針路、速力及びその当直中に遭遇することが予想される航行上の危険を確認する。

(c)　当直を担当する者は、船舶の航行に関し適切に記録する。

9　見張り

見張りを行う者の任務には、船舶の置かれている状況並びに衝突及び乗揚げのおそれその他の航行上の危険を十分に把握するために適切な見張りを行うことのほか、遭難船舶、遭難航空機、遭難者及び残がいの発見に努めることを含む。見張りを行うに際しては、(a)及び(b)の規定を遵守する。

(a)　見張りを行う者は、適切な見張りを行うことに十分な注意を払うことができる状態になければならないものとし、その任務を妨げるおそれのある他のいかなる任務も割り当てられてはならず、また、行つてはならない。

(b)　見張りを行う者の任務と操舵員の任務とは区別されるものとし、操舵員は、操舵中にあつては、見張りを行う者とみなされてはならない。ただし、操舵位置において妨げられることなく周囲を見渡すことのできる小型船舶における場合において夜間における視界の制限その他適切な見張りを行う上での障害がないときは、この限りでない。当直を担当する職員は、次の要件が満たされる場合には、昼間、単独で見張りを行うことができる。

(i)　船舶の置かれている状況を注意深く検討した結果、単独で見張りを行つたとしても安全であることが明らかとなつたこと。

(ii)　少なくとも次の事項を含むすべての関連する事項について十分考慮したこと。

気象状態

視界

交通のふくそう状況

航行上の危険との近接状態

分離通航方式のとられている水域又はその付近を航行する場合に必要とされる注意

(iii)　船舶の置かれている状況の変化により補助者が必要となつた場合に、補助者を直ちに船橋に呼び出すことができること。

水先人が乗船している場合の航行

10　船舶の安全についての船長及び当直を担当する職員の任務及び義務は、水先人の任務及び義務にかかわらず、水先人が乗船していることにより解除されない。船長及び水先人は、航行の手順、現地の事情及び船舶の特徴に関する情報を相互に交換する。船長及び当直を担当する職員は、水先人と密接に協力し、かつ、船位及び船舶の動向を常時正確に確認する。

11　海洋環境の保護

船長及び当直を担当する職員は、船舶の航行に付随する又は船舶の事故による海洋環境の汚染のもたらす重大な影響について了知していなければならず、特に関連のある国際規則及び港湾規則を考慮して、このような汚染を防止するためのすべての可能な措置をとる。

第二―二規則　登録総トン数二百トン以上の船舶の船長及び一等航海士の資格証明のための最小限の要件

(登録総トン数千六百トン以上の船舶の船長及び一等航海士)

1　登録総トン数千六百トン以上の海上航行船舶の船長及び一等航海士は、適当な証明書を受有していなければならない。

2　資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(a)　身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(b)　登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、当該職員の職務区分において次の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。

(i)　一等航海士の資格証明の場合には、十八箇月以上。ただし、主管庁が、甲板部の当直を担当する職員として六箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたと同等のものとみなす特別の訓練を受けることを要求する場合には、この十八箇月以上の期間を十二箇月以上の期間に短縮することができる。

(ii)　船長の資格証明の場合には、三十六箇月以上。ただし、資格証明を得ようとする者が一等航海士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがある場合又は主管庁がそのような海上航行業務を行つたと同等のものとみなす特別の訓練を受けることを要求する場合には、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。

(c)　主管庁が十分と認める適当な試験に合格していること。この試験は、第二―二規則の付録に掲げる事項に関する試験を含むものでなければならない。ただし、主管庁は、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、必要と認める場合には、沿岸航海に従事する限定された大きさの船舶の船長及び一等航海士についてこの試験の要件を変更することができる。

(登録総トン数二百トン以上千六百トン未満の船舶の船長及び一等航海士)

3　登録総トン数二百トン以上千六百トン未満の海上航行船舶の船長及び一等航海士は、適当な証明書を受有していなければならない。

4　資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(a)　身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(b)　(i)　一等航海士の資格証明の場合には、登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしていること。

(ii)　船長の資格証明の場合には、登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、当該職員の職務区分において三十六箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、資格証明を得ようとする者が一等航海士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある場合又は主管庁がそのような海上航行業務を行ったと同時のものとみなす特別の訓練を受けることを要求する場合には、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。

(c)　主管庁が十分と認める適当な試験に合格していること。この試験は、第二―二規則の付録に掲げる事項に関する試験を含むものでなければならない。ただし、主管庁は、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、適当と認める場合には、当該水域又は沿岸航海に従事する船舶に適用されない事項を除外するため、沿岸航海に従事する船舶の船長及び一等航海士についてこの試験の要件を変更することができる。

（通則）

5　第二―二規則の付録に掲げる事項について要求される知識の水準は、証明書が船長又は一等航海士のいずれに対して発給されるものであるかにより及び登録総トン数千六百トン以上の船舶又は登録総トン数二百トン以上千六百トン未満の船舶のいずれについて発給されるものであるかにより、異なるものとすることができる。

第二―二規則の付録　登録総トン数二百トン以上の船舶の船長及び一等航海士の資格証明のために最小限要求される知識

1　2から19までに掲げる事項は、登録総トン数二百トン以上の船舶の船長又は一等航海士の資格証明を得ようとする者の試験に関する事項及び方法を列挙したものであり、第二―四規則に定める事項の内容を広くかつ深くしたものである。これらの事項に関する試験は、船長が船舶、旅客、乗組員及び貨物の安全についての最終的な責任を有すること並びに一等航海士がいかなる場合においても当該責任を引き受けるべき地位にあることに留意した上、船舶の安全に影響を及ぼすあらゆる利用可能な情報を理解する能力を判定することのできるようなものとしなければならない。

2　航行及び船位の測定

(a)　あらゆる状況に対応した航海計画の作成及び航行

(i)　大洋航路を図示する適当な方法による航海計画の作成及び航行

(ii)　航行についての制約のある水域における航海計画の作成及び航行

(iii)　氷のある水域における航海計画の作成及び航行

(iv)　視界が制限されている状態における航海計画の作成及び航行

(v)　分離通航方式のとられている水域における航海計画の作成及び航行

(vi)　潮汐の影響の強い水域における航海計画の作成及び航行

(b)　船位の測定

(i)　天体観測による船位の測定（太陽、恒星、月及び惑星を利用して行うものを含む。）

(ii)　地物の観測による船位の測定（陸標及び灯台、標識、浮標等の航行援助施設並びに船位の測定結果の精度を評価するための適当な海図、水路通報その他の出版物及び情報を利用して行うものを含む。）

(iii)　船舶のすべての最新の電子航行援助装置の操作の基本、性能の限界及び誤差の原因並びに情報表示の誤りの識別及び補正の方法に関する知識を有した上でこれらの装置を使用することによる船位の測定で主管庁が十分と認める程度のもの

3　当直

(a)　海上における衝突の予防のための国際規則（安全な航行に関連する附属書を含む。）の内容、適用及び趣旨に関する十分な知識

(b)　第二―一規則に定める基本原則に関する知識

4　レーダー

レーダー・シミュレーター又は、レーダー・シミュレーターを利用することができない場合には、演習盤を利用して、レーダーに関する基礎知識並びにレーダーを操作し及び使用する能力並びにレーダーから得られる情報を解読し及び分析する能力を証明すること。これらの知識及び能力には、次の事項に関するものを含む。

(a)　性能及び精度に影響を及ぼす要因

(b)　始動時及びその後における画面の調整

(c)　情報表示の誤り、偽像、海面反射等の識別

(d)　レンジ及び方位

(e)　危険を示す映像の識別

(f)　他船の針路及び速力

(g)　横切り船、行会い船又は追越し船との最接近時刻及び最接近距離

(h)　他船の針路及び速力の判読

(i)　自船の針路若しくは速力又はその双方の変更による影響

(j)　海上における衝突の予防のための国際規則の適用

5　磁気コンパス及びジャイロ・コンパス

磁気コンパス及びジャイロ・コンパスの誤差を測定し及び修正する能力並びに誤差の修正方法に関する知識

6　気象及び海象

(a)　天気図を理解し及び解読する能力

(b)　種々の天気系の特徴に関する知識（熱帯暴風雨に関するもの並びに暴風雨の中心及び危険区域の回避に関するものを含む。）

(c)　海流系に関する知識

(d)　潮汐及び海流に関するすべての適当な航海用の出版物及び情報（英語によるものを含む。）を利用する能力

(e)　潮汐の状態を算出する能力

7　操船

あらゆる状況の下での操船。これには、次のものを含む。

(a)　水先船又は水先人乗下船場所に接近する場合における天気、潮汐、ヘッドリーチ及び停止距離を十分に考慮に入れた操船

(b)　水流及び風の舵効に及ぼす影響並びに航行についての制約のある水域における舵効の受ける影響を考慮に入れた河川、河口等における操船

(c)　スクオート（注）、横揺れ及び縦揺れの結果生ずる余裕水深の減少等を考慮に入れた浅い水域における操船

注　「スクオート」とは、船舶が航行する場合に、船体沈下及びトリムの変化により余裕水深が減少することをいう。この現象は、浅い水域において顕著となり、船舶の速力の減少に伴い弱くなる。

(d)　航過する船舶の間の相互作用及び自船と至近の側壁との間の相互作用（側壁影響）

(e)　風及び潮汐の種々の状態において、引き船を使用する場合及び引き船を使用しない場合

(f)　びょう地の選定並びに限られた広さのびょう地における単びょう泊又は双びょう泊及び使用するびょう鎖の長さを決定する要因

(g)　走びょう及びいかりが絡んだ場合の解き方

(h)　損傷時及び非損傷時における乾ドックへの入渠

(i)　荒天時における操船（遭難船舶又は遭難航

空機に対する援助、えい航作業、操縦の自由でない船舶が横波を受けないようにする方法及びできる限り押し流されないようにする方法並びにストーム・オイルの使用を含む。）

(j) 荒天時において救命艇又は救命いかだを進水させる場合の注意事項

(k) 救命艇又は救命いかだから生存者を船内に収容する方法

(l) 主な種類の船舶の操縦性能及び推進機関の特徴（特に、種々の喫水状態及び速力における停止距離及び旋回圏に関するもの）を判断する能力

(m) 自船の船首波及び船尾波によって生ずる損傷を避けるために減速して航行することの重要性

(n) 氷のある水域において又は着氷の状態で航行する場合にとるべき実際的な措置

(o) 分離通行方式のとられている水域における操船

8 船舶の復原性（注）、構造及び損傷制御

注　小型船舶において業務を行う船長及び一等航海士は、当該小型船舶の復原性についての基本的な事項を熟知していなければならない。

(a) 船舶の構造に関する基本原理、トリム及び復原性に関係のある理論及び要因並びに適切なトリム及び復原性を保つために必要な措置を理解すること。

(b) 区画室に損傷が生じ浸水があつた場合に浸水が船舶のトリム及び復原性に及ぼす影響並びに当該影響の生じた場合にとるべき措置に関する知識

(c) 復原性、トリム及び応力に関する図表並びに応力計算機を使用する能力（船体応力を許容限度内に保つための貨物の積付け及びバラスト調整に関する知識を含む。）

(d) 船舶の主要な構造部材に関する一般的な知識及び船舶の各部分の正規の名称

(e) 船舶の復原性に関する機関（ＩＭＣＯ）の勧告についての知識

9 船舶の出力装置

(a) 船舶の出力装置の作動原理

(b) 船舶の補機

(c) 船舶の機関に関する用語についての一般的な知識

10 貨物の取扱い及び積付け

(a) 船内における貨物の積付け及び保全（荷役装置の取扱いを含む。）

(b) 貨物、特に重量貨物の積込み及び取卸し

(c) 貨物の運送に関する国際的な規則及び勧告（特に国際海上危険物規程（ＩＭＤＧ））

(d) 危険物の運送（積込み及び取卸しの際にとるべき予防措置並びに航海中における危険物の管理を含む。）

(e) タンカーの安全に関する最新の手引書の内容及び適用についての実用的な知識

(f) 一般に使用されている貨物用の管系及びポンプ装置に関する実用的な知識

(g) 原油、中間分留物、ナフサ等の通常の貨物油の特性を表すために使用される用語及びその定義

(h) 汚染の防止に関する規則、バラスト調整、タンクの洗浄及びガス・フリー

(i) ロード・オン・トップの手順

11 防火及び消火設備

(a) 防火操練の計画

(b) 火災の種類及び化学的性質

(c) 消火設備

(d) 消火に関する承認された課程の受講

(e) 消火設備に係る規則に関する知識

12 非常措置

(a) 船舶の乗揚げをする際の注意事項

(b) 乗揚げの前後にとるべき措置

(c) 乗り揚げた船舶を援助を受け又は自力で浮揚させること。

(d) 衝突した際にとるべき措置

(e) 浸水箇所を応急的にふさぐこと。

(f) 非常の際に旅客及び乗組員の保護及び安全のためにとるべき措置

(g) 火災又は爆発の際に船舶の損傷をできる限り少なくし及び船舶を救助すること。

(h) 船体放棄

(i) 非常の際の操舵法、仮操舵装置を取り付け及び使用する方法並びに可能な場合に仮かじを取り付ける方法

(j) 遭難船舶又は難破物からの人命の救助

(k) 海中に転落した者の救助

13 医療

次の出版物の利用に関する十分な知識

(a) 国際船舶医療手引書又は同種の国内出版物

(b) 国際信号書（医療関係部門）

(c) 危険物による事故の際の応急医療の手引書

14 海事法令

(a) 国際条約に定められている国際海事法のうち船長の固有の義務及び責任（特に、安全及び海洋環境の保護に関するもの）に係るものについての知識。この知識には、特に次の事項に関するものを含む。

(i) 国際条約により船舶に備え置くことが義務付けられている証明書その他の文書並びにその取得方法及び法定有効期間

(ii) 満載喫水線に関する国際条約の関連規定に基づく責任

(iii) 海上における人命の安全のための国際条約の関連規定に基づく責任

(iv) 船舶からの汚染の防止のための国際条約に基づく責任

(v) 検疫明告書及び国際保健規則

(vi) 海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に基づく責任

(vii) 船舶、旅客、乗組員及び貨物の安全に関係のある他の国際的な文書に基づく責任

(b) 国内の海事法令に関する知識（その範囲は、主管庁の裁量により定めることができるが、国際条約を履行するための国内的な措置を含むものでなければならない。）

15 乗組員の管理及び訓練の責任

船舶における乗組員の管理、組織及び訓練に関する知識

16 通信

(a) 灯火を用いてのモールス符号による通報を送信し及び受信する能力並びに国際信号書を使用する能力。主管庁は、船長よりも下位の職の資格証明のための試験においてこれらの能力に関する試験を行つている場合には、船長の資格証明を得ようとする者についてこれらの能力に関する試験を行わないこととすることができる。

(b) 特に遭難通報、緊急通報、安全通報及び航行通報との関連における無線電話通信の手続に関する知識及び無線電話を使用する能力

(c) 無線通信規則に定める無線電信による非常の際の遭難信号に関する手続についての知識

17 救命

救命設備に関する規則（海上における人命の安全のための国際条約）、船体放棄の操練の計画及び救命艇、救命いかだその他の救命設備に関する十分な知識

18 捜索及び救助

機関（ＩＭＣＯ）の商船捜索救助便覧（ＭＥＲＳＡＲ）に関する十分な知識

19 技能の試験方法

(a) 航行（船位、針路及び方位を測定する能力）

六分儀、方位盤及び方位鏡の使用

(b) 海上における衝突の予防のための国際規則

(i) 信号若しくは灯火を表示する小型模型又は航海灯シミュレーターの使用

(ii) 演習盤又はレーダー・シミュレーターの使用

(c) レーダー。次のいずれかのものを使用する。

(i) レーダー・シミュレーター

(ii) 演習盤

(d) 消火

消火に関する承認された課程の受講

(e) 通信

視覚及び音声による実技試験

(f) 救命

救命艇その他の救命設備の進水及び取扱い（救命胴衣の着用を含む。）

第二―三規則　登録総トン数二百トン未満の船舶の船長及び甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件

1　沿岸航海に従事しない船舶

(a)　沿岸航海に従事しない登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶の船長は、登録総トン数二百トン以上千六百トン未満の船舶の船長として業務を行うための証明書で主管庁の承認するものを受有していなければならない。

(b)　沿岸航海に従事しない登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員は、登録総トン数二百トン以上の船舶のための適当な証明書を受有していなければならない。

2　沿岸航海に従事する船舶

(a)　船長

(i)　沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶の船長は、適当な証明書を受有していなければならない。

(ii)　資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(1)　二十歳以上であること。

(2)　甲板部の当直を担当する職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。

(3)　沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶における自己の任務に相応する十分な知識を有することにつき主管庁を満足させること。この知識は、第二―三規則の付録に掲げる事項に関する知識を含むものでなければならない。

(b)　甲板部の当直を担当する職員

(i)　沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員は、適当な証明書を受有していなければならない。

(ii)　資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(1)　十八歳以上であること。

(2)　身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(3)　次のいずれかにつき主管庁を満足させること。

特別の訓練を良好に修了していること（主管庁の要求する十分な期間の適当な海上航行業務を行つたことがあることを含む。）。

甲板部において三年以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。

(4)　沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶における自己の任務に相応する十分な知識を有することにつき主管庁を満足させること。この知識は、第二―三規則の付録に掲げる事項に関する知識を含むものでなければならない。

3　訓練

必要な知識及び実際の経験を与えるための訓練は、第二―一規則並びに関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

4　免除

主管庁は、この第二―三規則及び第二―三規則の付録に定めるすべての要件をいずれかの船舶に適用することが当該いずれかの船舶の大きさ及び航海の状況に照らして合理的又は実際的でないと考える場合には、同一の水域を航行するすべての船舶の安全に留意した上、当該いずれかの船舶の船長及び甲板部の当直を担当する職員に対し、適当と認める範囲内で要件の一部を免除することができる。

第二―三規則の付録

登録総トン数二百トン未満の船舶の船長及び甲板部の当直を担当する職員の資格証明のために最小限要求される知識

1　(a)　次の事項に関する知識

(i)　沿岸航法及び必要とされる範囲の天文航法

(ii)　海上における衝突の予防のための国際規則

(iii)　国際海上危険物規程（IMDG）

(iv)　磁気コンパス

(v)　無線電話及び視覚信号

(vi)　防火及び消火設備

(vii)　救命

(viii)　非常措置

(ix)　操船

(x)　船舶の復原性

(xi)　気象

(xii)　小型船舶の出力装置

(xiii)　応急医療

(xiv)　捜索及び救助

(xv)　海洋環境の汚染の防止

(b)　登録総トン数二百トン未満の船舶に備え付けられているすべての航行援助装置及び航行設備を適切に操作するための十分な知識

(c)　(a)及び(b)に定める事項について要求される知識の水準は、当直の職員が自己の任務を適切に遂行するために十分なものでなければならない。

2　登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶の船長は、自己のすべての任務を適切に遂行するために必要な他の知識を有することにつき主管庁を満足させなければならない。

第二―四規則　登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件

1　登録総トン数二百トン以上の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員は、適当な証明書を受有していなければならない。

2　資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(a)　十八歳以上であること。

(b)　身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(c)　甲板部において三年以上の期間承認された海上航行業務を行つたこと及びこの三年以上の期間中に少なくとも六箇月の期間、資格を有する職員の監督の下で船橋における当直の任務を行つたことがあること。ただし、主管庁は、特別の訓練を受けた者については、二年以下の適当な期間承認された海上航行業務を行つたものと認めることができる。この場合において、当該特別の訓練がこれにより代替される二年以下の期間の承認された海上航行業務と少なくとも同等のものであると主管庁が認めることを条件とする。

(d)　適当な試験に合格することにより、自己の任務に相応する十分な理論的及び実際的知識を有することにつき主管庁を満足させること。

3　航行区域について限定のない証明書

航行区域について限定のない証明書を発給する場合の試験は、当該証明書を得ようとする者が第二―四規則の付録に掲げる事項に関する理論的及び実際的知識を十分に有するか有しないかを判定することのできるものでなければならない。

4　航行区域について限定のある証明書

沿岸航海に従事する船舶においてのみ業務を行うことができるという限定のある証明書を発給する場合には、主管庁は、試験に際し、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、第二―四規則の付録に掲げる事項のうち次の事項の試験を省略することができる。

(a)　天文航法

(b)　沿岸航海に係る水域が船位の測定及び航行のための電子装置の有効範囲外の水域である場合には、これらの電子装置に関する能力

5　知識の水準

(a)　第二―四規則の付録に掲げる事項について要求される知識の水準は、当直の職員が自己の任務を適切に遂行するために十分なもので

なければならない。主管庁は、知識の適当な水準の決定に当たつては、第二―四規則の付録に掲げる事項の記載を考慮する。

(b)　必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、第二―一規則並びに関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

第二―四規則の付録　登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のために最小限要求される知識

1　天文航法

船位及びコンパスの誤差を測定するために天体を観測する能力

2　地文航法及び沿岸航法

(a)　次のものを利用することにより船位を測定する能力

(i)　陸標

(ii)　灯台、標識、浮標等の航行援助施設

(iii)　風、潮汐及び海流を考慮し並びに毎分のプロペラ回転数及びログにより算出される速力を考慮した推測航法

(b)　海図、水路誌、潮汐表、水路通報、無線航行警報、船舶の航路情報等の航海用の出版物及び情報に関する十分な知識並びにこれらの出版物及び情報を利用する能力

3　レーダー航法

レーダーに関する基礎知識並びにレーダーを操作し及び使用する能力並びにレーダーから得られる情報を解読し及び分析する能力。これらの知識及び能力には、次の事項に関するものを含む。

(a)　性能及び精度に影響を及ぼす要因

(b)　始動時及びその後における画面の調整

(c)　情報表示の誤り、偽像、海面反射等の識別

(d)　レンジ及び方位

(e)　危険を示す映像の識別

(f)　他船の針路及び速力

(g)　横切り船、行会い船又は追越し船との最接近時刻及び最接近距離

(h)　他船の針路及び速力の変更の判読

(i)　自船の針路若しくは速力又はその双方の変更による影響

(j)　海上における衝突の予防のための国際規則の適用

4　当直

(a)　海上における衝突の予防のための国際規則（安全な航行に関連する附属書を含む。）の内容、適用及び趣旨に関する十分な知識

(b)　第二―一規則に定める基本原則に関する知識

5　船位の測定及び航行のための電子装置

電子航行援助装置を使用することにより主管庁が十分と認める程度に船位を測定する能力

6　無線方位測定機及び音響測深機

無線方位測定機及び音響測深機を操作する能力並びにこれらの装置から得られる情報を正しく利用する能力

7　気象

船舶に備え付けられる気象測器に関する知識及びこれらの気象測器の利用並びに種々の天気系の特徴、通報手順及び記録方式に関する知識並びに入手可能な気象情報を利用する能力

8　磁気コンパス及びジャイロ・コンパス

磁気コンパス及びジャイロ・コンパスの原理に関する知識（誤差及びその修正に関するものを含む。）、マスター・ジャイロ・コンパスの制御下にある装置に関する知識並びに通常使用されるジャイロ・コンパスの操作及び管理に関する知識

9　自動操舵装置

自動操舵装置及びその取扱いの手順に関する知識

10　無線電話及び視覚信号

(a)　灯火を用いてのモールス符号による通報を送信し及び受信する能力

(b)　国際信号書を使用する能力

(c)　特に遭難通報、緊急通報、安全通報及び航行通報との関連における無線電話通信の手続に関する知識及び無線電話を使用する能力

11

(a)　防火及び消火設備

防火操練を計画する能力

(b)　火災の種類及び化学的性質に関する知識

(c)　消火設備に関する知識

(d)　消火に関する承認された課程の受講

12　救命

船体放棄の操練を計画する能力、救命艇、救命いかだ、救命浮器その他の救命設備及びその艤装品（持運び式無線装置及び非常用の位置指示無線標識を含む。）の操作に関する知識並びに海上における生存技術に関する知識

13　非常措置

国際労働機関（ＩＬＯ）及び機関（ＩＭＣＯ）が共同で作成した最新の「手引書」の適当な付録に掲げる事項に関する知識

14　操船

次の事項に関する知識

(a)　載貨重量、喫水状態、トリム、速力及び余裕水深の旋回圏及び停止距離に及ぼす影響

(b)　風及び海流の操船に及ぼす影響

(c)　海中に転落した者の救助

(d)　スクオート及び浅い水域の影響並びにこれらと同様の影響

(e)　びよう泊及び係留の適切な手順

15　船舶の復原性

(a)　復原性、トリム及び応力に関する図表並びに応力計算機についての実用的な知識並びにこれらの図表及び応力計算機を使用する能力

(b)　非損傷時浮力が減少する場合にとるべき基本的な措置に関する知識

16　英語

職員が、海図その他の水路に関する出版物を利用し、気象情報並びに船舶の安全及び運航に関する情報及び通報を理解し並びに他船又は海岸局との通信において自己の意思を明確に表現することを可能にするような英語の知識並びに機関（ＩＭＣＯ）の標準海事航海用語を理解し及び使用する能力

17　船舶の構造

船舶の主要な構造部材に関する一般的な知識及び船舶の各部分の正規の名称

18　貨物の取扱い及び積付け

貨物の適切な取扱い及び積付けに関する知識並びに貨物の取扱い及び積付けの船舶の安全に及ぼす影響

19　医療措置

医療手引書及び無線通信による助言を実際に利用する能力、特に、船内で発生するおそれのある事故及び疾病が生じた場合に医療手引書及び無線通信による助言に基づき有効な措置をとる能力

20　捜索及び救助

機関（ＩＭＣＯ）の商船捜索救助便覧（ＭＥＲＳＡＲ）に関する知識

21　海洋環境の汚染の防止

海洋環境の汚染の防止のためにとるべき措置に関する知識

第二―五規則　船長及び甲板部職員について技能の維持及び最新の知識の習得の確保を図るための最小限の要件

1　船長及び甲板部職員の証明書を受有する者であつて、海上において業務を行つているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない一定期間ごとに、次の要件を満たさなければならない。

(a)　身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(b)　次のいずれかにより、専門的能力につき主管庁を満足させること。

(i)　過去五年間に少なくとも一年間船長又は甲板部職員として承認された海上航行業務を行つたことがあること。

(ii)　自己の受有する証明書に係る職務区分の任務に関連する業務であつて(b)(i)により要求される海上航行業務と少なくとも同等とみなされるものを行つたことがあること。

(iii)　次のいずれかに該当すること。

承認された試験に合格していること。

承認された課程を良好に修了している

こと。

証明書において資格を与えられている地位に就く直前に、三箇月以上の期間定員外の甲板部職員として承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2　主管庁は、関係者との協議の上、海上において業務を行っている船長及び甲板部職員並びに特に海上航行業務に復帰する者のため、再教育のための及び最新の知識の習得のための課程（その受講が任意のものであるか強制的なものであるかを問わない。）を制度化し又はその制度化を促進する。主管庁は、その制度化に当たり、関係のあるすべての者がそのような課程のうち各自の経験及び任務に相応したものを受講することができるようにする。そのような課程は、主管庁により承認されたものでなければならず、かつ、海事技術の進歩並びに海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する関連のある国際的な規則及び勧告の改正に関する知識の習得を含むものでなければならない。

3　船長及び甲板部職員は、特別の訓練の要件が国際的に合意される海上航行業務を継続して行うためには、承認された適切な訓練を良好に修了しなければならない。

4　主管庁は、その管轄の下にある船舶が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。

第二―六規則　甲板部の当直を担当する部員の最小限の要件

1　登録総トン数二百トン以上の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する部員の最小限の要件は、2に定める。これらの要件ではなく、また、限定された大きさの船舶における場合を除くほか、部員として単独で甲板部の当直を担当する者の最小限の要件でもない。主管庁は、部員として単独で甲板部の当直を担当する者について追加の訓練及び能力を要求することができる。

注　国際労働機関の千九百四十六年の又はその後の有能海員の資格証明に関する条約を参照すること。

2　登録総トン数二百トン以上の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する部員は、次の要件を満たさなければならない。

(a)　十六歳以上であること。

(b)　身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(c)　次のいずれかに該当することにつき主管庁を満足させること。

(i)　承認された海上航行業務（特に甲板部の当直の任務に関連する六箇月以上の海上経験を含む。）を行ったことがあること。

(ii)　陸上又は船舶における特別の訓練を良好に修了していること（主管庁の要求する二箇月以上の適当な期間海上航行業務を行ったことがあることを含む。）。

(d)　次の事項に関し、経験を有していること又は訓練を受けたことがあること。

(i)　消火、応急医療、生存技術、健康障害及び人命の安全についての基本原則

(ii)　自己の任務に関連する事項について、当直を担当する職員の命令を理解し及び当該職員に自己の意思を伝達する能力

(iii)　操舵を行い及び操舵号令に従う能力並びに操舵に関する任務の遂行に必要な磁気コンパス及びジャイロ・コンパスについての知識

(iv)　視覚及び聴覚により適切な見張りを行い並びに音響信号、灯火その他の物標のおおよその方位をポイント又は度で報告する能力

(v)　自動操舵から手動操舵への及び手動操舵から自動操舵への切換えについて精通していること。

(vi)　適当な船内の連絡装置及び警報装置の使用に関する知識

(vii)　打上げ式炎火遭難信号に関する知識

(viii)　非常の際の自己の任務に関する知識

(ix)　自己の任務に関連のある船舶用語及びその定義に関する知識

3　2(c)及び(d)により必要とされる経験、業務又は訓練の要件は、甲板部の当直に関連する任務を遂行することにより満たすことができる。この場合において、当該任務は、船長又は甲板部の当直を担当する職員若しくは部員の直接の監督の下に行われるものでなければならない。

4　主管庁は、この第二―六規則の規定に基づき経験又は訓練により部員として甲板部の当直を担当することを認められるすべての船員に対し、公的文書を発給すること又はこれらの者が受有している文書に公的な記載を行うことを確保する。

5　主管庁は、当該主管庁についてこの条約の効力が生ずる前五年以内に一年以上の期間甲板部の適当な職務区分において業務を行ったことのある船員については、この第二―六規則の要件を満たしているとみなすことができる。

第二―七規則　港における当直の維持に当たり遵守すべき基本原則

1　港において通常の状況の下で安全に係留し又はびょう泊している船舶においては、船長は、船舶の安全のために適切かつ効果的な当直が維持されるよう取り計らう。

2　当直体制の編成に当たっては、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された「港において当直を担当する甲板部職員が考慮すべき原則及び指針に関する勧告」及び「港において当直を担当する機関部職員が考慮すべき原則及び指針に関する勧告」に注意を払う。

第二―八規則　危険貨物を運送する船舶の港における当直のための最小限の要件

1　危険貨物（この第二―八規則においては、爆発性、可燃性、毒性、健康を害する性質又は環境を汚染する性質を有する貨物及びこれらの性質を有しているおそれのある貨物をいう。）をばら積みで運送している船舶の船長は、船舶が港において安全に係留し又はびょう泊している場合においても、船内にいる適任の職員及び適当な場合には部員により、甲板部及び機関部における適切な当直が維持されることを確保する。

2　危険貨物をばら積み以外の方法で運送している船舶の船長は、当直体制の編成に当たり、危険貨物の性質、量、包装及び積付け並びに船舶、海上及び陸上における特別の事情を十分に考慮する。

3　当直体制の編成に当たっては、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された「港において当直を担当する甲板部職員が考慮すべき原則及び指針に関する勧告」及び「港において当直を担当する機関部職員が考慮すべき原則及び指針に関する勧告」を十分に考慮する。

第三章　機関部

第三―一規則　機関部の当直の維持に当たり遵守すべき基本原則

1　締約国は、適切な機関部の当直が常に維持されることを確保するために遵守しなければならないこの第三―一規則に定める原則につき、船舶所有者、船舶運航者、船長、機関長及び当直を担当する者の注意を喚起する。

2　この第三―一規則において「当直」の語は、当直を担当する者の集団の意味にも機関部職員が当直の責任を有している期間（機関部職員が機関区域にいることを要求されているかいないかを問わない。）の意味にも用いるものとする。

3　いかなる船舶も、少なくとも4から8までに定める機関部の当直の基本原則を考慮するものとする。

4　総則

(a)　機関長は、船長との協議の上、当直体制が適切な当直の維持に十分なものであることを確保する。当直体制（機関部の適当な部員が当直を担当する体制を含む。）の編成に当たっては、特に次の事項を考慮する。

(i)　船舶の種類

(ii)　機関の種類及び状態

(iii)　気象、氷、汚染水域、浅い水域、非常事態、損傷制御又は海洋汚染の除去等の条件

により必要とされる特殊な操作方法

(iv) 当直の能力及び経験

(v) 人命、船舶、貨物及び港の安全並びに環境の保護

(vi) 国際規則、国内規則及び地方の規則の遵守

(vii) 船舶の正常な運航の維持

(b) 当直を担当する機関部職員は、機関長の指揮の下に、必要に応じ、自己の担当するすべての機関及び設備を点検し及び操作し並びにこれらを試験する責任を有する。当直を担当する機関部職員は、主として、機関長に代わつて船舶の安全に関係のある機関をいかなる場合にも適切かつ効率的に運転し及び管理する責任を有する。

(c) 機関長は、船長との協議の上、燃料、水、潤滑剤、化学薬品、予備部品、工具及び備品の需要並びに他のあらゆる必要を考慮して、予定された航海に必要な物品について事前に決定する。

5

操作

(a) 当直を担当する機関部職員は、定められた当直体制が維持されることを確保する。機関部の部員は、当直を担当する場合には、当直を担当する機関部職員の全般的な指揮の下に、推進機関及び補機の適切かつ効率的な運転に対する補助を行う。

(b) 機関部の当直の開始に当たつては、すべての機関の運転状態を確認する。適切に作動しない機関、故障が予想される機関及び特別の作業を必要とする機関の有無並びにこれらの機関がある場合には既にとられた措置を確認する。必要な場合には、とるべき措置について計画を作成する。

(c) 当直を担当する機関部職員は、推進機関及び補機が継続的な監視の下に置かれること、機関区域及び操舵機室の点検が適当な間隔で行われること並びに発見された故障の修理のために適当な措置がとられることを確保する。

(d) 機関区域に人員が配置されている場合には、当直を担当する機関部職員は、推進機関の回転方向又は船舶の速力の変更が必要なときはいつでも推進機関を速やかに操作することのできるようにしておく。機関区域が定期的な無人の状態にある場合には、当番に指名された当直を担当する機関部職員は、警報があり次第機関区域に行くことのできるようにしておく。

(e) 船橋からのすべての指令は、直ちに実行する。推進機関の回転方向又は船舶の速力を変更した場合には、変更について記録する。ただし、その記録が船舶の大きさ又は特徴の故に実行困難であると主管庁が認める場合は、この限りでない。当直を担当する機関部職員は、手動操作方式により推進機関を操作する場合には、推進機関が機関用意又は運転の状態にある間、推進機関の制御装置が常に操作可能な状態にあることを確保する。

(f) 当直を担当する機関部職員は、推進機関及び補機に関する管理の任務を妨げるおそれのあるいかなる任務も割り当てられてはならず、また、行つてはならない。当直を担当する機関部職員は、適切に引継ぎをするまでの間、推進機関及び補機が継続的な監視の下に置かれることを確保する。

(g) すべての機関（機械装置、電気設備、油圧装置及び圧縮空気装置並びにこれらの機関の制御装置及びこれらの機関に関連のある安全設備並びに居住関係設備を含む。）の保守及び管理並びに在庫及び予備部品の使用に関する記録に十分な注意を払う。

(h) 機関長は、当直を担当する機関部職員が当直の間に実施すべき予防保守、損傷制御又は修繕の措置を了知していることを確保する。当直を担当する機関部職員は、自己の担当する機関のうち作業が予定されているものの切離し、バイパス及び調整に責任を有するものとし、実施されたすべての作業を記録する。

(i) 当直を担当する機関部職員は、任務の終了前に、推進機関及び補機に関連するすべての出来事が適切に記録されることを確保する。

(j) 当直を担当する機関部職員は、船舶及び乗組員の安全に対する危険を回避するため、火災の際に機関区域において緊急やむを得ずとる措置であつて船舶の速力の減少、操舵不能、推進機関の停止若しくは電気出力の変化を引き起こすおそれのあるもの又はこれらと同様の安全に対する脅威について直ちに船橋に通報する。この措置の通報は、発生のおそれのある海難を回避するためのあらゆる可能な措置をとる最大限の時間的余裕を船橋に与えるため、可能な限り、事前に行う。

(k) 機関室が機関用意の状態にある場合には、当直を担当する機関部職員は、運転中に用いられることのあるすべての機関及び設備が直ちに使用し得る状態にあること並びに操舵装置その他の装置の利用に十分な出力が保持されることを確保する。

6

当直の要件

(a) 当直を担当する者は、自己に割り当てられた当直の任務に精通していなければならない。更に、当直を担当する者は、自己の船舶に関して次の知識及び能力を有していなければならない。

(i) 適当な船内連絡装置の使用に関する知識

(ii) 機関区域からの脱出経路に関する知識及び各種の警報（特に炭酸ガス警報）を識別する能力

(iii) 機関区域における消火設備の位置及び使用に関する知識

(iv) 航行中の当直体制は、常に、船舶の運航に関係のあるあらゆる機関の適切な運転（自動操作方式によるか手動操作方式によるかを問わない。）を確保するために適当なもので、かつ、その時の状況に適したものでなければならない。このため、特に次の事項を考慮する。

(b)

(i) 船舶の安全な運航に関係のある機関を常に適切な監視の下に置くこと。

(ii) 遠隔操作の可能な推進機関及び操舵装置の状態及び信頼性、そのような推進機関及び操舵装置の遠隔操作装置の状態及び信頼性、遠隔操作装置の位置並びに故障又は緊急の事態が生じた場合にこれらの機関及び装置を非遠隔操作方式に切り換えるための手順

(iii) 火災探知、消火又は火災の拡大防止のための固定式の装置及び設備の位置及び操作

(iv) 船舶の安全な航行、係留又は着岸に関係のある補機、予備機関又は非常設備の使用及びこれらの作動状態

(v) 船舶のあらゆる運航状態の下で効率的な運転が確保されるように機関の状態を維持するため必要とされる手段及び手順

(vi) 特殊な運航状況から生ずる当直についての他の必要

(c) 外洋の影響から保護されていないびよう地にびよう泊する場合には、機関長は、航行中の当直と同様の当直を維持するかしないかにつき、船長と協議する。

7

任務への適合

当直体制は、当直を担当する者の能力が疲労によつて損なわれることのないようなものでなければならない。機関長は、航海を開始する際の最初の当直を担当する者及びその後に当直を担当する者が十分な休養をとつており及びその任務の遂行に適している状態にあるように、当直体制を編成する。

8

海洋環境の保護

機関部職員及び機関部の部員は、船舶の航行に付随する又は船舶の事故による海洋環境の汚染のもたらす重大な影響について了知していなければならず、特に関連のある国際規則及び港湾規則を考慮して、このような汚染を防止するためのすべての可能な措置をとる。

第三―二規則　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件

1　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関

を備えた海上航行船舶の機関長及び一等機関士は、適当な証明書を受有していなければならない。

2　資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(a)　身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。

(b)　当直を担当する機関部職員の資格証明のための要件及び次の要件を満たしていること。

(i)　一等機関士の資格証明の場合には、機関士補又は機関部職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。

(ii)　機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたこと及びこの三十六箇月以上の期間中に少なくとも十二箇月の期間、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、責任ある地位の機関部職員として業務を行つたことがあること。

(c)　消火に関する承認された実習課程を受講したことがあること。

(d)　主管庁が十分と認める適当な試験に合格していること。この試験は、第三―二規則の付録に掲げる事項に関する試験を含むものでなければならない。ただし、主管庁は、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、必要と認める場合には、沿岸航海に従事する限定された推進出力の船舶の機関長及び一等機関士についてこの試験の要件を変更することができる。

3　必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

4　第三―二規則の付録に掲げる事項について要求される知識の水準は、証明書が機関長又は一等機関士のいずれに対して発給されるものであるかにより異なるものとすることができる。

第三―二規則の付録

1　この第三―二規則の付録に掲げる事項は、三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長及び一等機関士の資格証明のために最小限要求される知識

2　4(a)の規定に関し、主管庁は、いずれかの推進機関のみについて有効な証明書を与える場合には、試験に際し、他の推進機関に関する知識の要件を省略することができる。この証明書は、受有する機関部職員が知識の要件を省略された推進機関に関する知識を十分に有していると主管庁が認めない限り、当該推進機関について有効なものではない。この2の規定による証明書の効力についての限定は、当該証明書に記載する。

3　資格証明を得ようとする者は、次の事項に関する理論的知識を有していなければならない。

(a)　熱力学及び熱の伝達

(b)　力学及び流体力学

(c)　船舶の出力装置（ディーゼル機関、蒸気機関及びガスタービン）及び冷凍装置の作動原理

(d)　燃料及び潤滑剤の物理的及び化学的特性

(e)　材料工学

(f)　火災及び消火剤の物理的及び化学的性質

(g)　船舶に関する電気工学及び電子工学並びに船舶の電気設備

(h)　自動制御、計測及び制御系の基礎理論

(i)　造船工学及び船体構造（損傷制御を含む。）

4　資格証明を得ようとする者は、少なくとも次の事項に関する適当な実際的知識を有していなければならない。

(a)　次の推進機関の運転及び保守

(i)　船用ディーゼル機関

(ii)　船用蒸気推進機関

(iii)　船用ガスタービン

(b)　補機（ポンプ装置及び管系、補助ボイラー並びに操舵装置を含む。）の運転及び保守

(c)　電気設備及び制御装置の運転、試験及び保守

(d)　貨物取扱装置及び甲板機械の運転及び保守

(e)　機関の故障の探知、故障箇所の発見及び損傷の防止

(f)　適切な保守及び修繕の手順

(g)　防火、火災探知及び消火の方法及び装置

(h)　船舶による環境の汚染の防止の方法及び装置

(i)　海洋環境の汚染の防止のために遵守すべき規則

(j)　海洋汚染の環境に及ぼす影響

(k)　機関区域において生ずるおそれのある負傷に関する応急医療及び応急医療設備の使用

(l)　救命設備の機能及び使用

(m)　損傷制御の方法

(n)　安全な作業方法

5　資格証明を得ようとする者は、国際条約に定められている国際海事法のうち機関部の固有の義務及び責任（特に、安全及び海洋環境の保護に関するもの）に係るものについての知識を有していなければならない。国内の海事法令に関する知識の範囲は、主管庁の裁量により定めることができるが、国際条約を履行するための国内的な措置を含むものでなければならない。

6　資格証明を得ようとする者は、船舶における乗組員の管理、組織及び訓練に関する知識を有していなければならない。

第三―三規則　七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件

1　七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた海上航行船舶の機関長及び一等機関士は、適当な証明書を受有していなければならない。

2　資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(a)　身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。

(b)　当直を担当する機関部職員の資格証明のための要件及び次の要件を満たしていること。

(i)　一等機関士の資格証明の場合には、機関士補又は機関部職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。

(ii)　機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたこと及びこの二十四箇月以上の期間中に少なくとも十二箇月の期間、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行つたことがあること。

(c)　消火に関する承認された実習課程を受講したことがあること。

(d)　主管庁が十分と認める適当な試験に合格していること。この試験は、第三―三規則の付録に掲げる事項に関する試験を含むものでなければならない。ただし、主管庁は、沿岸航海に従事する船舶に備え付けられる自動遠隔操作装置の種類及び沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、沿岸航海に従事する船舶の機関長及び一等機関士についてこの試験の要件を変更することができる。

3　必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

4　第三―三規則の付録に掲げる事項について要求される知識の水準は、証明書が機関長又は一

等機関士のいずれに対して発給されるものであるかにより異なるものとすることができる。

5　三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶の一等機関士として業務を行う資格を有する機関部職員は、十二箇月以上の期間責任ある地位の機関部職員として業務を行つたことがある場合には、三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長として業務を行うことができる。

第三―三規則の付録　七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長及び一等機関士の資格証明のために最小限要求される知識

1　この第三―三規則の付録に掲げる事項は、七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長又は一等機関士の資格証明を得ようとする者の試験に関する事項を列挙したものである。これらの事項に関する試験は、一等機関士がいかなる場合においても機関長の責任を引き受けるべき地位にあることに留意した上、船舶の機関の適切な運転に影響を及ぼすあらゆる利用可能な情報を理解する能力を判定することのできるようなものとしなければならない。

2　3(d)及び4(a)の規定に関し、主管庁は、いずれかの推進機関のみについて有効な証明書を与える場合には、試験に際し、他の推進機関に関する知識の要件を省略することができる。この証明書は、受有する機関部職員が知識の要件を省略された推進機関に関する知識を十分に有していると主管庁が認めない限り、当該推進機関について有効なものではない。この2の規定による証明書の効力についての限定は、当該証明書に記載する。

3　資格証明を得ようとする者は、次の事項に関する基本原理を理解するための基礎的な理論的知識を有していなければならない。

(a)　燃焼過程
(b)　熱の伝達
(c)　力学及び流体力学
(d)　(i)　船用ディーゼル機関
(ii)　船用蒸気推進機関
(iii)　船用ガスタービン
(e)　操舵装置
(f)　燃料及び潤滑剤の特性
(g)　材料の特性
(h)　消火剤
(i)　船舶の電気設備
(j)　自動制御、計測及び制御系
(k)　船体構造（損傷制御を含む。）
(l)　補機

4　資格証明を得ようとする者は、少なくとも次の事項に関する適当な実際的知識を有していなければならない。

(a)　次の推進機関の運転及び保守
(i)　船用ディーゼル機関
(ii)　船用蒸気推進機関
(iii)　船用ガスタービン
(b)　補機（操舵装置を含む。）の運転及び保守
(c)　電気設備及び制御装置の運転、試験及び保守
(d)　貨物取扱装置及び甲板機械の運転及び保守
(e)　機関の故障の探知、故障箇所の発見及び損傷の防止
(f)　適切な保守及び修繕の手順
(g)　防火、火災探知及び消火の方法及び装置
(h)　海洋環境の汚染の防止のために遵守すべき規則並びに海洋汚染の防止のための方法及び装置
(i)　機関区域において生ずるおそれのある負傷に関する応急医療及び応急医療設備の使用
(j)　救命設備の機能及び使用
(k)　損傷制御の方法（特に、機関室への浸水があつた場合にとるべき措置）
(l)　安全な作業方法

5　資格証明を得ようとする者は、国際条約に定められている国際海事法のうち機関部の固有の義務及び責任（特に、安全及び海洋環境の保護に関するもの）に係るものについての知識を有していなければならない。国内の海事法令に関する知識の範囲は、主管庁の裁量により定めることができるが、国際条約を履行するための国内的な措置を含むものでなければならない。

6　資格証明を得ようとする者は、船舶における乗組員の管理、組織及び訓練に関する知識を有していなければならない。

第三―四規則　人員の配置がされる機関区域の当直を担当する機関部職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員の資格証明のための最小限の要件

1　七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行船舶において、人員の配置がされる機関区域の当直を担当する機関部職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員は、適当な証明書を受有していなければならない。

2　資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(a)　十八歳以上であること。
(b)　身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。
(c)　機関部職員の任務に関する承認された教育又は訓練を、合計して三年以上の期間受けたことがあること。
(d)　適当な期間海上航行業務を行つたことがあること。この期間は、(c)に規定する教育又は訓練を受けた期間として算入することができる。
(e)　船舶の機関の運転及び保守に関する理論的及び実際的知識であつて機関部職員の任務に相応するものを有することにつき主管庁を満足させること。
(f)　消火に関する承認された実習課程を受講したことがあること。
(g)　安全な作業方法に関する知識を有している

こと。

主管庁は、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、沿岸航海に従事する三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関部職員について(c)及び(d)の要件を変更することができる。

3　資格証明を得ようとする者は、推進機関及び補機の運転及び保守に関する知識を有していなければならない。この知識は、関連のある法的な規制に関する知識及び少なくとも次の事項に関する知識を含むものでなければならない。

(a)　当直の手順
(i)　当直の引継ぎを受ける際の作業
(ii)　当直の間に行うべき通常の作業
(iii)　機関日誌に記載すること及び機関日誌の記載事項の意味を理解すること。
(iv)　当直の引継ぎをする際の作業
(b)　推進機関及び補機
(i)　推進機関及び補機の運転の準備
(ii)　蒸気ボイラー（燃焼装置を含む。）の運転
(iii)　蒸気ボイラーの水位の確認方法及び水位が異常である場合にとるべき措置
(iv)　機関室及びボイラー室の機関及び装置に生ずることの多い故障を発見すること並びに損傷の防止のために必要な措置
(c)　ポンプ装置
(i)　ポンプ装置の通常の運転
(ii)　ビルジ・ポンプ装置、バラスト・ポンプ装置及び貨物用のポンプ装置の運転
(d)　発電装置
発電機の運転準備、始動、連結及び切換え
(e)　安全措置及び非常措置
(i)　当直の間に遵守すべき安全のための予防措置及び火災又は事故の際に緊急にとるべき措置（特に油関係の装置に関するもの）
(ii)　電気設備その他の装置及び設備につき作業が行われる前に安全のためにこれらの装置及び設備を切り離すこと。
(f)　汚染の防止措置
油、貨物の残渣、汚水、煙その他の汚染物

による環境の汚染の防止のためにとるべき措置及び汚染の防止のための装置（油水分離器、スラッジ・タンク装置及び汚水処理装置を含む。）の使用

(g)　応急医療

機関区域において生ずるおそれのある負傷に関する基本的な応急医療

4　主管庁は、蒸気ボイラーが装備されていない船舶について有効な証明書を与える場合には、試験に際し、3(b)(ii)及び(iii)に定める知識の要件を省略することができる。この証明書は、受有する機関部職員が知識の要件を省略された事項に関する知識を十分に有していると主管庁が認めない限り、蒸気ボイラーが装備されている船舶における業務について有効なものではない。この4の規定による証明書の効力についての限定は、当該証明書に記載する。

5　必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

第三―五規則　機関部職員について技能の維持及び最新の知識の習得の確保を図るための最小限の要件

1　機関部職員の証明書を受有する者であって、海上において業務を行っているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、その証明書に係る職務区分における海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない一定期間ごとに、次の要件を満たさなければならない。

(a)　身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。

(b)　次のいずれかにより、専門的能力につき主管庁を満足させること。

(i)　過去五年間に少なくとも一年間機関部職員として承認された海上航行業務を行ったことがあること。

(ii)　自己の受有する証明書に係る職務区分の任務に関連する業務であって(b)(i)により要求される海上航行業務と少なくとも同等とみなされるものを行ったことがあること。

(iii)　次のいずれかに該当すること。

承認された試験に合格していること。

承認された課程を良好に修了していること。

証明書において資格を与えられている地位に就く直前に、三箇月以上の期間、定員外の機関部職員として又は当該証明書により就くことのできる地位よりも下位の地位において、承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2　1(b)(iii)に規定する課程は、特に、海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する関連のある国際的な規則及び勧告の改正に関する知識の習得を含むものでなければならない。

3　主管庁は、その管轄の下にある船舶が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。

第三―六規則　機関部の当直を担当する部員の最小限の要件

1　機関部の当直を担当する部員の最小限の要件は、2に定める。これらの要件は、次の部員の要件ではない。

(a)　当直を担当する機関部職員を補佐する者として指名される部員（注）

注　千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された決議九「当直を担当する機関部職員を補佐する者として指名される部員の最小限の要件に関する勧告」を参照すること。

(b)　訓練中の部員

(c)　当直中の自己の任務が熟練を要しない性質のものである部員

2　機関部の当直を担当する部員は、次の要件を満たさなければならない。

(a)　十六歳以上であること。

(b)　身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。

(c)　次の事項につき主管庁を満足させること。

(i)　消火、基本的な応急医療、生存技術、健康障害及び人命の安全に関する経験又は訓練

(ii)　自己の任務に関連する事項について、命令を理解し及び自己の意思を伝達する能力

(d)　次のいずれかに該当することにつき主管庁を満足させること。

(i)　海上航行中の自己の任務に関連する陸上での経験を有していること及び主管庁の要求する適当な期間海上航行業務を行ったことがあること。

(ii)　陸上又は船舶における特別の訓練を修了していること（主管庁の要求する適当な期間海上航行業務を行ったことがあることを含む。）。

(iii)　六箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

3　機関部の当直を担当する部員は、次の知識及び能力を有していなければならない。

(a)　機関部の当直の手順に関する知識及び担当することとなる当直の作業を行う能力

(b)　機関の操作に係る安全な作業方法に関する知識

(c)　機関区域において用いられる用語並びに自己の任務に関連のある機関及び設備の名称に関する知識

(d)　環境の保護のための基本的な措置に関する知識

4　ボイラーの当直を担当する部員は、ボイラーの適切な操作に関する知識並びにボイラーの正しい水位及び蒸気圧を維持する能力を有していなければならない。

5　機関部の当直を担当する部員は、自己が業務を行う船舶の機関区域における自己の当直の任務に精通し、特に、当該船舶に関して次の知識及び能力を有していなければならない。

(a)　適当な船内連絡装置の使用に関する知識

(b)　機関区域からの脱出経路に関する知識

(c)　機関区域の警報装置に関する知識及び各種の警報（特に消火ガス警報）を識別する能力

(d)　機関区域における消火設備の位置及び使用に関する知識

6　主管庁は、当該主管庁についてこの条約の効力が生ずる前五年以内に一年以上の期間機関部の適当な職務区分において業務を行ったことのある船員については、この第三―六規則の要件を満たしているとみなすことができる。

第四章　無線部

無線部の当直及び設備の保守

注釈

無線部の当直に関しては、無線通信規則（改正を含む。）に遵守すべき規定があり、安全のための無線部の当直及び設備の保守に関しては、海上における人命の安全のための国際条約（改正を含む。）及び無線通信規則（改正を含む。）に規定がある。また、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において関連決議が採択されている。

第四―一規則　無線通信士の資格証明のための最小限の要件

1　船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する無線通信士は、主管庁の発給し又は承認した無線通信規則に基づく適当な証明書を受有し、かつ、十分な実務面の経験を有していなければならない。

2　無線通信士は、更に次の要件を満たさなければならない。

(a)　十八歳以上であること。

(b)　身体適性（特に、視覚、聴覚及び言語機能に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(c)　第四―一規則の付録に定める要件を満たすこと。

3　資格証明を得ようとする者は、主管庁が十分と認める試験に合格していなければならない。

4　資格証明を得るために要求される知識の水準は、無線通信士が無線通信の任務を適切かつ効率的に遂行するために十分なものでなければならない。主管庁は、この水準並びに当該水準の知識及び実際的能力を与えるために必要な訓練についての決定に当たっては、無線通信規則及び第四―一規則の付録に定める要件を考慮す

る。また、主管庁は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された関連決議及び機関（ＩＭＣＯ）の関連のある勧告を考慮する。

第四―一規則の付録　無線通信士について最小限要求される追加の知識及び訓練

無線通信士は、無線通信規則に基づく証明書の発給を受けるための要件を満たしているほか、次の事項に関する知識を有し、かつ、次の事項に関する訓練（実際的訓練を含む。）を修了していなければならない。

(a) 次の事態を含む非常事態における無線通信業務

(i) 船体放棄

(ii) 船舶における火災

(iii) 無線局の設備の一部又は全部の故障

(b) 救命艇、救命いかだ及び救命浮器並びにこれらの艤装品の操作（特に、救命艇のための持運び式及び固定式の無線装置並びに非常用の位置指示無線標識の操作）

(c) 海上における生存

(d) 応急医療

(e) 防火及び消火（特に無線設備に関するもの）

(f) 無線設備に係る危険（電気及び電波の輻射による危険、化学的な危険並びに機械による危険を含む。）の予防に関連する船舶及び人員の安全のための措置

(g) 機関（ＩＭＣＯ）の商船捜索救助便覧（ＭＥＲＳＡＲ）の利用（特に無線通信関係部門の利用）

(h) 船位通報制度及びその利用手続

(i) 国際信号書及び機関（ＩＭＣＯ）の標準海事航海用語の使用

(j) 無線医療制度及びその利用手続

第四―二規則　無線通信士について技能の維持及び最新の知識の習得の確保を図るための最小限の要件

1　主管庁の発給し又は承認した無線通信士の証明書を受有する者は、海上航行業務に対する適性を維持するため、次の要件を満たさなければならない。

(a) 五年を超えない一定期間ごとに、身体適性（特に、視覚、聴覚及び言語機能に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(b) 次のことにより、専門的能力につき主管庁を満足させること。

(i) 無線通信士として承認された無線通信業務を行うことのなかつた期間が連続する五年を超えていないこと。

(ii) (i)に規定する期間が連続する五年を超えている場合には、承認された試験に合格すること又は海上若しくは陸上における承認された訓練の課程を良好に修了すること。この試験及び訓練の課程には、海上における人命の安全に直接に関連する事項及び最新の無線通信設備に関する事項を含めるものとし、また、無線航行設備に関する事項を含めることができる。

2　主管庁は、新たな方式、設備又は実務上の手順が自国を旗国とする船舶に導入される場合には、特に安全のための任務に関して、無線通信士に対し、承認された試験に合格すること又は海上若しくは陸上における適当な訓練の課程を良好に修了することを要求することができる。

3　特別の訓練の要件が国際的に合意される特殊な種類の船舶において海上航行業務を行う無線通信士は、当該海上航行業務に対する適性を維持するため、承認された適切な訓練を良好に修了し又は承認された適切な試験に合格しなければならない。この訓練及び試験は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

4　主管庁は、その管轄の下にある船舶が無線通信に関する国際規則及び海上における人命の安全に関する国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。

5　主管庁は、関係者との協議の上、海上において業務を行っている無線通信士及び特に海上航行業務に復帰する者のため、再教育のための及び最新の知識の習得のための海上又は陸上における課程（その受講が任意のものであるか強制的なものであるかを問わない。）を制度化し又はその制度化を促進するよう奨励される。そのような課程は、無線通信の任務に直接に関連する事項、海上無線通信技術の進歩並びに海上における人命の安全に関する関連のある国際的な規則及び勧告（注）の改正に関する知識の習得を含むものでなければならない。

注　海上における遭難に対応するための制度の改善についての機関（ＩＭＣＯ）の勧告を含む。

第四―三規則　無線電話通信士の資格証明のための最小限の要件

1　船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する無線電話通信士は、主管庁の発給し又は承認した無線通信規則に基づく適当な証明書を受有していなければならない。

2　海上における人命の安全のための国際条約により無線電話局を備えることが要求される船舶の無線電話通信士は、更に次の要件を満たさなければならない。

(a) 十八歳以上であること。

(b) 身体適性（特に、視覚、聴覚及び言語機能に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(c) 第四―三規則の付録に定める要件を満たすこと。

3　資格証明を得ようとする者は、主管庁が十分と認める試験に合格していなければならない。資格証明を得るために要求される知識の水準は、無線電話通信士が無線通信の任務を適切かつ効率的に遂行するために十分なものでなければならない。主管庁は、この水準並びに当該水準の知識及び実際的能力を与えるために必要な訓練についての決定に当たつては、無線通信規則及び第四―三規則の付録に定める要件を考慮する。また、主管庁は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された関連決議及び機関（ＩＭＣＯ）の関連のある勧告を考慮する。

第四―三規則の付録　無線電話通信士について最小限要求される追加の知識及び訓練

無線電話通信士は、無線通信規則に基づく証明書の発給を受けるための要件を満たしているほか、次の事項に関する知識を有し、かつ、次の事項に関する訓練（実際的訓練を含む。）を修了していなければならない。

(a) 次の事態を含む非常事態における無線通信業務

(i) 船体放棄

(ii) 船舶における火災

(iii) 無線局の設備の一部又は全部の故障

(b) 救命艇、救命いかだ及び救命浮器並びにこれらの艤装品の操作（特に、救命艇のための持運び式及び固定式の無線装置並びに非常用の位置指示無線標識の操作）

(c) 海上における生存

(d) 応急医療

(e) 防火及び消火（特に無線設備に関するもの）

(f) 無線設備に係る危険（電気及び電波の輻射による危険、化学的な危険並びに機械による危険を含む。）の予防に関連する船舶及び人員の安全のための措置

(g) 機関（ＩＭＣＯ）の商船捜索救助便覧（ＭＥＲＳＡＲ）の利用（特に無線通信関係部門の利用）

(h) 船位通報制度及びその利用手続

(i) 国際信号書及び機関（ＩＭＣＯ）の標準海事航海用語の使用

(j) 無線医療制度及びその利用手続

第五章　タンカーに関する特別の要件

第五―一規則　石油タンカーの船長、職員及び部員の訓練及び能力に関する最小限の要件

1　石油タンカーの貨物及び貨物取扱装置に関する特定の任務及び当該任務に係る責任を有することとなる職員及び部員であつて、正規の乗組員として当該任務に係る業務を行つたことのないものは、当該任務を遂行する前に消火に関す

る適当な陸上での課程を修了していなければならず、かつ、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

(a) 安全な操作に関する十分な知識を得るため、適当な期間、責任を有する者の監督の下に石油タンカーにおいて業務を行ったことがあること。

(b) 石油タンカーについて精通するための承認された課程を修了していること。この課程は、安全及び汚染防止のための基本的な措置及び手順、各種の石油タンカーの設備配置、貨物の種類及び危険性、貨物取扱装置、一般的な操作手順並びに石油タンカーに関する専門用語についての知識の習得を含むものでなければならない。

2 船長、機関長、一等航海士、一等機関士その他貨物の積込み及び取卸し並びに貨物の運送中の管理又は貨物の取扱いについて直接の責任を有する者は、更に次の要件を満たさなければならない。

(a) 石油タンカーにおける自己の任務に相応する適当な経験を有していること。

(b) 自己の任務に相応する専門的な訓練課程を修了していること。この課程は、石油タンカーの安全、火災に係る安全措置及び安全体制、汚染の防止及び抑制、操作上の手順並びに関係法令に基づく義務に関する知識の習得を含むものでなければならない。

3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、過去五年間に一年以上の期間石油タンカーにおける適当な職務区分において業務を行ったことのある船員について2(b)の要件を満たしていることとみなすことができる。

第五―二規則　化学薬品タンカーの船長、職員及び部員の訓練及び能力に関する最小限の要件

1 化学薬品タンカーの貨物及び貨物取扱装置に関する特定の任務及び当該任務に係る責任を有することとなる職員及び部員であつて、正規の乗組員として当該任務に係る業務を行ったことのないものは、当該任務を遂行する前に消火に関する適当な陸上での課程を修了していなければならず、かつ、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

(a) 安全な操作に関する十分な知識を得るため、適当な期間、責任を有する者の監督の下に化学薬品タンカーにおいて業務を行ったことがあること。

(b) 化学薬品タンカーについて精通するための承認された課程を修了していること。この課程は、安全及び汚染防止のための基本的な措置及び手順、各種の化学薬品タンカーの設備配置、貨物の種類及び危険性、貨物取扱装置、一般的な操作手順並びに化学薬品タンカーに関する専門用語についての知識の習得を含むものでなければならない。

2 船長、機関長、一等航海士、一等機関士その他貨物の積込み及び取卸し並びに貨物の運送中の管理又は貨物の取扱いについて直接の責任を有する者は、更に次の要件を満たさなければならない。

(a) 化学薬品タンカーにおける自己の任務に相応する適当な経験を有していること。

(b) 自己の任務に相応する専門的な訓練課程を修了していること。この課程は、化学薬品タンカーの安全、火災に係る安全措置及び安全体制、汚染の防止及び抑制、操作上の手順並びに関係法令に基づく義務に関する知識の習得を含むものでなければならない。

3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、過去五年間に一年以上の期間化学薬品タンカーにおける適当な職務区分において業務を行ったことのある船員について2(b)の要件を満たしているとみなすことができる。

第五―三規則　液化ガスタンカーの船長、職員及び部員の訓練及び能力に関する最小限の要件

1 液化ガスタンカーの貨物及び貨物取扱装置に関する特定の任務及び当該任務に係る責任を有することとなる職員及び部員であつて、正規の乗組員として当該任務に係る業務を行ったことのないものは、当該任務を遂行する前に消火に関する適当な陸上での課程を修了していなければならず、かつ、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

(a) 安全な操作に関する十分な知識を得るため、適当な期間、責任を有する者の監督の下に液化ガスタンカーにおいて業務を行ったことがあること。

(b) 液化ガスタンカーについて精通するための承認された課程を修了していること。この課程は、安全及び汚染防止のための基本的な措置及び手順、各種の液化ガスタンカーの設備配置、貨物の種類及び危険性、貨物取扱装置、一般的な操作手順並びに液化ガスタンカーに関する専門用語についての知識の習得を含むものでなければならない。

2 船長、機関長、一等航海士、一等機関士その他貨物の積込み及び取卸し並びに貨物の運送中の管理又は貨物の取扱いについて直接の責任を有する者は、更に次の要件を満たさなければならない。

(a) 液化ガスタンカーにおける自己の任務に相応する適当な経験を有していること。

(b) 自己の任務に相応する専門的な訓練課程を修了していること。この課程は、液化ガスタンカーの安全、火災に係る安全措置及び安全体制、汚染の防止及び抑制、操作上の手順並びに関係法令に基づく義務に関する知識の習得を含むものでなければならない。

3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、過去五年間に一年以上の期間液化ガスタンカーにおける適当な職務区分において業務を行ったことのある船員について2(b)の要件を満たしているとみなすことができる。

第六章　救命艇及び救命いかだに関する技能

第六―一規則　救命艇及び救命いかだに関する技能証明書の発給のための最小限の要件

救命艇及び救命いかだに関する技能証明書の発給を受けようとする船員は、次の要件を満たさなければならない。

(a) 十七歳六箇月以上であること。

(b) 身体適性につき主管庁を満足させること。

(c) 十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったこと又は承認された訓練課程を受講し、かつ、九箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

(d) 試験において又は承認された訓練課程の間に継続して行われる評価において、第六―一規則の付録に掲げる事項に関する知識を有することにつき主管庁を満足させること。

(e) 試験において又は承認された訓練課程の間に継続して行われる評価において、次の事項に関する能力を十分に有することにつき主管庁を満足させること。

(i) 救命胴衣を正しく着用すること、高所から水中に安全に飛び込むこと並びに救命胴衣を身に付けて水中から救命艇及び救命いかだに乗り込むこと。

(ii) 救命胴衣を身に付けて転覆した救命いかだを反転させること。

(iii) 収容することを認められる人数についての救命艇及び救命いかだの標示を理解すること。

(iv) 救命艇及び救命いかだを進水させ、これらに乗り込み、これらを船舶から離れさせ、これらを操縦し並びにこれらから降りるために必要とされる正しい指揮を行うこと。

(v) 救命艇及び救命いかだの進水を準備し、これらを安全に進水させ並びにこれらを速やかに船舶から離れさせること。

(vi) 船体放棄の間に及び船体放棄の後に負傷者の手当をすること。

(vii) こぐこと、かじをとること、マストを立てること、展帆すること、帆走すること及びコンパスを用いて進路を決定すること。

(viii) 信号装置（打上げ式炎火によるものを含む。）を使用すること。

(ix) 救命艇及び救命いかだのための持運び式無線装置を使用すること。
第六―一規則の付録　救命艇及び救命いかだに関する技能証明書の発給のために最小限要求される知識
1 衝突、火災、沈没等発生のおそれのある非常事態
2 次の事項を含む生存技術の原則
(a) 訓練及び操練の重要性
(b) いかなる非常事態にも直ちに対応することのできるようにしておくことの必要性
(c) 救命艇及び救命いかだに招集された際にとるべき措置
(d) 船体放棄の必要がある際にとるべき措置
(e) 水中にいる際にとるべき措置
(f) 救命艇及び救命いかだに乗り込んでいる際にとるべき措置
(g) 生存者に対する危険
3 非常配置表により各乗組員に割り当てられた特別任務並びにすべての乗組員を救命艇及び救命いかだに招集する信号とすべての乗組員を消火部署に招集する信号との相違
4 船舶に通常積載されている救命設備の種類
5 救命艇及び救命いかだの構造及び装備並びに救命艇及び救命いかだの艤装品の品目
6 救命艇及び救命いかだの特徴及び設備
7 救命艇及び救命いかだの進水装置
8 荒れている海面に救命艇及び救命いかだを進水させる方法
9 船舶から離れた後にとるべき措置
10 荒天時における救命艇及び救命いかだの操縦
11 もやい綱、シー・アンカーその他の装置の使用
12 救命艇及び救命いかだにおける食糧及び水の分配
13 ヘリコプターによる救助の方法
14 応急医療具の使用及び蘇生技術
15 救命艇及び救命いかだに積載する無線装置（非常用の位置指示無線標識を含む。）
16 体温低下の影響及び防止方法、保護カバーの使用並びに防護のための衣類の使用
17 救命艇及び救命いかだの機関の始動及び操作の方法並びに積載する消火器の使用
18 救命いかだの集結及び海上の生存者の救助のための非常端艇及び発動機付救命艇の使用
19 救命艇及び救命いかだの乗揚げ

審査報告書

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

外務委員長　稲嶺　一郎

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、船舶所有者等の責任の制限につき、既存の関係条約において定められている金額責任主義を基礎としつつ、責任限度額の引下げ等により一層改善された制度を定めることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、船舶事故により生ずる被害につき妥当な救済を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図る見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約

この条約の締約国は、

海事債権についての責任の制限に関するある統一的規則を合意によつて定めることが望ましいことを認め、

このため条約を締結することに決定し、よつて、次のとおり協定した。

第一章　責任の制限の権利

第一条　責任を制限することのできる者

1 次に定義する船舶所有者及び救助者は、次条の規定に該当する債権につき、この条約の定めるところにより自己の責任を制限することができる。

2 「船舶所有者」とは、海上航行船舶の所有者、傭船者、管理人及び運航者をいう。

3 「救助者」とは、救助活動に直接関連する役務を提供する者をいう。救助活動には、次条1(d)から(f)までに定める措置を含む。

4 船舶所有者又は救助者がいずれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いずれかの者に対して次条の規定に該当する債権に基づく請求が行われるときは、当該いずれかの者は、この条約に定める責任の制限を援用することができる。

5 この条約の適用上、船舶所有者の責任には、船舶自体に対して提起される訴えの対象とされる責任を含む。

6 この条約の定めるところにより制限の対象とされる債権についての責任を保険する者は、被保険者自身がこの条約に基づき享受する利益と同一の利益を享受することができる。

7 責任の制限を主張することは、責任を認めることとはならない。

第二条　責任の制限の対象とされる債権

1 次条及び第四条の規定に従うことを条件として、次に掲げる債権は、責任の根拠がいかなるものであるかを問わず、責任の制限の対象とされる。

(a) 船舶上で又は船舶の運航若しくは救助活動に直接関連して生ずる死亡若しくは身体の傷害又は財産の滅失若しくは損傷（港の構築物、停泊施設、可航水路又は航行援助施設の損傷を含む。）及びこれらの結果生ずる損失に関する債権

(b) 貨物、旅客又は手荷物の海上運送の遅延により生ずる損失に関する債権

(c) (a)及び(b)に規定する損失以外の船舶の運航又は救助活動に直接関連して生ずる損失であつて、権利の侵害（契約違反によるものを除く。）により生ずるものに関する債権

(d) 沈没し、難破し若しくは乗り揚げた又は放棄された船舶（船舶上のすべての物を含む。）の引揚げ、除去、破壊又は無害化作業に関する債権

(e) 船積貨物の除去、破壊又は無害化作業に関する債権

(f) この条約に基づき責任の制限の対象とされる債権を生じさせる損失を避け又は最小限にするためとられる措置に関する債権及び当該措置をとることにより生ずる損失に関する債権であつて、責任を負う者以外の者が請求するもの

2 1に掲げる債権は、契約に基づいて請求されるものであるかないかを問わず、求償として又は賠償の補てんのために請求されるものであつても責任の制限の対象とされる。1(d)から(f)までに掲げる債権のうち責任を負う者との契約に基づく作業の対価に係るものは、責任の制限の対象とされない。

第三条　責任の制限の対象から除外される債権

この条約は、次に掲げる債権については、適用しない。

(a) 救助又は共同海損の分担に基づく債権

(b) 千九百六十九年十一月二十九日の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（同条約の改正又は議定書で効力を有しているものを含む。）に定める油による汚染損害についての債権

(c) 原子力損害についての責任の制限を規律し又は禁止する国際条約又は国内法の適用を受

ける債権

(d) 原子力船の船舶所有者に対する原子力損害についての債権

(e) 船舶所有者又は救助者の被用者でその職務が船舶の業務又は救助活動に関係を有する者の債権及びこれらの者の相続人若しくは被扶養者又は当該債権を主張することのできるその他の者の債権であつて、船舶所有者又は救助者と当該これらの者との間の役務の提供についての契約に適用される法令により、船舶所有者又は救助者が、自己の責任を制限することのできないもの又は第六条の規定による金額よりも高い金額にのみ自己の責任を制限することのできるもの

第四条　責任の制限を妨げる行為

責任を負う者は、損失を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損失の生ずるおそれのあることを認識して行つた自己の作為又は不作為により当該損失の生じたことが証明された場合には、自己の責任を制限することができない。

第五条　反対債権

この条約により責任を制限することのできる者が債権者に対して同一の事故により生じた債権を有するときは、双方の債権は相殺されるものとし、この条約は、相殺後の残額についてのみ適用する。

第二章　責任の限度額

第六条　一般的な限度額

1　一の事故により生ずる債権で次条に規定する債権以外のものについての責任の限度額は、次のとおり計算する。

(a) 死亡又は身体の傷害に関する債権については、次に掲げる金額

(i) 五百トン以下のトン数の船舶については、三十三万三千計算単位

(ii) 五百トンを超える トン数の船舶については、五百トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位と(i)の計算単位とを合算した計算単位

五百一トンから三千トンまでの部分　トン当たり五百計算単位

三千一トンから三万トンまでの部分　トン当たり三百三十三計算単位

三万一トンから七万トンまでの部分　トン当たり二百五十計算単位

七万トンを超える部分　トン当たり百六十七計算単位

(b) その他の債権については、次に掲げる金額

(i) 五百トン以下のトン数の船舶については、十六万七千計算単位

(ii) 五百トンを超えるトン数の船舶については、五百トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位と(i)の計算単位とを合算した計算単位

五百一トンから三万トンまでの部分　トン当たり百六十七計算単位

三万一トンから七万トンまでの部分　トン当たり百二十五計算単位

七万トンを超える部分　トン当たり八十三計算単位

2　1(a)の規定に従つて計算された金額が1(a)の債権を完済するために十分なものでない場合には、1(b)の規定に従つて計算された金額を1(a)の債権の弁済されていない残額の弁済に充てることができるものとし、当該残額は、弁済については、1(b)の債権と同一の順位を有する。

3　締約国は、死亡又は身体の傷害に関する債権についての2の規定による権利を害することなく、自国の法令において、港の構築物、停泊施設、可航水路又は航行援助施設の損傷に関する債権が、その他の1(b)の債権に対して、当該法令の定めるところにより優先権を有することを規定することができる。

4　救助活動を船舶からは行つていない場合の救助者の責任又は船舶に対する若しくは船舶に関連を有する救助活動を当該船舶上においてのみ行つている場合の救助者の責任の限度額は、千五百トンのトン数の船舶についての金額とする。

5　この条約の適用上、船舶のトン数は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰに定めるトン数の測度に関する規則に従つて計算される総トン数とする。

第七条　旅客の債権についての限度額

1　一の事故により生ずる船舶の旅客の死亡又は身体の傷害に関する債権についての当該船舶の船舶所有者の責任の限度額は、四万六千六百六十六計算単位に当該船舶が当該船舶に係る証書に従い運送することを認められている旅客の数を乗じた金額とする。ただし、この金額が二千五百万計算単位を超える場合には、二千五百万計算単位とする。

2　この条の規定の適用上、「船舶の旅客の死亡又は身体の傷害に関する債権」とは、次のいずれかの者により又は当該いずれかの者に代わつて主張される債権をいう。

(a) 旅客運送契約に基づき当該船舶により運送される者

(b) 運送人の同意の下に、物品運送契約の対象とされている車両又は生動物とともに当該船舶により運送される者

第八条　計算単位

1　前二条にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。前二条の規定による金額をその国において責任の制限の主張がされている国の通貨に換算するに当たつては、その換算は、制限基金が形成され、弁済が行われ又は当該国の法令により弁済に相当するものとされる担保の提供がされる日に当該通貨の有する価値に従つて行う。国際通貨基金の加盟国である締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金の操作及び取引のために国際通貨基金の適用する評価方法であつて換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、当該締約国の定める方法により計算する。

2　国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により1の規定を適用することのできない国は、批准、受諾若しくは承認を条件とすることのない署名の時に、批准、受諾、承認若しくは加入の時又はその後いつでも、自国の領域において適用するこの条約にいう責任の限度額を次のとおり定めることを宣言することができる。

(a) 第六条1(a)の債権については、次に掲げる金額

(i) 五百トン以下のトン数の船舶については、五百万貨幣単位

(ii) 五百トンを超えるトン数の船舶については、五百トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した貨幣単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た貨幣単位と(i)の貨幣単位とを合算した貨幣単位

五百一トンから三千トンまでの部分　トン当たり七千五百貨幣単位

三千一トンから三万トンまでの部分　トン当たり五千貨幣単位

三万一トンから七万トンまでの部分　トン当たり三千七百五十貨幣単位

七万トンを超える部分　トン当たり二千五百貨幣単位

(b) 第六条1(b)の債権については、次に掲げる金額

(i) 五百トン以下のトン数の船舶については、二百五十万貨幣単位

(ii) 五百トンを超えるトン数の船舶については、五百トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した貨幣単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た貨幣単位と(i)の貨幣単位とを合算した貨幣単位

五百一トンから二千五百貨幣単位

二千五百一トンから七万トンまでの部分　トン当たり千八百五十貨幣単位

七万トンを超える部分　トン当たり千二百五十貨幣単位

(c) 前条1の債権については、七十万貨幣単位

に船舶が当該船舶に係る証書に従い運送することを認められている旅客の数を乗じた金額。ただし、この金額が三億七千五百万貨幣単位を超える場合には、三億七千五百万貨幣単位とする。

3　第六条2及び3の規定は、(a)及び(b)の債権について準用する。

2にいう貨幣単位とは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。2の規定による金額の通貨への換算は、関係国の法令の定めるところにより行う。

4　1の第四文の規定による計算及び3に規定する換算は、前二条において計算単位で表示されている金額と可能な限り同一の実質価値が締約国の通貨で表示されるように行う。締約国は、1の規定による計算の方法又は3の規定による換算の結果を、批准、受諾若しくは承認を条件とすることのない署名の時に又は第十六条に規定する文書の寄託の時に寄託者に通報する。締約国は、また、当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合にはいつでも、その変更を寄託者に通報する。

第九条　債権の総額

1　第六条の規定により決定される責任の限度は、一の事故により生ずる次に掲げる債権ごとの金額の総額について適用する。

(a)　第一条2の規定に該当する者及びこれらの者がいずれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いずれかの者に対するすべての債権

(b)　救助活動が船舶から行われている場合の当該船舶の船舶所有者並びに当該救助活動を行つている救助者及び当該救助者がいずれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いずれかの者に対するすべての債権

(c)　救助活動を船舶からは行つていない場合の救助者及び当該救助者がいずれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いずれかの者に対するすべての債権又は船舶に対する若しくは船舶に関連を有する救助活動を当該船舶上においてのみ行つている場合の救助者及び当該救助者がいずれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いずれかの者に対するすべての債権

2　第七条の規定により決定される責任の限度は、同条にいう船舶に関して一の事故により生ずる第一条2の規定に該当する者及びこれらの者がいずれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いずれかの者に対するすべての債権の総額について適用する。

第十条　制限基金が形成されない場合の責任の制限

1　責任の制限は、次条の規定による制限基金が形成されない場合においても主張することができる。ただし、締約国は、自国の法令において、責任の制限の対象とされる債権の弁済を求める訴えが自国の裁判所に提起される場合に責任を負う者が責任の制限の権利を主張することができるのは、この条約に基づいて制限基金が形成されており又は責任の制限の権利を主張する時に制限基金が形成される場合に限ることを定めることができる。

2　第十二条の規定は、制限基金が形成されることなく責任の制限が主張される場合について準用する。

3　この条の規定の適用に関する手続については、訴えが提起される締約国の法令の定めるところによる。

第三章　制限基金

第十一条　基金の形成

1　責任があるとして訴えられることのある者は、制限の対象とされる債権に関する法的な申立てがされる締約国の裁判所その他の権限のある当局に、基金を形成することができる。基金は、第六条又は第七条の規定による金額であつて当該者が責任を負う債権について適用されるものの総額に、当該責任の原因となつた事故の日から基金の形成の日までの当該総額に対する利子を加算した額により形成される。このようにして形成された基金は、責任の制限の対象とされる債権の弁済にのみ充てられる。

2　基金は、1の規定による額を供託することにより、又は基金の形成がされる締約国の法令によつて容認されかつ裁判所その他の権限のある当局が十分と認める保証を提供することによつて形成することができる。

3　第九条1(a)、(b)若しくは同条2に規定する者のうちいずれか又はその保険者により形成される基金は、それぞれこれらの規定に規定するすべての者によつて形成されたものとみなす。

第十二条　基金の分配

1　第六条1から3まで及び第七条の規定に従うことを条件として、債権者の間における基金の分配は、基金に係る債権として確定された債権の額に比例して行う。

2　責任を負う者又はその保険者は、基金の分配が行われる前に基金に係る債権を弁済したときは、弁済額を限度として、弁済を受けた者がこの条約に基づいて有したであろう権利について当該弁済を受けた者に代位することができる。

3　責任を負う者又はその保険者以外の者も、その弁済額につき、2の規定による代位の権利と同様の権利を関係国内法令により認められる範囲内で行使することができる。

4　責任を負う者又は他のいずれかの者が、基金の分配の行われる前に弁済したならば2又は3の規定に基づいて代位の権利を有したであろう額の全部又は一部の弁済を後に強制される可能性のあることを証明した場合には、基金の形成がされた国の裁判所その他の権限のある当局は、これらの者が後に基金に対して自己の権利を行使することを可能にするために十分な金額を暫定的に保留することを命ずることができる。

第十三条　他の法的手続の制限

1　第十一条の規定に基づき基金が形成されている場合には、基金に対して債権を主張する者は、当該債権に関し、基金を形成した者又はその者のために基金が形成されている者の他の財産に対していかなる権利も行使することができない。

2　第十一条の規定に基づき基金が形成された後は、締約国の裁判所その他の権限のある当局は、その者のために基金が形成されている者の所有する船舶その他の財産であつて、基金に係る債権として請求することのできる債権に関して当該締約国の管轄内で差し押さえられたものの差押えの解除又は提供された担保の取消しを命ずることができる。もつとも、基金が次に掲げる場所において形成されている場合には、常に、差押えの解除又は担保の取消しを命じなければならない。

(a)　事故が生じた港又は、事故が港の外で生じたときは、事故の発生後に最初に寄港した港

(b)　死亡又は身体の傷害に関する債権については下船港

(c)　積荷の損傷に関する債権については荷揚港

(d)　差押えの行われた国

3　1及び2の規定は、債権者が基金に係る債権を当該基金を管理する裁判所において請求することが可能であり、かつ、当該基金が当該債権者の債権の弁済に関し実際に用いることのできるものであつて自由に移転することのできるものである場合にのみ適用する。

第十四条　適用法令

この章の規定に従うことを条件として、基金の形成及び分配並びにこれらに関連する手続に関する規則については、基金の形成がされる締約国の法令の定めるところによる。

第四章　適用範囲

第十五条

1　この条約は、第一条に規定するいずれかの者が、締約国の裁判所において自己の責任を制限しようとし又は締約国の管轄内で船舶その他の財産の差押えの解除若しくは担保の取消しを求める場合に適用する。もつとも、締約国は、自国の裁判所でこの条約の適用についての主張がされる時において、同条に規定するいずれかの者がいずれの締約国にも常居所若しくは主たる営業所を有せず又は責任の制限の権利の主張若しくは差押えの解除に係る船舶がいずれの締約

国の旗も掲げていない場合には、当該いずれかの者又は当該船舶について、この条約の全部又は一部の適用を排除することができる。

2　締約国は、次に掲げる船舶について適用する責任の制限の制度を自国の法令により定めることができる。

(a)　自国の法令により内水航路を航行するよう定められている船舶

(b)　三百トン未満の船舶

この2の規定を適用する締約国は、自国の法令において採用する責任の限度額又は、責任の限度を定めていない場合には、その旨を寄託者に通報する。

3　締約国は、他の締約国の国民がいかなる利害関係も有していない事故により生ずる債権について適用する責任の制限の制度を自国の法令により定めることができる。

4　締約国の裁判所は、次に掲げる場合には、掘削のため建造され又は改造され、かつ、掘削に従事している船舶について、この条約を適用しない。

(a)　当該締約国が、自国の法令に基づき、第六条の規定による責任の限度額よりも高い限度額を設けている場合

(b)　当該締約国が、当該船舶についての責任制度を規制する国際条約の締約国である場合

(a)に該当する場合には、当該締約国は、その旨を寄託者に通報する。

5　この条約は、次に掲げるものについては、適用しない。

(a)　エアクッション船

(b)　海底の天然資源の探査又は開発のために建造された浮いているプラットフォーム

第五章　最終条項

第十六条　署名、批准及び加入

1　この条約は、政府間海事協議機関（以下「機関」という。）の本部において、千九百七十七年二月一日から十二月三十一日までは署名（いずれの国も署名することができる。）のため、その後は加入のため、開放しておく。

2　いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

(a)　批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b)　批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c)　加入すること。

3　批准、受諾、承認又は加入は、これらのための正式の文書を機関の事務局長（以下「事務局長」という。）に寄託することによつて行う。

第十七条　効力発生

1　この条約は、十二の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後一年の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

2　この条約の効力発生の要件が満たされた後その効力発生の日前に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又は批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名する国については、その批准、受諾、承認若しくは加入又は署名は、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託若しくは署名の日の後九十日の期間が満了する日の属する月の翌月の初日又はこの条約の効力発生の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　この条約は、効力発生の日以後にこの条約を締結しようとする国については、当該国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後九十日の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4　この条約は、これを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国の間においては、千九百五十七年十月十日にブラッセルで作成された海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約及び千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある規則の統一のための国際条約に代わるものとし、これらの国際条約は、これらの国の間においては、効力を失う。

第十八条　留保

1　いずれの国も、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、第二条1(d)及び(e)の規定の適用を排除する権利を留保することができる。この条約の実体規定に対し他のいかなる留保を付することも、認められない。

2　署名の際に付された留保は、批准、受諾又は承認の際に確認されなければならない。

3　この条約に留保を付したいずれの国も、事務局長にあてた通告により、いつでも留保を撤回することができる。撤回は、通告が受領された日に効果を生ずる。通告において特定の日に留保の撤回が効果を生ずることが記載されており、かつ、当該特定の日が事務局長による通告の受領の日よりも遅い日である場合には、撤回は、当該特定の日に効果を生ずる。

第十九条　廃棄

1　締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から一年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、事務局長に文書を寄託することによつて行う。

3　廃棄は、文書の寄託の日の後一年の期間の満了する日の属する月の翌月の初日又は同日後の日で文書に明記する日に、効力を生ずる。

第二十条　改正

1　機関は、この条約の改正のための会議を招集することができる。

2　機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

3　この条約の改正が効力を生じた日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、反対の意図がこれらの文書に明記されていない限り、改正された条約に係るものとする。

第二十一条　制限額又は計算単位若しくは貨幣単位の改正

1　前条の規定にかかわらず、機関は、第六条、第七条及び第八条2に規定する金額を変更すること又は同条1及び2の計算単位及び貨幣単位の一方若しくは双方を他の単位に改めることのみを目的とする会議を2及び3の規定により招集する。金額の変更を行うのは、その実質価値の著しい変更を理由とする場合に限る。

2　機関は、締約国の四分の一以上からの要請がある場合には、1に規定する会議を招集する。

3　金額を変更し又は計算単位若しくは貨幣単位を他の単位に改める決定は、1に規定する会議に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で行う。

4　改正が効力を生じた後にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国は、改正された条約を適用する。

第二十二条　寄託者

1　この条約は、事務局長に寄託する。

2　事務局長は、次のことを行う。

(a)　海事債権についての責任の制限に関する会議に出席するよう招請されたすべての国及びこの条約に加入するその他の国に対し、この条約の認証謄本を送付すること。

(b)　この条約に署名し又は加入した国に対し、次の事項を通知すること。

(i)　新たに行われた署名、文書の寄託及び留保並びに署名、寄託及び留保の日

(ii)　この条約及びその改正の効力発生の日

(iii)　この条約の廃棄及び廃棄が効力を生ずる日

(iv)　第二十条又は前条の規定に基づき採択された改正

(v)　この条約に基づき要求される通報

3　この条約が効力を生じたときは、事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定により、認証謄本を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第二十三条　用語

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

千九百七十六年十一月十九日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

審査報告書

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

外務委員長　稲嶺　一郎

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、千九百六十一年の植物の新品種の保護に関する国際条約の内容を基礎として作成されたものであつて、植物の新品種の育成者の権利を国際的統一規則により保護することを目的として、育成者の権利が保護されるための条件、保護される権利の内容等を定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、育種の分野における国際交流の促進と世界の農業の発展に資すると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

植物新品種保護国際同盟分担金として、昭和五十七年度予算に二千七百六万八千円が計上されている。

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約

締約国は、

千九百七十二年十一月十日の追加議定書によつて改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が植物の新品種の育成者の権利の保護の分野における国際協力のために有益な文書であることが明らかであることを考慮し、

同条約の前文に示された理念、すなわち、締約国が、(a)自国の領域における農業の発展のため及び育成者の利益の擁護のため植物の新品種の保護が重要であることを確信しており、(b)育成者の権利の承認及び保護に関し特別の問題の生ずること、特に、公共の利益のために当該権利の自由な行使について制限が課されることのあることを認識しており、また、(c)多くの国により正当に重要視されているこれらの問題を統一的なかつ明確に定められた原則に従つてそれぞれの国が解決することの極めて望ましいことを認めていることを再確認し、

育成者の権利の保護についての認識が同条約に加入していない多くの国において一般に高まつてきたことを考慮し、

これらの国の同盟への加盟を容易にするため同条約を改正することが必要であることを考慮し、

同条約により設立された同盟の運営に関する規定を経験に照らして改正することが必要であることを考慮し、

これらの目的を達成する最善の方法が同条約を更に改正することであることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　この条約の目的、同盟の形成及び同盟の所在地

(1)　この条約は、植物の新品種の育成者又はその承継人(以下「育成者」という。)に対しこの条約の定めるところによりその権利を承認し及び保証することを目的とする。

(2)　この条約の締約国(以下「同盟国」という。)は、植物の新品種の保護のための同盟を形成する。

(3)　同盟の所在地は、ジュネーヴとし、その常設機関は、ジュネーヴに置く。

第二条　保護の方式

(1)　同盟国は、この条約に定める育成者の権利を、特別の保護の制度により又は特許を与えることにより承認することができる。国内法によりこれらの二の方式の双方による保護を認める同盟国においては、同一の種類の植物の保護は、一の方式により行われなければならない。

(2)　同盟国は、特定の種類の植物については、特定の方法により繁殖する場合又は特定の用途に供される場合に限定してこの条約を適用することができる。

第三条　内国民待遇及び相互主義

(1)　いずれかの同盟国に住所若しくは居所又は営業所を有する自然人及び法人は、他の同盟国において、育成者の権利の承認及び保護に関し、この条約に特に定める権利を害されることなく、当該他の同盟国の国民に対し課される条件及び手続に従うことを条件として、当該他の同盟国の法令によりその国民に対し現在与えられており又は将来与えられることのある待遇と同一の待遇を享受する。

(2)　いずれの同盟国にも住所若しくは居所又は営業所を有していない同盟国の国民も、自己の育成した品種の審査及び増殖検査について課される義務を履行することを条件として、(1)の規定による待遇と同一の待遇を享受する。

(3)　(1)及び(2)の規定にかかわらず、同盟国は、いずれかの種類の植物についてこの条約を適用するに当たつては、当該いずれかの種類の植物についてこの条約を適用している他の同盟国の国民並びに当該他の同盟国に住所若しくは居所又は営業所を有する自然人及び法人に対してのみ保護の利益を与えることができる。

第四条　保護の対象とされる植物の種類

(1)　この条約は、あらゆる種類の植物について適用することができる。

(2)　同盟国は、できる限り多くの種類の植物についてこの条約を漸進的に適用するために必要なあらゆる措置をとることを約束する。

(3)(a)　同盟国は、この条約が自国の領域について効力を生ずる時に、少なくとも五の種類の植物についてこの条約を適用しなければならない。

(b)　同盟国は、この条約が自国の領域について効力を生ずる日から次に掲げる期間が経過した時に、それぞれの期間に対応して掲げる数

以上の数の種類の植物についてこの条約を適用しなければならない。

(i) 三年　十
(ii) 六年　十八
(iii) 八年　二十四

(c) 同盟国が第二条(2)の規定に基づき特定の種類の植物についてこの条約の適用の制限を行っている場合においても、当該特定の種類は、(a)及び(b)の規定の適用上一の種類とみなす。

(4) 理事会は、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入しようとする国の要請に応じ、当該国における特別の経済的又は生態的な事情を考慮して、当該国のために、(3)に定める植物の種類の数を減少させること若しくは(3)に定める期間を延長すること又はその双方につき決定することができる。

(5) 理事会は、同盟国の要請に応じ、当該同盟国が(3)(b)の義務の履行に当たり直面する特別の困難を考慮して、当該同盟国のために、(3)(b)に掲げる期間を延長することにつき決定することができる。

第五条　保護される権利及び保護の範囲

(1) いずれかの品種について育成者に権利が与えられるということは、当該品種の種苗の商業的販売を目的とする生産、販売の申出及び販売について当該育成者の事前の許諾を必要とすることを意味する。栄養繁殖の場合には、種苗には植物体のすべての部分が含まれる。通常増殖用以外の用途に供するため販売される観賞用植物又はその一部が観賞用植物又は切り花の生産のために種苗として商業目的で使用される場合には、育成者の権利は、当該販売される観賞用植物又はその一部についても認められる。

(2) 育成者は、その許諾を与えるに当たり、自己の定める条件を付することができる。

(3) 他の品種を育成するための素材として特定の品種を使用する場合及び育成された当該他の品種を販売する場合には、当該特定の品種の育成者の許諾は、必要としない。ただし、特定の品種を他の品種の商業目的による生産のために反復して使用する必要がある場合には、当該特定の品種の育成者の許諾を必要とする。

(4) 同盟国は、法令により、又は第二十九条の規定に該当する特別の取極により、特定の種類の植物に関し、(1)の規定による権利を超える広範な権利を育成者に与えること、特に、販売に供される産品についても権利を及ぼすことを認めることができる。同盟国は、このような権利を、当該権利と同等の権利を与える他の同盟国の国民並びに当該他の同盟国に住所若しくは居所又は営業所を有する自然人及び法人に対してのみ与えることができる。

第六条　保護の利益を享受するための条件

(1) 育成者は、保護の申請に係る品種について次の条件が満たされるときは、この条約による保護の利益を享受する。

(a) 当該品種が、その成立に係る変異が人為的に生じたものであるか自然的に生じたものであるかを問わず、一又は二以上の重要な形質に係る特性により、申請の時において存在が一般に知られている他のすべての品種と明確に区別されるものであること。品種の存在が一般に知られているかいないかは、種々の事実、例えば、品種が既に栽培され若しくは販売されていること、品種が公の品種表に既に記載されており若しくは品種を同表に記載するための手続がとられていること、品種が参照用保存品種の一であること又は品種について出版物に詳細に記述されていることにより確認することができる。品種の認定のために用いる形質は、明確に識別しかつ記述することのできるものでなければならない。

(b) 当該品種が同盟国において申請がされた日に次の条件を満たしているものであること。

(i) 申請がされた同盟国の領域において、育成者の同意を得た上での販売の申出又は販売が行われていないこと。もっとも、当該同盟国は、法令により、育成者の同意を得た上での販売の申出又は販売が行われていないとみなす期間として特定の期間を定めることができるものとし、当該特定の期間は、最大限申請がされた日から一年さかのぼった日までの期間とする。

(ii) 他の国の領域において、ぶどう、森林樹、果樹及び観賞樹（これらの台木を含む。）については申請がされた日から六年さかのぼった日前に、その他の植物については申請がされた日から四年さかのぼった日前に、育成者の同意を得た上での販売の申出又は販売が行われていないこと。販売の申出又は販売を伴わない品種の試用は、保護を受ける権利に影響を及ぼさない。販売の申出又は販売以外の方法により品種の存在が一般に知られるようになった事実も、保護を受ける権利に影響を及ぼさない。

(c) 当該品種が十分な均一性を有するものであること。もっとも、当該品種が有性繁殖をすること又は栄養繁殖をすることから生ずる特殊性は、考慮されるものとする。

(d) 当該品種が重要な形質に係る特性において安定性を有するものであること、すなわち、当該品種を繰り返し増殖させた後に又は育成者が特別な増殖周期を定めている場合にあっては当該周期の終わりに、当該品種が当該特性に関する記述に合致した特性を有しているものであること。

(e) 当該品種に第十三条の定めるところにより名称が付されていること。

(2) 保護を与えるに当たっては、(1)に定める条件以外の条件を課してはならない。もっとも、育成者は、申請をした同盟国の法令に定める手続（料金の支払を含む。）に従わなければならない。

第七条　品種についての公的な審査及び仮保護

(1) 保護は、前条の要件が満たされているかいないかに関する品種についての審査の後に与えられる。審査は、植物の種類に適したものでなければならない。

(2) 同盟国の権限のある当局は、育成者に対し審査のために必要な情報、書類又は種苗の提出を求めることができる。

(3) 同盟国は、保護の申請の時から保護に関する決定の時までの間に行われる第三者の不当な行為から育成者を守るための措置をとることができる。

第八条　保護の期間

育成者の権利は、一定の期間について与えられる。保護の期間は、権利の付与の日から起算して十五年を下回らないものとする。ぶどう、森林樹、果樹及び観賞樹（これらの台木を含む。）については、保護の期間は、権利の付与の日から起算して十八年を下回らないものとする。

第九条　保護されている権利の行使に対する制限

(1) 育成者に与えられる排他的な権利の自由な行使は、公共の利益のために必要である場合を除くほか、制限してはならない。

(2) 同盟国は、品種の普及を図るために育成者の権利の自由な行使を制限する場合には、育成者が衡平な対価の支払を受けることを確保するために必要な措置をとる。

第十条　保護されている権利の無効化及び消滅

(1) 育成者の権利は、第六条(1)(a)及び(b)に定める条件が当該権利の付与の際に実際には満たされていなかったことが判明した場合には、同盟国の法令の定めるところにより無効とされる。

(2) 育成者の権利は、保護が与えられた時に認定された特性を有する品種の種苗を育成者が権限のある当局に提出することができなくなった場合には、消滅する。

(3) 育成者の権利は、次の場合には、消滅させることができる。

(a) 育成者が品種の調査に必要な種苗、書類及び情報を提出が求められた期間内に権限のある当局に提出しない場合又は育成者が品種の維持のためにとった措置についての検査に応じない場合

(b) 育成者が所定の期間内に権利の存続のために必要な料金を納付しない場合

(4) 育成者の権利は、この条に定める理由以外の理由により無効とし又は消滅させることができない。

第十一条　最初の申請をする同盟国を選択する自由、他の同盟国における申請及び各同盟国における保護の独立

(1)　育成者は、最初の保護の申請をする同盟国を自由に選択することができる。

(2)　育成者は、最初の申請をした同盟国から権利を与えられる前に、他の同盟国において申請をすることができる。

(3)　この条約に基づく保護の利益を受けることのできる自然人又は法人がいずれかの同盟国においてした申請に係る保護は、同一の品種について他の国（同盟国であるかないかを問わない。）において取得した保護から独立したものとする。

第十二条　優先権

(1)　いずれかの同盟国において正規に保護の申請をした育成者は、他の同盟国において申請をすることに関し、十二箇月の期間優先権を有する。この期間は、最初の申請の日から開始する。申請の日は、期間に算入しない。

(2)　(1)の規定に基づく利益を受けるためには、新たな申請をするとともに、最初の申請に基づく優先権を主張し、かつ、最初の申請を受理した当局の認証する当該最初の申請に係る申請書類の謄本を三箇月以内に提出しなければならない。

(3)　(2)に定める条件に従つて申請をした育成者は、当該申請をした同盟国の法令により必要とされる追加の書類及び試料の当該同盟国への提出については、優先期間の満了後四年の期間内にすることを認められる。もつとも、当該申請がされた同盟国は、優先権の主張の基礎となつた申請が拒絶され又は取り下げられた場合には、当該追加の書類及び試料を適当な期間内に提出するよう要求することができる。

(4)　(2)に定める条件に従つてされた申請は、(1)に定める期間内に行われた他の申請、当該品種の公表又は利用等の行為を理由として拒絶されることはない。これらの行為は、第三者に利益をもたらすいかなる権利も、また、いかなる所有権も生じさせない。

第十三条　品種の名称

(1)　品種には、その固有性を示すための一の名称を付する。同盟国は、(4)の規定が適用される場合を除くほか、保護の期間及びその満了後において、当該品種につきその登録された名称を自由に使用することが当該登録された名称と同一の名称についてのいかなる権利によつても妨げられないことを確保する。

(2)　品種の名称は、品種の識別を可能にするものでなければならない。品種の名称は、品種を示すために慣習として確立している場合を除くほか、数字のみから成るものであつてはならない。品種の名称は、品種の特性若しくは価値について又は品種若しくは育成者の識別について誤認又は混同を生じさせるおそれのあるものであつてはならない。品種の名称は、特に、品種の属する種類と同一の種類又は品種の属する種類に極めて類似する種類に属する既存の他の品種につき同盟国において使用されているいかなる名称とも異なるものでなければならない。

(3)　品種の名称は、育成者が第三十条(1)(b)に規定する当局に提示する。当局は、品種の名称が(2)の要件を満たしていないと認める場合には、当該名称の登録を拒否し、所定の期間内に他の名称を提示するよう育成者に要求する。品種の名称は、第七条の規定により品種についての保護が与えられると同時に登録される。

(4)　第三者の既存の権利は、品種の名称の登録によつて影響を受けることはない。(7)の規定により品種の名称の使用を要求されている者による当該名称の使用が既存の権利に基づき禁止される場合には、第三十条(1)(b)に規定する当局は、他の名称を提示するよう育成者に要求する。

(5)　一の品種については、各同盟国において同一の名称を提示しなければならない。第三十条(1)(b)に規定する当局は、品種の名称が自国においては適当なものでないと認める場合を除くほか、提示された名称を登録する。品種の名称が適当なものでないと認める場合には、当該当局は、他の名称を提示するよう育成者に要求することができる。

(6)　第三十条(1)(b)に規定する当局は、品種の名称に関する情報、特に、名称の提示、登録及び取消しを他のすべての同盟国の当該当局に通知する。通知を受けた当局は、必要に応じ、通知を行つた当局に対し名称の登録について意見を述べることができる。

(7)　同盟国において保護が認められている品種の種苗の販売の申出又は販売を当該同盟国において行う者は、当該品種の保護の期間及びその満了後において、当該品種の名称を使用しなければならない。ただし、当該名称の使用が(4)に規定する既存の権利により妨げられない場合に限る。

(8)　品種の販売の申出又は販売に当たつては、登録された名称とともに商標若しくは商号又はこれらに類似する表示を使用することができる。この場合には、登録された名称を容易に識別することができるようにしておかなければならない。

第十四条　生産、証明及び販売について規律する措置からの保護の独立

(1)　この条約により育成者に与えられる権利は、種苗の生産、証明及び販売について規律するために同盟国においてとられる措置から独立したものとする。

(2)　もつとも、可能な限り、(1)の措置によりこの条約の適用が妨げられることのないようにする。

第十五条　同盟の機関

同盟の常設機関は、次のものとする。

(a)　理事会

(b)　事務局（植物の新品種の保護のための国際同盟事務局と称する。）

第十六条　理事会の構成及び票数

(1)　理事会は、同盟国の代表により構成する。各同盟国は、理事会における代表及び代表代理各一人を任命する。

(2)　代表及び代表代理は、顧問又は随員を伴うことができる。

(3)　各同盟国は、理事会において一の票を有する。

第十七条　理事会の会合におけるオブザーバー

(1)　同盟に属しない国でこの条約に署名したものは、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請される。

(2)　(1)に規定する国以外の者に対しても、理事会の会合にオブザーバー又は専門家として出席するよう招請を行うことができる。

第十八条　理事会の議長及び副議長

(1)　理事会は、理事会を構成する同盟国の代表のうちから議長及び第一副議長を選出する。理事会は、他の副議長を選出することができる。第一副議長は、議長が職務を行うことができない場合には、議長の職務を代行する。

(2)　議長の任期は、三年とする。

第十九条　理事会の会期

(1)　理事会は、議長が招集する。

(2)　理事会は、毎年、通常会期として会合する。通常会期のほかに、議長は、自己の裁量により理事会を招集することができるものとし、また、同盟国の三分の一以上の要請があるときは、三箇月以内に理事会を招集する。

第二十条　理事会の手続規則並びに同盟の管理規則及び財政規則

理事会は、その手続規則並びに同盟の管理規則及び財政規則を定める。

第二十一条　理事会の任務

理事会は、次の任務を有する。

(a)　同盟の利益を擁護しかつ同盟の発展を図るための適当な措置を検討すること。

(b)　事務局長及び必要と認めるときは事務局次長を任命し並びにそれぞれの雇用条件を定めること。

(c)　同盟の活動に関する年次報告書を検討し及び同盟の将来の事業計画を作成すること。

(d)　第二十三条に定める職務を行う事務局長に対し、同盟の任務の遂行に必要な指示を与えること。

(e)　同盟の予算を審査し及び承認し、並びに第二十六条に定めるところにより同盟国の分担金を決定すること。

(f)　事務局長の提出する会計報告書を審査し及び承認すること。
(g)　第二十七条に規定する会議の時期及び場所を同条に定めるところにより決定し、当該会議の準備に必要な措置をとること。
(h)　その他同盟の任務の効果的な遂行に必要な決定を行うこと。

第二十二条　理事会の決定に必要とされる多数

理事会の決定は、出席しかつ投票する代表の単純過半数による議決で行う。ただし、第四条(4)、第二十条、前条(e)、第二十六条(5)(b)、第二十七条(1)、第二十八条(3)又は第三十二条(3)の規定による決定は、出席しかつ投票する代表の四分の三以上の多数による議決で行う。棄権は、投票とみなさない。

第二十三条　事務局の任務、事務局長の責任及び職員の任命

(1)　事務局は、理事会の委任する任務を遂行する。事務局は、事務局長が指揮する。
(2)　事務局長は、理事会に対して責任を有する。事務局長は、理事会の決定の実施を確保し、理事会の承認を得るために予算を提出し及びその執行を確保し、また、自己の職務の遂行に関する年次報告書並びに同盟の活動及び財政状況に関する報告書を理事会に提出する。
(3)　第二十一条(b)の規定による場合を除くほか、事務局の任務の効果的な遂行に必要な職員の任命及び雇用の条件は、第二十条に規定する管理規則及び財政規則により定める。

第二十四条　法的地位

(1)　同盟は、法人格を有する。
(2)　同盟は、各同盟国の領域において、当該同盟国の法令に従い、同盟の目的の達成及び同盟の任務の遂行に必要な法的能力を享有する。
(3)　同盟は、スイス連邦と本部協定を締結する。

第二十五条　会計検査

同盟の会計検査は、第二十条に規定する管理規則及び財政規則の定めるところにより、いずれか一の同盟国が行う。当該一の同盟国は、理事会が当該一の同盟国の同意を得て指定する。

第二十六条　財政

(1)　同盟の経費は、次のものによつて賄う。
同盟国の年次分担金
事業によつて得る報酬
雑収入
(2)(a)　各同盟国の年次分担金の額は、同盟国の分担金によつて賄われる経費の総額及び(3)の規定による当該各同盟国の単位数によつて決定するものとし、(4)の定めるところにより算定する。
(b)　分担金の単位数は、整数又は分数で示される。もつとも、単位数は、五分の一を下回るものであつてはならない。
(3)(a)　この条約がその国について効力を生ずる日に既に同盟に属している国については、分担金の単位数は、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約に基づき同日直前に適用されていた単位数と同一のものとする。
(b)　(a)に規定する国以外の国は、同盟に加盟する際に、事務局長にあてた宣言において自国の単位数を提示する。
(c)　同盟国は、いつでも、事務局長にあてた宣言において、(a)又は(b)の規定による単位数と異なる自国の単位数を提示することができる。この宣言は、一年の最初の六箇月の間に行われた場合には当該年の翌年の始めに効力を生じ、その他の場合には宣言が行われた年の後二年目の年の始めに効力を生ずる。
(4)(a)　各会計期間における分担金の一単位当たりの額は、当該各会計期間において同盟国の分担金によつて賄われる経費の総額を同盟国の分担金の総単位数で除して得た額とする。
(b)　各同盟国の分担金の額は、一単位当たりの額に当該各同盟国の単位数を乗じて得た額とする。
(5)(a)　分担金の支払が延滞している同盟国は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、その未払の額が当該年に先立つ二年について支払の義務の生じた当該同盟国の分担金の総額以上の額となつた場合には、理事会において投票権を行使することができない。投票権が停止された場合にも、当該同盟国は、この条約に基づく義務を免除され又はこの条約に基づくその他の権利を奪われることはない。
(b)　理事会は、(a)の規定に該当する同盟国に対し、その支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める場合には、引き続き投票権を行使することを認めることができる。

第二十七条　この条約の改正

(1)　この条約は、同盟国の会議により改正することができる。会議の招集は、理事会が決定する。
(2)　会議の審議を行うためには、同盟国の過半数が会議に代表を出していなければならない。この条約の改正案は、会議に代表を出している同盟国の六分の五以上の多数による議決で採択される。

第二十八条　事務局により及び理事会の会合において使用される言語

(1)　事務局は、任務の遂行に当たりフランス語、ドイツ語及び英語を使用する。
(2)　理事会の会合及びこの条約の改正のための会議においては、(1)に定める言語が使用される。
(3)　理事会は、必要に応じ、(1)に定める言語以外の言語の使用について決定することができる。

第二十九条　植物の新品種の保護に関する特別の取極

同盟国は、植物の新品種の保護に関する特別の取極を相互間で締結する権利を留保する。ただし、当該特別の取極は、この条約に抵触するものであつてはならない。

第三十条　この条約の各同盟国による適用及び審査に関する機能の共同利用についての取決め

(1)　各同盟国は、この条約を適用するために必要な措置をとるものとし、特に次のことを行う。
(a)　この条約に定める権利の効果的な保護のための適当な法的手段について定めること。
(b)　植物の新品種の保護のための特別の当局を設置し又はこの保護に関する業務を既存の当局に行わせること。
(c)　植物の新品種の保護に関する事項の公表、少なくとも保護されている権利に関する表の定期的な出版を確保すること。
(2)　同盟国の権限のある当局は、相互間で、第七条に規定する審査並びに必要な参照用保存品種及び参考書類の収集を行う機関の機能を共同で利用するため取決めを行うことができる。
(3)　いずれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に、自国の法令によりこの条約を実施することができる状態になければならないと了解される。

第三十一条　署名

この条約は、千九百七十九年十月三十一日まで、同盟に属する国及びこの条約を採択した外交会議に代表を出した他の国による署名のために開放しておく。

第三十二条　批准、受諾、承認又は加入

(1)　いずれの国も、この条約に拘束されることについての同意を次の文書を寄託することにより表明する。
(a)　この条約に署名している場合には、批准書、受諾書又は承認書
(b)　この条約に署名していない場合には、加入書
(2)　批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務局長に寄託する。
(3)　同盟に属しない国でこの条約に署名していないものは、加入書の寄託に先立ち、自国の法令とこの条約との適合性について理事会の判断を求める。肯定的な決定が行われた場合には、加入書は、寄託することができる。

第三十三条　効力発生及び従前の条約への加入の禁止

(1)　この条約は、次の二の条件が満たされた後一箇月で効力を生ずる。
(a)　少なくとも五の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託されること。
(b)　(a)の文書のうち少なくとも三の文書が千九百六十一年の条約の締約国である国によつて

寄託されること。

(2) (1)(a)及び(b)の条件が満たされた後の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、当該文書の寄託の後一箇月で効力を生ずる。

(3) この条約が(1)の規定により効力を生じた後は、いずれの国も、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約に加入することができない。

第三十四条　それぞれの条約に拘束されている国の間の関係

(1) この条約が自国について効力を生じた日に千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約に拘束されている同盟に属する国は、この条約に拘束されない同盟に属する他の国との関係において、この条約が当該他の国について効力を生ずるまでの間、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約を引き続き適用する。

(2) この条約に拘束されない同盟に属する国（後段において「前者」という。）は、事務局長にあてた通告により、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することにより同盟国となるこの条約に拘束される国（後段において「後者」という。）との関係において、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約を適用する旨を宣言することができる。前者による通告の日の一箇月後からこの条約が前者について効力を生ずるまでの間、前者は、後者との関係において、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約を適用するものとし、後者は、前者との関係において、この条約を適用する。

第三十五条　保護の対象とされる植物の種類の通報及び公表される情報

(1) 同盟に属しない国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するに際し、この条約が当該国について効力を生ずる時にこの条約を適用する植物の種類の表を事務局長に提出する。

(2) 事務局長は、同盟国からの通報に基づき次の事項に関する情報を公表する。

(a) この条約が当該同盟国について効力を生じた後新たにこの条約が適用されることとなつた植物の種類

(b) 第三条(3)の規定により認められる権限の行使

(c) 第四条(4)及び(5)の規定に基づき理事会により認められた権限の行使

(d) 第五条(4)前段の規定により認められる権限の行使（同条(4)前段に規定する広範な権利の性質及び当該権利の及ぶ植物の種類について明記するものとする。）

(e) 第五条(4)後段の規定により認められる権限の行使

(f) 第六条(1)(b)(i)の規定に適合する当該同盟国の法令の有無及び当該法令の認める期間の長さ

(g) 第八条に規定する保護の期間が十五年又は十八年を超える場合の保護の期間

第三十六条　領域

(1) いずれの国も、その指定する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書において宣言し、又はその後いつでも文書により事務局長に通告することができる。

(2) (1)の規定に基づく宣言又は通告を行つた国は、宣言又は通告に係る領域の全部又は一部についてこの条約の適用を終了させる旨をいつでも事務局長に通告することができる。

(3)(a) (1)の規定に基づいて行われた宣言は、宣言を含む批准書、受諾書、承認書又は加入書の日付の日と同一の日に効力を生ずるものとし、(1)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長による通報の後三箇月で効力を生ずる。

(b) (2)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長による受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第三十七条　二の方式による保護の特例

(1) この条約が署名のために開放されている期間の満了前に同一の種類の植物について第二条(1)に規定する二の方式による保護を定めている国は、同条(1)の規定にかかわらず、この条約への署名又はこの条約の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に事務局長に通告することにより、引き続き当該二の方式による保護を定めることができる。

(2) (1)の規定を適用する同盟国は、特許に関する法令による保護が求められる場合には、当該保護に係る品種につき、第六条(1)(a)及び(b)並びに第八条の規定にかかわらず、特許に関する法令に定める特許の要件及び保護の期間を適用することができる。

(3) (1)の規定を適用する同盟国は、(1)の規定に基づき行つた通告の撤回をいつでも事務局長に通告することができる。撤回は、当該同盟国がその通告において指定する日に効果を生ずる。

第三十八条　新規性の要件に関する経過的な緩和措置

同盟国は、その属する植物の種類について当該同盟国が初めてこの条約を適用した時に存在していた最近育成された品種については、第六条の規定にかかわらず、同条に定める新規性の要件を緩和することができる。ただし、他の同盟国に対して新たな義務を課することとならないことを条件とする。

第三十九条　既存の権利の保全

この条約は、同盟国の法令又は同盟国間の協定に基づき取得されていた権利に影響を及ぼすものではない。

第四十条　留保

この条約に対するいかなる留保も、認められない。

第四十一条　この条約の有効期間及び廃棄

(1) この条約は、無期限に効力を有する。

(2) いずれの同盟国も、事務局長にあてた通告によりこの条約を廃棄することができる。事務局長は、当該通告を受領した旨を遅滞なくすべての同盟国に通報する。

(3) 廃棄は、事務局長が通告を受領した年の翌年の末日に効力を生ずる。

(4) 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前にこの条約に基づき取得された品種に関する権利に影響を及ぼすものではない。

第四十二条　用語及び寄託者の任務

(1) この条約に関しては、フランス語、英語及びドイツ語による原本一通について署名するものとし、これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。この条約の原本は、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、この条約を採択した外交会議に代表を出したすべての国の政府及び要請があつたときは他の国の政府に対し、この条約の認証謄本二通を送付する。

(3) 事務局長は、(2)に規定する外交会議に代表を出した関係国の政府と協議の上、アラビア語、スペイン語、イタリア語、日本語、オランダ語その他理事会の指定する言語によるこの条約の公定訳文を作成する。

(4) 事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

(5) 事務局長は、同盟に属する国の政府及び同盟

に属しない国でこの条約を採択した外交会議に代表を出したものの政府に対し、この条約の署名、この条約の批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託、第三十四条(2)、第三十六条(1)及び(2)、第三十七条(1)及び(3)並びに前条(2)の規定に基づく通告並びに第三十六条(1)の規定に基づく宣言を通報する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで作成した。

（署名欄は省略）

審査報告書

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十日

外務委員長　稲嶺　一郎

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として国際科学技術博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであつて、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和五十七年度予算に七百二十六万五千円が計上されている。

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

（目的等）

第一条　この法律は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。

2　この法律において、「国際博覧会条約」とは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

（国際科学技術博覧会政府代表）

第二条　外務省に、国際科学技術博覧会政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2　代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（任務）

第三条　代表は、国際科学技術博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（同条約第二十七条の規定に基づいて制定された国際科学技術博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより日本国政府を代表することを任務とする。

第四条　関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

（任免）

第五条　代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

2　代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第六条　代表の俸給月額は、九十一万円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

1　この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2　この法律は、国際科学技術博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

〔稲嶺一郎君登壇、拍手〕

○稲嶺一郎君　ただいま議題となりました条約五件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、ドイツ民主共和国との通商航海条約は、わが国とドイツ民主共和国との間で、関税、租税、事業活動等についての最恵国待遇、輸出入制限についての無差別待遇、身体・財産の保護及び出訴権についての内国民待遇及び最恵国待遇、領事官との通信等の権利、商船の出入国等についての内国民待遇及び最恵国待遇等を相互に許与することを定めたものであります。

次に、一九七一年の国際小麦協定の延長議定書は、同協定を構成する二つの規約、すなわち、小麦の市況に関する情報交換等について定める一九七一年の小麦貿易規約と、開発途上国に対する食糧援助について定める一九八〇年の食糧援助規約の有効期間をそれぞれ二年間延長することを定めたものであります。

次に、一九七八年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約は、海上における人命・財産の安全を確保するため、船員の訓練、資格証明及び当直に関する国際基準を設定することについて定めたものであります。

次に、一九七六年の海事債権についての責任制限条約は、船舶事故に関する船舶所有者等の責任の制限につきまして、既存の関係条約に定める金額責任主義を基礎としつつ、責任限度額の引き上げ、責任を制限することのできる者の範囲の拡大等によって制度の改善を図ろうとするものであります。

次に、植物の新品種の保護に関する国際条約は、植物の新品種の育成者の権利を保護することにより新品種の育成の振興を図り、もって農業の発展に資することを目的として、育成者の権利が保護されるための条件、保護される権利の内容等について定めたものであります。

最後に、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は、昭和六十年に筑波研究学園都市で開催される予定の国際科学技術博覧会の円滑な準備と運営に資するため、国際博覧会条約の規定に基づく政府代表として外務省に特別職の国家公務員たる国際科学技術博覧会政府代表一人を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、ドイツ民主共和国との通商航海条約、一九七八年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約及び植物の新品種の保護に関する国際条約の三件はいずれも全会一致をもって、また、一九七一年の国際小麦協定の延長議定書及び一九七六年の海事債権についての責任制限条約はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定し、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これより採決をいたします。

まず、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件並びに千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　総員起立と認めます。

よって、三件は全会一致をもって承認することに決しました。

次に、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件並びに千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　過半数と認めます。

よって、両件は承認することに決しました。

次に、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（秋山長造君）　日程第八　アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案
日程第九　中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
日程第一〇　小規模企業共済法の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長降矢敬雄君。

審査報告書

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十日

商工委員長　降矢　敬雄

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、アルコール専売事業の製造部門を新エネルギー総合開発機構へ移管するとともに、通商産業省基礎産業局アルコール事業部を廃止し、あわせてアルコール専売事業に対する公共企業体等労働関係法の適用を除外するほか、アルコール専売共済組合を通商産業省共済組合へ統合する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十七年度アルコール専売事業特別会計予算に、通商産業省を退職し新エネルギー総合開発機構へ移行する職員の退職手当金として、約五十二億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管に伴い、同機構におけるアルコール製造事業の安定的な運営を図るため、現在アルコール製造工場の立地する地域の経済振興に十分配意しつつ、一層その効率化に努めるよう指導すること。

二、新エネルギー総合開発機構に移行する職員及び公務員として残留する職員については、それぞれ処遇上の不利益を受けることのないよう十分配慮すること。

三、新エネルギーの開発にあたっては、長期的エネルギー政策の観点から、石油代替エネルギーとしての位置づけを明確にし、積極的かつ効率的な開発推進に努めるとともに、バイオマス・エネルギーの重要性にかんがみ、その総合的研究開発の促進について十分配慮すること。

四、アルコール製造部門の移管にあたっては、新エネルギー総合開発機構において、燃料用アルコールの実用化のため、原料・資源の多様化及び有効利用の研究開発が着実に進められるよう努めること。

右決議する。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

第一条　アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　政府ハ新エネルギー総合開発機構（以下機構ト称ス）ニアルコールノ製造ヲ行ハシムル

政府ハ機構以外ノ者ニアルコール製造ノ委託ヲ為スコトヲ得

前項ノ委託ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ申請ヲ為スベシ

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条及第六条　削除

第七条　アルコール製造者（機構及アルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者ヲ謂フ以下同ジ）ハ製造場又ハ蔵置場ヲ新設、変更又ハ廃止セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第九条から第十二条までを次のように改める。

第九条乃至第十二条　削除

第十三条中「アルコール製造者」を「機構」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年度開始前ニアルコールノ収納ニ関スル当該年度ノ計画ヲ定メ之ヲ機構ニ通知ス之ヲ変更スルトキ亦同ジ

第十四条第二項中「政府ハ」の下に「機構ニ」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハアルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者ノ製造シタルアルコールニ付之ヲ準用ス

第十五条第一項中「賠償金ヲ交付ス」を「収納代金ヲ支払フ」に改め、同条第二項中「賠償価格」を「収納価格」に、「公示ス」を「機構ニ通知ス」に改める。

第十八条第二項中「第十一条乃至第十六条、第二十九条ノ二第一項、第二十九条ノ三第一

項、第三十条、第三十九条及第四十一条」を「第十三条第一項、第十四条第一項及第二項、第十五条、第十六条、第二十九条ノ四第一項、第二十九条ノ五第一項、第三十条並ニ第四十一条」に改め、同条に次の一項を加える。

機構ハ之ヲ第一項ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条ノ二　前条第一項ノ許可ヲ受ケタル者（機構ヲ除ク次条ニ於テ同ジ）其ノ製造ヲ廃止セントスルトキハ許可ノ取消ヲ求ムベシ

第十八条ノ三　第十八条第一項ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一　三年以上引続キ其ノ製造ヲ為サザルトキ

二　政府ニ納付スベキアルコールニ付譴責、消費若ハ隠匿ヲ為シ又ハ之等ノ行為ニ着手シタルニ因リ第三十三条ノ規定ニ依リ処罰セラレ又ハ第四十条第一項ニ於テ準用スル国税犯則取締法第十四条第一項ノ規定ニ依リ処分セラレタルトキ

第二十九条ただし書中「試験研究ノ為政府ノ」を「第十八条第一項ノ」に、「又ハアルコール製造者納付期日前若ハ正当ノ事由ニ因リ納付ノ遅延シタル」を「、アルコール製造者納付期日ニ至ラザル場合其ノ他正当ノ事由アル」に改める。

第二十九条ノ三を第二十九条ノ五とし、第二十九条ノ二を第二十九条ノ四とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条ノ二　機構ハ石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第三十九条第一項ニ規定スル業務ノ外第三条第一項ノ規定ニ依ルアルコール製造ノ業務及之ニ附帯スル業務（以下アルコール製造業務ト称ス）ヲ行フ

アルコール製造業務ニ付テハ石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第四十一条第一項中「第三十九条第一項に規定する業務」トアルハ「第三十九条第一項に規定する業務又はアルコール専売法第二十九条ノ二第一項のアルコール製造業務」トシ同法第五十二条中「政令」トアルハ「政令並びにアルコール専売法」トシ同法第五十三条第二項及第五十四条第一項中「この法律」トアルハ「この法律又はアルコール専売法」トシ同法第五十九条第三号中「第三十九条第一項に規定する業務」トアルハ「第三十九条第一項に規定する業務及びアルコール専売法第二十九条ノ二第一項のアルコール製造業務」トス

第二十九条ノ三　機構ハアルコール製造業務ニ関スル経理ニ付テハ之ヲ其ノ他ノ経理ト区分シ特別ノ勘定ヲ設ケテ整理スベシ

第三十二条　削除

第三十三条第一項第一号中「特許、許可又ハ委託」を「委託又ハ許可」に改め、「製造シタル者」の下に「（機構ヲ除ク）」を加える。

第三十四条第一項第三号中「第二十九条第一項（第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第二十九条」に改める。

第三十五条第一号中「又ハ第三十二条第三項」を削り、「若ハ蔵置場」を「又ハ蔵置場」に、「若ハ廃止シ又ハ許可ヲ受ケタル事項ヲ変更シタル」を「又ハ第三十二条第三項」に改め、同条第二号中「又ハ第三十二条第三項」を削る。

第三十五条ノ二第一号を削り、同条第二号中「第十八条第二項又ハ第三十二条第三項」を「同条第三項又ハ第十八条第二項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十九条ノ二第一項」を「第二十九条ノ四第一項」に改め、「又ハ第三十二条第三項」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十九条ノ二第二項」を「第二十九条ノ四第二項」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十六条第二号中「第二十九条ノ三第一項」を「第二十九条ノ五第一項」に改め、「又ハ第三十二条第三項」を削り、「同条第二項」を「第二項」に改める。

第四十一条中「アルコール製造者其ノ製造ノ特許ヲ取消サレ又ハ其ノ業務ヲ廃止スルモ」を「アルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者其ノ委託ヲ解除セラルルモ」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十七号を次のように改める。

三十七　アルコールの専売を行うこと。

第五条第二項中「、基礎産業局にアルコール事業部を」を削る。

第十条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

七　新エネルギー総合開発機構に関すること。（アルコール製造業務に関するものに限る。）

第三十一条中「、石炭事務所及び工場」を「及び石炭事務所」に改める。

第三十六条の六第十号の三中「関すること。」の下に「（基礎産業局の所掌に係ることを除く。）」を加える。

（公共企業体等労働関係法の一部改正）

第三条　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ホを削る。

第三十九条中「、農林水産大臣」を「及び農林水産大臣」に改め、「及び通商産業大臣（同号ホの企業に関するものに限る。）」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中アルコール専売法第十三条に一項を加える改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（アルコール専売事業特別会計からの権利義務の承継等）

第二条　この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、アルコール専売法第一条の規定によるアルコールの製造に関するもので政令で定めるものは、この法律の施行の時において、新エネルギー総合開発機構（以下「機構」という。）がアルコール専売事業特別会計から承継する。

2　前項の規定による承継があつたときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十四条第三項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

3　前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5　第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

6　第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7　機構が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で国が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（アルコール専売法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条第一項の規定により機構が承継する権利に係る財産のうち第一条の規定による改正後のアルコール専売法（以下「新専売法」とい

う。）第七条（新専売法第十八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する製造場又は蔵置場に該当するものについては、機構が施行日に新専売法第七条の規定による新設の許可を受けたものとみなす。

第四条　昭和五十七年度の新専売法第十三条第二項の計画については、同項中「毎年度開始前ニ」とあるのは「昭和五十七年九月三十日迄ニ」と、「当該年度」とあるのは「昭和五十七年度」と、「機構」とあるのは「新エネルギー総合開発機構」とする。

第五条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前のアルコール専売法（以下「旧専売法」という。）第三十二条第一項の規定によりアルコール製造の委託を受けている者は、新専売法第三条第二項の規定によりアルコール製造の委託を受けたものとみなす。

2　前項に定めるもののほか、旧専売法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新専売法中にこれに相当する規定があるときは、新専売法の相当規定によつてしたものとみなす。

第六条　この法律の施行前にした旧専売法又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行前に第三条の規定による改正前の公共企業体等労働関係法第二条第一項第二号ホに掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業（以下「アルコール専売事業」という。）がした行為についての公共企業体等労働関係法（以下「公労法」という。）第二十五条の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属しているアルコール専売事業とその職員に係る公労法第三条第二項の労働組合（以下この項において「組合」という。）とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前にアルコール専売事業と組合とが締結した協定であつて公労法第十六条第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がしたアルコール専売事業と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五条ただし書に該当するものに関する公労法第三章（第十二条を除く。）、第二十五条の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3　施行日の前日までの期間についてアルコール専売事業に勤務する職員（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項の職員をいう。）に支給する給与についての同法の規定の適用については、なお従前の例による。

第八条　この法律の施行前にした行為並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつて、公労法第二十五条の六において準用する労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にした行為であつて公労法第四十条第一項第一号の規定に基づきアルコール専売事業に勤務する一般職に属する職員に適用があるものとされていた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第三条第二項第六号の規定により設けられた組合（以下「アルコール専売共済組合」という。）は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、同条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合（次項において「通商産業省共済組合」という。）が承継する。

2　通商産業省共済組合は、前項の規定によりアルコール専売共済組合の権利及び義務を承継したときは、その承継した権利に係る資産のうちアルコール専売共済組合の短期給付の事業及び国家公務員共済組合法第九十八条第一号に掲げる事業（以下「短期給付事業等」という。）に係るものの価額から、その承継した義務に係る負債のうちアルコール専売共済組合の短期給付事業等に係るものの金額をそれぞれ差し引いた額につき、大蔵省令で定めるところにより算出した金額を、新専売法第二十九条ノ二第一項のアルコール製造業務に係る機構の事業所（次項において「アルコール関係機構事業所」という。）についての健康保険の保険者（健康保険組合に限る。）に対して支払わなければならない。

3　前項の大蔵省令は、アルコール専売共済組合の短期給付事業等に要する費用についてのその組合員の負担の割合、施行日の前日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者の数に対するこれらの者のうち施行日にアルコール関係機構事業所についての健康保険（健康保険組合を保険者とするものに限る。）の被保険者の資格を取得した者の数の割合その他の事情を勘案して定めるものとする。

4　前項に定めるもののほか、第二項の規定による支払について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第十条　アルコール専売共済組合の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度は、施行日の前日に終わるものとする。

2　アルコール専売共済組合の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、国家公務員共済組合法第十六条第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは、「昭和五十七年十一月三十日」とする。

第十一条　施行日の前日において国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項の規定によりアルコール専売共済組合の組合員であるものとされていた者及び同日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、同項に規定する公社職員又は公庫等職員となるため退職したものについては、同項中「転出（公社職員又は公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合」とあるのは「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」と、同条第二項第一号中「転出」とあるのは「公社職員又は公庫等職員となるための退職」と、同条第四項中「に転出」とあるのは「の公社職員又は公庫等職員となるための退職」とする。

2　施行日の前日において国家公務員共済組合法第百二十六条の五第一項の規定によりアルコール専売共済組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者で同日に退職し同項の規定による申出をアルコール専売共済組合に行つたものについては、同項中「当該組合」とあるのは、「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」とする。

3　施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第百二十六条の五第一項の規定による申出をアルコール専売共済組合にすることができる者で、施行日前に当該申出をしていないものについては、同項前段中「組合」とあるのは「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」と、同項後段中「当該組合」とあるのは「当該組合（昭和五十七年九月三十日以前の期間については、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の第三条第二項第六号の規定により設けられた組合）」とする。

第十二条　この法律の施行前にした第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第十三条　附則第三条から前条まで及び附則第十六条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第十四条　石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条中「七人」を「八人」に改める。

（酒税法の一部改正）

第十五条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託」を「第三条第一項の規定によりアルコールの製造を行う新エネルギー総合開発機構又は同条第二項若しくは同法第十八条第一項の規定によりアルコールの製造の委託若しくは許可」に改める。

（酒税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした前条の規定による改正前の酒税法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条に次の一項を加える。

26　新エネルギー総合開発機構がアルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第　号）附則第二条第一項の規定によりアルコール専売事業特別会計から承継し、かつ、アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）第二十九条ノ二第一項のアルコール製造業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

商工委員長　降矢　敬雄

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しいことにかんがみ、中小企業の資金需要に対する信用補完の面からの的確な対応策として中小企業者の省エネルギー施設及び石油代替エネルギー施設の導入を積極的に推進するため、新たにエネルギー対策保険を創設するとともに、冷夏、豪雪等の突発的事由により、特定地域において、特定の業種が、或いは業種横断的に影響を受けている場合、当該中小企業者に対して、通常の付保限度額のほかに別枠で利用できる倒産関連保証の特例が適用できるよう、倒産関連中小企業者の範囲を拡大しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に関連して、昭和五十七年度一般会計予算に信用保証協会基金補助金として十一億円、また、中小企業信用保険公庫への出資金として六百二十五億円が計上されている。

附帯決議

政府は、国民経済の発展と国民福祉の向上に大きな役割を果たしている中小企業に景気のかげりが集中的にみられていることにかんがみ、中小企業信用補完制度がこれら中小企業にとつて真に有効な施策となるよう、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、信用補完制度強化のため、各関係機関の財政基盤充実について引き続き配慮すること。

二、信用保証協会が保証を行う場合の担保徴求については、個々の中小企業者の実情を踏まえて適切に対処するよう指導すること。

三、信用保証協会が保証を与えるに先立つて行う審査については、金融機関の行う審査を十分に参酌し、これを効率的に行い融資に要する手続期間の短縮が図られるよう引き続き指導すること。

四、新たに創設されるエネルギー対策保険及び対象が拡大される倒産関連保証制度の運用にあたつては、個々の中小企業者の実情等を踏まえ適切に対処するよう配意すること。

右決議する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして通商産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

四　災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして通商産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として通商産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

第三条第四項中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に改める。

第三条の二第三項中「又は第三条の五第一項」を「第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項」に改める。

第三条の三第一項中「新技術企業化保険又は第三条の六第一項」を「エネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険又は第三条の七第一項」に改め、同条第二項中「又は第三条の五第一項」を「、第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項」に改め、同条第三項中「又は第三条の五第一項又は第三条の六第一項に規定する債務」を「、第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険」に、「又は第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険」に改める。

第三条の四第一項中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に改める。

第三条の六を第三条の七とし、第三条の五第一項中「前条第一項」を「第三条の四第一項」に改め、「公害防止に要する費用」の下に「又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用」を加え、同条を第三条の六とし、第三条の四の次に次の一条を加える。

（エネルギー対策保険）

第三条の五　公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するもの及び第三条の七第二項に規定する借入金（給付の場合は、給付金）に係るものを除く。）に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、二億円。以下同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　公庫とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が一億円（当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

3　第三条第三項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条、第七条、第九条から第十一条までの規定及び第十三条中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第二条　中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第三条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加える。

（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

第四条　産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加え、「百分の八十）と」を「百分の八十）」と」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第五条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第三条の六」を「第三条の七」に改める。

（中小企業事業転換対策臨時措置法の一部改正）

第六条　中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加える。

（特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部改正）

第七条　特定不況地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「公害防止保険」の下に「、エネルギー対策保険」を加える。

（産地中小企業対策臨時措置法の一部改正）

第八条　産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

（中小企業事業団法の一部改正）

第九条　中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

審査報告書

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

参議院議長　徳永　正利殿

商工委員長　降矢　敬雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、法律上定められた五年ごとの見直し義務に基づき、小規模企業共済の掛金月額の上限を現行の三万円から五万円に引き上げるとともに共済金の最高限度も引き上げること、共済金の受給のため必要な掛金納付月数を十二月から六月に引き下げること、第一種共済契約につき、いわゆる法人成り等の事由が生じた場合には共済契約は自動的に解除されたものとみなされること等を定めたものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に関連して、昭和五十七年度一般会計予算に中小企業事業団出資金三十億円及び同事業団補助金四十五億千五百万円が計上されている。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　罰則（第二十八条）」を削る。

第二条の三中「十二月」を「六月」に改め、同条第一号中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改める。

第二条の四中「十二月」を「六月」に改める。

第四条第二項中「三万円」を「五万円」に改める。

第七条第一項中「又は第三項」を削り、同条第四

項を削り、同条第三項中「事業団は、」を削り、「を解除しなければならない」を「は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

第十二条第三項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第二号中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改め、「解除された」の下に「ものとみなされた」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、「解除された」の下に「ものとみなされた」を加える。

第十三条第一項中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第四章を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正前の小規模企業共済法（以下「旧法」という。）の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第二条の三各号若しくは第二条の四各号に掲げる事由が生じたもの又は旧法第七条第三項若しくは第四項の規定により解除されたものに係る共済金又は解約手当金の支給については、なお従前の例による。

3　旧法の定めるところにより締結された第一種共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第七条第三項各号に掲げる事由が生じたもの（前項に規定するもの及びこの法律の施行前に同条第二項の規定により解除されたものを除く。）については、この法律の施行の時に解除されたものとみなす。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔降矢敬雄君登壇、拍手〕

○降矢敬雄君　ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案は、行政の簡素化及びアルコール専売事業の効率化を図り、かつ将来の石油代替エネルギーの一つとしてアルコールの開発利用を推進することが必要とされている事情にかんがみ、アルコール専売事業の製造部門を昭和五十七年十月一日に新エネルギー総合開発機構へ移管するため、アルコール専売法等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、行政改革と新エネルギー機構への移管、身分変更に伴う職員の処遇上の問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、村田理事より、各派共同提案によるアルコール製造事業の安定的運営等四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、中小企業者の省エネルギー施設及び石油代替エネルギー施設の導入を積極的に推進するため、新たにエネルギー対策保険を創設するとともに、冷夏、豪雪等の突発的事由により影響を受ける中小企業者に対しても倒産関連保証の特例を適用できるようにしようとするものであります。

また、小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、昭和四十年以来実施されている小規模企業共済制度の一部を手直しし、掛金月額の上限引き上げ、共済金受給のために必要な掛金納付月数の短縮、共済契約解除手続の簡素化等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら二法案を一括して議題とし、中小企業景気対策、中小企業倒産対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、二法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対し、野呂田理事より、各派共同提案による信用補完制度強化策など四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これより採決をいたします。

まず、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（秋山長造君）　日程第一一　**恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長遠藤要君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十日

内閣委員長　遠藤　要

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、約六百二十三億円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討のうえ善処すべきである。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期との均衡を失しないよう善処を求めてきた従来の経緯にもかんがみ、今後引き続きその改善に努めること。

一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等改善を図ること。

一、扶助料の給付水準については、さらにその改善を図ること。

一、戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍看護婦に対する慰労給付金の増額を検討すること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等にかかる戦後処理の未解決の諸問題については、人道的見地に立つて検討すること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月十三日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百四十九万円」を「百五十三万円」に、「八百九万円」を「八百十三万円」に改める。

第六十五条第二項中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改める。

別表第二号表中「三、七二〇、〇〇〇円」を「三、九五五、〇〇〇円」に、「三、〇八六、〇〇〇円」を「三、二八六、〇〇〇円」に、「二、五三三、〇〇〇円」を「二、六九七、〇〇〇円」に、「一、九九五、〇〇〇円」を「二、一三〇、〇〇〇円」に、「一、六一一、〇〇〇円」を「一、七二〇、〇〇〇円」に、「一、二九五、〇〇〇円」を「一、三八六、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三、九五七、〇〇〇円」を「四、二〇七、〇〇〇円」に、「三、二八三、〇〇〇円」を「三、四九〇、〇〇〇円」に、「二、八一六、〇〇〇円」を「二、九九四、〇〇〇円」に、「二、三一四、〇〇〇円」を「二、四六〇、〇〇〇円」に、「一、八五六、〇〇〇円」を「一、九七三、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、六一二、二〇〇円」を「三、七八七、五〇〇円」に、「三、三三五、〇〇〇円」を「三、四九七、九〇〇円」に、「三、一九五、四〇〇円」を「三、三五二、〇〇〇円」に、「三、〇八四、六〇〇円」を「三、二三六、二〇〇円」に、「二、一七〇、一〇〇円」を「二、二八〇、六〇〇円」に、「二、〇六八、五〇〇円」を「二、一七四、四〇〇円」に、「一、八六三、一〇〇円」を「一、九五九、七〇〇円」に、「一、五一八、七〇〇円」を「一、五九九、八〇〇円」に、「一、四六〇、一〇〇円」を「一、五三八、六〇〇円」に、「一、三六三、七〇〇円」を「一、四三七、九〇〇円」に、「一、三二五、五〇〇円」を「一、三九七、九〇〇円」に、「一、二八六、一〇〇円」を「一、三五六、八〇〇円」に、「一、一三一、八〇〇円」を「一、一九四、〇〇〇円」に、「一、〇〇四、〇〇〇円」を「一、〇五九、二〇〇円」に、「九六八、七〇〇円」を「一、〇二二、〇〇〇円」に、「九四三、九〇〇円」を「九九五、八〇〇円」に、「九二一、九〇〇円」を「九七二、六〇〇円」に、「九〇〇、二〇〇円」を「九四九、七〇〇円」に、「八六五、〇〇〇円」を「九一二、六〇〇円」に、「一、一四〇、〇〇〇円」を「一、二二四、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、六一二、二〇〇円」を「三、七八七、五〇〇円」に、「三、三三五、〇〇〇円」を「三、四九七、九〇〇円」に、「三、一九五、四〇〇円」を「三、三五二、〇〇〇円」に、「三、〇八四、六〇〇円」を「三、二三六、二〇〇円」に、「二、一七〇、一〇〇円」を「二、二八〇、六〇〇円」に、「一、八六三、一〇〇円」を「一、九五九、七〇〇円」に、「一、七六八、二〇〇円」を「一、八六〇、六〇〇円」に、「一、四六〇、一〇〇円」を「一、五三八、六〇〇円」に、「一、三六三、七〇〇円」を「一、四三七、九〇〇円」に、「一、二八六、一〇〇円」を「一、三五六、八〇〇円」に、「一、二〇八、〇〇〇円」を「一、二七四、四〇〇円」に、「一、一三一、八〇〇円」を「一、一九四、〇〇〇円」に、「一、〇九七、二〇〇円」を「一、一五七、五〇〇円」に、「一、〇三四、五〇〇円」を「一、〇九一、四〇〇円」に、「九二一、九〇〇円」を「九七二、六〇〇円」に、「九〇〇、二〇〇円」を「九四九、七〇〇円」に、「八六五、〇〇〇円」を「九一二、六〇〇円」に、「八八五、〇〇〇円」を「九五一、〇〇〇円」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の三中「十三万二千円」を「十四万四千円」に改める。

附則第二十七条ただし書中「百十四万円」を「百二十二万四千円」に、「八十八万五千円」を「九十五万千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一（附則第十三条関係）

階級	仮定俸給年額
大将	五、五二〇、八〇〇円
中将	四、八八四、五〇〇円
少将	三、八七八、四〇〇円
大佐	三、三五二、〇〇〇円
中佐	三、二〇七、一〇〇円
少佐	二、五〇四、二〇〇円
大尉	二、一一九、〇〇〇円
中尉	一、六八一、一〇〇円
少尉	一、四三七、九〇〇円
准士官	一、三三四、九〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、〇九一、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、〇二二、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	九九五、八〇〇円
兵	九一二、六〇〇円

備考　各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、一八六、〇〇〇円」を「一、二六六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、〇七九、〇〇〇円」を「一、一五三、〇〇〇円」に、「八六七、〇〇〇円」を「九二五、〇〇〇円」に、「六九四、〇〇〇円」を「七四二、〇〇〇円」に、「六一〇、〇〇〇円」を「六五四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第二（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
五、五二〇、八〇〇円	五、三七四、九〇〇円

四、八八四、五〇〇円	四、七九六、一〇〇円	一、〇二二、〇〇〇円	一、〇九一、四〇〇円
三、八七八、四〇〇円	三、七八七、五〇〇円	九九五、八〇〇円	一、〇五九、二〇〇円
三、三五二、〇〇〇円	三、二三六、二〇〇円	九一二、六〇〇円	九七二、六〇〇円
三、二〇七、一〇〇円	三、〇五八、二〇〇円		
二、五〇四、二〇〇円	二、四一五、六〇〇円		
二、一一九、〇〇〇円	一、九五九、七〇〇円		
一、六八一、一〇〇円	一、五三八、六〇〇円		
一、四三七、九〇〇円	一、三五六、八〇〇円		
一、三二四、九〇〇円	一、一九四、〇〇〇円		
一、〇九一、四〇〇円	九九五、八〇〇円		
一、〇二二、〇〇〇円	九四九、七〇〇円		
九九五、八〇〇円	九一二、六〇〇円		
九一二、六〇〇円	八〇四、〇〇〇円		

附則別表第六の二（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
五、五二〇、八〇〇円	五、七三九、二〇〇円
四、八八四、五〇〇円	五、二〇八、三〇〇円
三、八七八、四〇〇円	四、一六二、四〇〇円
三、三五二、〇〇〇円	三、六四三、二〇〇円
三、二〇七、一〇〇円	三、三五二、〇〇〇円
二、五〇四、二〇〇円	二、七五四、一〇〇円
二、一一九、〇〇〇円	二、二八〇、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、八一六、九〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、五三八、六〇〇円
一、三二四、九〇〇円	一、三九七、九〇〇円
一、〇九一、四〇〇円	一、一五七、五〇〇円

附則別表第七（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
二、一一九、〇〇〇円	二、二八〇、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、八一六、九〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、五九九、八〇〇円
一、三二四、九〇〇円	一、四三七、九〇〇円

附則別表第八（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
二、一一九、〇〇〇円	二、四一五、六〇〇円
一、六八一、一〇〇円	一、九二三、〇〇〇円
一、四三七、九〇〇円	一、七七一、〇〇〇円
一、三二四、九〇〇円	一、五三八、六〇〇円

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「八十八万五千円」を「九十五万千円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十六年四月分」を「昭和五十七年五月分」に改め、同項の表中「七四九、〇〇〇円」を「七九〇、二〇〇円」に、「五六一、八〇〇円」を「五九二、七〇〇円」に、「四四九、四〇〇円」を「四七四、一〇〇円」に、「三七四、五〇〇円」を「三九五、一〇〇円」に、「四八七、〇〇〇円」を「五二〇、〇〇〇円」に、「三六五、三〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「二九二、二〇〇円」を「三一二、〇〇〇円」に、「二四三、五〇〇円」を「二六〇、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年四月三十日」に改める。

第五条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「二、八三二、五〇〇円」を「三、〇一二、三〇〇円」に、「二、三五一、六〇〇円」を「二、五〇四、九〇〇円」に、「二、九三五、八〇〇円」を「二、一六二、三〇

○円」に、「一、五二八、六○○円」を「一、六三二、七○○円」に、「一、二四○、四○○円」を「一、三二四、六○○円」に、「九九九、四○○円」を「一、○七○、四○○円」に、「九一二、一○○円」を「九七四、三○○円」に、「八三○、五○○円」を「八八八、二○○円」に、「六六八、七○○円」を「七一三、五○○円」に、「五三八、九○○円」を「五七六、五○○円」に、「四七一、五○○円」を「五○五、四○○円」に改め、同条第三項中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改める。

第六条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「二十四万円」を「二十五万九千円」に、「十八万円」を「十九万四千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法第五十八条ノ四第一項の改正規定及び附則第十五条第一項の規定は、同年七月一日から施行する。

（文官等の恩給年額の改定）

第二条　公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第九条第一項において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2　昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、二二四、○○○円」とあるのは「一、二○三、○○○円」と、同法別表第五号表中「九五一、○○○円」とあるのは「九三四、○○○円」とする。

（傷病恩給に関する経過措置）

第三条　増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。次項において同じ。）については、昭和五十七年五月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

2　昭和五十七年五月分から同年七月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法別表第二号表の規定の適用については、同表中「三、九五五、○○○円」とあるのは「三、九二五、○○○円」と、「三、二八六、○○○円」とあるのは「三、二五六、○○○円」と、「二、六九七、○○○円」とあるのは「二、六七二、○○○円」と、「二、一三○、○○○円」とあるのは「二、一○五、○○○円」と、「一、七○○、○○○円」とあるのは「一、三六六、○○○円」とする。

第四条　昭和五十七年四月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

2　昭和五十七年五月一日から同年七月三十一日までの間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改正後の恩給法別表第三号表の規定の適用については、同表中「四、二○七、○○○円」とあるのは「四、一七五、○○○円」と、「三、四九○、○○○円」とあるのは「三、四六四、○○○円」と、「二、九九四、○○○円」とあるのは「二、九七一、○○○円」と、「二、四六○、○○○円」とあるのは「二、四四一、○○○円」と、「一、九五八、○○○円」とあるのは「一、九三三、○○○円」とする。

第五条　第七項症の増加恩給については、昭和五十七年五月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

2　昭和五十七年五月分から同年七月分までの第七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則別表第四の規定の適用については、同表中「一、二六六、○○○円」とあるのは、「一、二五一、○○○円」とする。

第六条　傷病年金については、昭和五十七年五月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

2　昭和五十七年五月分から同年七月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則別表第五の規定の適用については、同表中「一、一五三、○○○円」とあるのは「一、一三八、○○○円」と、「九二五、○○○円」とあるのは「九一五、○○○円」と、「七四二、○○○円」とあるのは「七三二、○○○円」と、「六五四、○○○円」とする。

第七条　特例傷病恩給については、昭和五十七年五月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

2　昭和五十七年五月分から同年七月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、同項の表中「三、○一二、三○○円」とあるのは「二、九八八、三○○円」と、「二、五○四、九○○円」とあるのは「二、四八○、九○○円」と、「二、○六二、三○○円」とあるのは「二、○四二、三○○円」と、「一、六三二、七○○円」とあるのは「一、六一二、七○○円」と、「一、三二四、六○○円」とあるのは「一、三○八、六○○円」と、「一、○七○、四○○円」とあるのは「一、○五四、四○○円」と、「九七四、三○○円」とあるのは「九六二、三○○円」と、「八八八、二○○円」とあるのは「八七六、二○○円」と、「七二三、五○○円」とあるのは「七○五、五○○円」と、「五七六、五○○円」とあるのは「五六八、五○○円」と、「五○五、四○○円」とあるのは「四九七、四○○円」とする。

第八条　妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十七年五月分以降、その加給の年額を、十四万四千円に改定する。

2　増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がない場合における扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十七年五月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項（改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する場合を含む。）又は改正後の法律第八十一号附則第十三号第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第九条　旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規

定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2　昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百二十二万四千円」とあるのは「百二十万三千円」と、「九十五万千円」とあるのは「九十三万四千円」とする。

（扶助料の年額の特例に関する経過措置）

第十条　昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「五二〇、〇〇〇円」とあるのは「五一三、八〇〇円」と、「三九〇、〇〇〇円」とあるのは「三八五、四〇〇円」と、「三一二、〇〇〇円」とあるのは「三〇八、三〇〇円」と、「二六〇、〇〇〇円」とあるのは「二五六、九〇〇円」とする。

（傷病者遺族特別年金に関する経過措置）

第十一条　傷病者遺族特別年金については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十五条第二項に規定する年額に改定する。

2　昭和五十七年五月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「二十五万九千円」とあるのは「二十五万三千二百円」と、「十九万四千三百円」とあるのは「十八万九千九百円」とする。

（普通恩給の改定年額の一部停止）

第十二条　附則第二条第一項及び第九条第一項の規定により年額を改定された普通恩給（増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給と併給される普通恩給を除く。）で、その年額の計算の基礎となつている俸給年額が四、一六二、四〇〇円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、改定後の年額とこれらの規定を適用しないとした場合における年額との差額の三分の一を停止する。

（職権改定）

第十三条　この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十四条　この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十五条　改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十七年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

2　昭和五十七年五月分及び同年六月分の普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条第一項又は第九条第一項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
七六二、一〇〇円	八〇四、〇〇〇円
七九五、九〇〇円	八三九、七〇〇円
八三〇、七〇〇円	八七六、四〇〇円
八六五、〇〇〇円	九一二、六〇〇円
九〇〇、二〇〇円	九四九、七〇〇円
九二一、九〇〇円	九七二、六〇〇円
九四三、九〇〇円	九九五、八〇〇円
九六八、七〇〇円	一、〇二二、〇〇〇円
一、〇〇四、〇〇〇円	一、〇五九、二〇〇円
一、〇三四、五〇〇円	一、〇九一、四〇〇円
一、〇六二、七〇〇円	一、一二一、一〇〇円
一、〇九七、二〇〇円	一、一五七、五〇〇円
一、一三一、八〇〇円	一、一九四、〇〇〇円
一、一六九、八〇〇円	一、二三四、一〇〇円
一、二〇八、〇〇〇円	一、二七四、四〇〇円
一、二五五、八〇〇円	一、三二四、九〇〇円
一、二八六、一〇〇円	一、三五六、八〇〇円
一、三二五、五〇〇円	一、三九七、九〇〇円
一、三六三、七〇〇円	一、四三七、九〇〇円
一、四三九、八〇〇円	一、五一七、四〇〇円
一、四六〇、一〇〇円	一、五三八、六〇〇円
一、五一八、七〇〇円	一、五九九、八〇〇円
一、五九六、五〇〇円	一、六八一、一〇〇円
一、六八二、五〇〇円	一、七七一、〇〇〇円

一、七二六、四〇〇円	一、八一六、九〇〇円	四、二四三、〇〇〇円	四、四四六、七〇〇円
一、七六八、二〇〇円	一、八六〇、六〇〇円	四、三二九、三〇〇円	四、五三六、九〇〇円
一、八二七、九〇〇円	一、九二三、〇〇〇円	四、五〇〇、八〇〇円	四、七一六、一〇〇円
一、八六三、一〇〇円	一、九五九、七〇〇円	四、五七七、三〇〇円	四、七九六、一〇〇円
一、九六五、二〇〇円	二、〇六六、四〇〇円	四、六六三、七〇〇円	四、八八四、五〇〇円
二、〇一五、五〇〇円	二、一一九、〇〇〇円	四、八二〇、一〇〇円	五、〇四〇、九〇〇円
二、〇六八、五〇〇円	二、一七四、四〇〇円	四、九八七、五〇〇円	五、二〇八、三〇〇円
二、一七〇、一〇〇円	二、二八〇、六〇〇円	五、〇二〇、一〇〇円	五、二四〇、九〇〇円
二、二七二、七〇〇円	二、三八七、八〇〇円	五、〇五〇、九〇〇円	五、二七一、七〇〇円
二、二九九、三〇〇円	二、四一五、六〇〇円	五、〇八二、三〇〇円	五、三〇二、六〇〇円
二、三八四、一〇〇円	二、五〇四、二〇〇円	五、一五六、六〇〇円	五、三七四、九〇〇円
二、四八四、三〇〇円	二、六二九、八〇〇円	五、三〇六、四〇〇円	五、五二〇、八〇〇円
二、六二三、三〇〇円	二、七五四、一〇〇円	五、四五六、四〇〇円	五、六六六、九〇〇円
二、六九六、九〇〇円	二、八三一、一〇〇円	五、五三〇、六〇〇円	五、七三九、二〇〇円
二、七六八、六〇〇円	二、九〇六、〇〇〇円	五、六〇六、六〇〇円	五、八一三、二〇〇円
二、九一四、三〇〇円	三、〇五八、二〇〇円		
三、〇五六、七〇〇円	三、二〇七、一〇〇円		
三、〇八四、六〇〇円	三、二三六、二〇〇円		
三、一九五、四〇〇円	三、三五二、〇〇〇円		
三、三三五、〇〇〇円	三、四九七、九〇〇円		
三、四七四、一〇〇円	三、六四三、二〇〇円		
三、六一二、二〇〇円	三、七八七、五〇〇円		
三、六九九、一〇〇円	三、八七八、四〇〇円		
三、七九二、一〇〇円	三、九七五、五〇〇円		
三、九七〇、九〇〇円	四、一六二、四〇〇円		
四、一五一、八〇〇円	四、三五一、四〇〇円		

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が七六二、一〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇五五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額が五、六〇六、六〇〇円を超える場合においては、その年額に〇・九七四を乗じて得た額に三五二、四〇〇円を加えた額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

〔遠藤要君登壇、拍手〕

○遠藤要君　ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給受給者の処遇の一層の充実を図るため、恩給年額の増額及び普通恩給等の最低保障額の増額等所要の改善を行おうとするものでありまして、恩給年額の増額につきましては、昭和五十六年度における公務員給与の改善を基礎として、昭和五十七年五月から恩給年額を増額するとともに、公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給の基本年額等については同年八月からさらに増額を行い、公務扶助

料については遺族加算を含め年額百三十二万円を保障することとしております。

委員会におきましては、公務員の給与改善と恩給改定、今回の五月実施の理由、恩給の将来見通し、台湾人の元日本軍人軍属に係る補償、その他の戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブを代表して、片岡理事より、恩給の改定実施時期の本年五月を一カ月繰り上げ、四月から実施することを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。

本修正案は予算を伴うものでありますので政府の意見を聴取いたしましたところ、田邉総理府総務長官から、政府としては遺憾ながら反対である旨の御発言がありました。

討論なく、採決に入り、片岡理事提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長（秋山長造君）　日程第一二　住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長吉田正雄君。

審査報告書

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十日

建設委員長　吉田　正雄

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅金融公庫の業務に係る貸付制度等について、個人住宅貸付けに係る住宅規模別金利制度及び段階金利制度の導入、既存住宅に係る貸付条件の法定化、宅地造成資金貸付けの対象事業の拡大、住宅宅地債券制度の創設、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額の規定整備等所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、昭和五十七年度一般会計予算に住宅金融公庫に対する補給金に必要な経費として二千八百十三億五千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、第四期住宅建設五箇年計画の目標を達成するため、特に三大都市圏及び地方中核都市における公共賃貸住宅の供給の促進に努めるとともに、住宅政策の拡充を図るため住宅基本法の早期制定に努めること。

二、個人住宅貸付けについては、貸付限度額の引上げを図るとともに、中古住宅の貸付対象に戸建て住宅を加える等貸付条件の改善に努めること。

三、住宅の規模別金利に係る一一〇平方メートル及び一三五平方メートルの規模区分については、居住水準の動向、公庫利用者の実情等を勘案してその引上げに努めること。

四、国及び地方公共団体は、公社住宅の家賃及び譲渡価格の抑制に資するための援助に努めること。また、賃貸住宅の家賃の変更については適切な手続きに基づく必要なルール作りを行い、入居者の理解が得られるよう話合いに努め、家賃の変更が公正かつ円滑に行われるとともに、入居者に過重な負担をかけることのないよう指導すること。

なお、値上げ増収分は既存住宅の修繕、設備改善等の費用に充当し、原則として新規家賃の抑制に用いないよう指導すること。

五、借地方式による宅地造成事業に対する貸付けを行うに当たっては、借地契約、当該権利の譲渡契約等について、統一的な契約約款例を作成する等、紛争防止のため所要の措置を講ずること。

六、住宅ローン返済に関する事故の増加にかんがみ、その防止と返済猶予について適切な運用を図るよう指導すること。

七、住宅金融公庫の財政の健全確保と公庫金利の長期的安定を図るため、利子補給等の財政援助について特に配慮すること。

右決議する。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月十三日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律

（住宅金融公庫法の一部改正）

第一条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「土地の取得及び造成」を「土地又は借地権の取得及び土地の造成」に改める。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅として主務省令で定めるもの」を加え、同条第六号中「主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、」を「耐火建築物等で」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　耐火建築物等　主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物若しくはこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として主務省令で定めるものをいう。

第十七条第一項中「この項において」を削り、同条第三項中「附随して」を「付随して」に、「土地の取得」を「土地又は借地権の取得」に改め、同条第四項中「土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業」を「土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業」に改め、「地方公共団体並びに」の下に「土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業又は」を加え、「特定土地区画整理事業又は」を削り、「土地の取得及び造成」を「土地若しくは借地権の取得及び土

地の造成」に改め、同項第二号中「当該事業が」の下に「新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による」を加え、同項に次の一号を加える。

三　当該事業に係る土地と併せて一体的に造成することが事業の施行上必要やむを得ないと認められる土地を、委託を受けて造成するときは、当該土地の造成に必要な資金

第二十条第一項中「既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金、」を削り、「表一の項」の下に「及び二の項区分の欄」を加え、同項の表中「購入の場合」を「新築住宅の購入の場合」に、「又は既存住宅の購入並びにこれらに付随する」を「又は既存住宅の購入並びにこれに付随する」に、「建設費及び」を「建設費又は既存住宅の購入価額（購入価額が経過年数に応じ算定した既存住宅標準購入費を超える場合においては、既存住宅標準購入費）及び」に改め、同条第二項中「中高層耐火建築物」を「耐火建築物等」に、「あわせて」を「併せて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項の表区分の欄中「耐火構造の幼稚園等又は簡易耐火構造の幼稚園等」を「耐火建築物等である幼稚園等」に、「附随する」を「付随する」に、「耐火構造の幼稚園等及び簡易耐火構造の幼稚園等」を「耐火建築物等である幼稚園等」に、「並びに」を「及び」に改め、同表備考を削り、同条第五項中「標準建設費」の下に「又は既存住宅標準購入費」を、「住宅の建設」の下に「又は購入」を加え、同条第六項中「標準建設費」の下に「、既存住宅標準購入費」を加える。

	利率
年五・五パーセント以内で政令で定める率	
年五・五パーセント以内で政令で定める率	
年五・五パーセント以内で政令で定める率	
年五・五パーセント以内で政令で定める率	

を

	利率
貸付けの日から起算して十年を経過する日までの期間（以下「当初期間」という。）につき、年五・五パーセント（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率	
当初期間につき、年五・五パーセント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等（以下この表において「地方住宅供給公社等」という。）に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率	
当初期間につき、年五・五パーセント（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率	
当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率	
当初期間につき、年五・五パーセント（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率	
当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率	

に

当初期間につき、年五・五パーセント（第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率

当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率

改め、同表中七の項を八の項とし、二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二	第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金のうち既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金（政令で定める貸付金を除く。）	当初期間につき、年六・五パーセント以内で政令で定める率 当初期間後の期間につき、年七・五パーセント以内で政令で定める率	二十五年以内	—

第二十一条第一項の表備考二中「建築基準法」を「、建築基準法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の災害復興住宅として主務省令で定めるもの」を加え、同表備考四中「建築基準法」を「、建築基準法」に、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の地すべり等関連住宅として主務省令で定めるもの」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　第一項の表一の項利率の欄に規定する政令で定める規模を定め、又は変更しようとする場合には、前項の規定に基づいて比較的大きい住宅の規模として定められた規模を上限とし、新築される住宅の平均的規模の動向を勘案して適当と認められる規模を下限とするものとする。この場合においては、貸付けを受ける者の特別の事情に配慮して特別の定めをすることができる。

第二十一条第二項中「前項の表一の項」を「第一項の表一の項及び二の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公庫は、第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号の規定に該当するもののうち、当初期間経過後においてその者の所得（その者と生計を一にするその親族の所得を含む。）が低額であり、かつ、特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定めるものに対する貸付金の利率については、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後の期間の全部又は一部につき、その利率を当初期間の利率と同一の率とすることができる。

第二十一条の二第一項中「、若しくは」を「、又は」に、「建設する住宅に限る。）」を「建設し、又は購入する住宅に限る。）を建設し、若しくは購入し、」に、「住宅若しくは中高層耐火建築物等の建設又は住宅の建設に附随する」を「住宅の建設若しくは購入、中高層耐火建築物等の建設又は住宅の建設若しくは購入に付随する」に、「すえおき期間」を「据置期間」に改め、同条第二項中「建設する住宅」を「建設し、又は購入する住宅」に、「建設しようとする場合」を「建設し、又は購入しようとする場合」に改め、「住宅の建設」の下に「若しくは購入」を加える。

第二十一条の三第一項中「中高層耐火建築物」を「耐火建築物等」に改め、同条第二項中「（昭和二十九年法律第百十九号）」を削る。

第二十一条の四第三項第七号中「第三項」を「第四項」に改め、同項第八号中「第三項」を「第二項」に、「若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改める。

第二十二条の二の見出し中「貸付けの特例」を「貸付けについての配慮」に改め、同条第一項中「又は第二項」を「、第二項又は第十一項」に、「同条第一項第一号に該当する」を「自ら居住するため住宅を必要とする」に改め、「郵政大臣が

あつせんするもの」の下に「（次条において「住宅積立郵便貯金の預金者」という。）」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に対する貸付けの特例）

第二十二条の三　住宅積立郵便貯金の預金者又は第二十七条の三第二項に規定する住宅宅地債券を引き受けた者自ら居住するため住宅を必要とする者（その相続人を含む。）で主務省令で定めるものに対する第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第一項の規定の適用については、同項の表中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八割に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

2　前項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の表限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、第二十一条第一項の表一の項及び二の項利率の欄の規定は適用せず、その利率は、政令で定める。

3　第二十一条第六項の規定は、前項の規定により政令で利率を定め、又は変更する場合について、準用する。

第二十七条の三第二項中「第十七条第四項の規定による貸付金に係る土地」を「第十七条第一項第四号の規定に該当する者に対する同項若しくは同条第二項第一号の規定による貸付金、同条第四項の規定による貸付金（同項第三号の規定による貸付金を除く。）、同条第十項の規定による貸付金又は同条第十一項の規定による貸付金（自ら居住するため住宅を必要とする者に対し譲渡する事業に係るものに限る。）に係る住宅、土地又は借地権」に、「住宅金融公庫宅地債券（以下「宅地債券」という。）」を「住宅金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）」に改め、同条第三項、第五項及び第七項中「宅地債券」を「住宅宅地債券」に改める。

第三十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「附随して」を「付随して」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の住宅の建設に必要な費用（住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。）は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として主務省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該住宅の建設に通常要すると認められる費用（当該住宅の建設に付随して土地又は借地権の取得を必要とした場合においては、それらに要した費用を含む。）とする。

第三十五条の二第一項中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項第四号」を「同条第一項第四号」に、「特定土地区画整理事業」を「土地区画整理事業」に、「貸付金に係る土地」を「貸付金に係る土地又は借地権」に改め、「関連利便施設の用に供されている土地」の下に「又は借地権及び同項第三号の規定により委託を受けて造成された土地」を加え、「土地を必要とする」を「土地又は借地権を必要とする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項第四号」を「同条第一項第四号」に、「土地の取得及び造成」を「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附随して」を「付随して」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4　第一項及び前項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその住宅宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

第三十五条の三第一項中「特定土地区画整理事業」を「土地区画整理事業」に、「土地の取得及び造成」を「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成」に、「土地を賃貸し」を「土地若しくは借地権を賃貸し」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「前条第三項」を「前条第二項」に、「土地の取得及び造成」を「土地若しくは借地権の取得及び土地の造成」に改め、「土地の造成」と、」の下に「同条第二項中」を加え、「附随して」を「付随して」に改める。

第四十六条第一項第四号中「第三十五条の二第三項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

附則第七項の次に次の五項を加える。

8　公庫は、昭和五十六年度末までに政府から借り入れた借入金の利息（当該借入金の利率が年六・五パーセントを超える場合における当該超える部分の利率に係る利息に限る。）で昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度において支払うべきものに相当する金額の範囲内で、当該各年度につき、昭和六十年度以降昭和六十六年度までの各年度に損失として繰り越すことが適当と認められる政令で定める金額を、昭和五十七年度以降の各年度の特別損失として整理するものとする。

9　前項の政令を定める場合においては、国の財政状況を勘案しつつ、将来にわたる公庫の事業の安定が損なわれることのないよう配慮しなければならない。

10　政府は、附則第八項の特別損失を埋めるため、公庫に対して昭和六十年度から昭和六十六年度までの間において、毎年度、予算の定めるところにより、交付金の交付を行うものとする。

11　公庫は、前項に規定する交付金の交付を受けたことにより生ずる利益をもつて附則第八項の特別損失を減額して整理するものとする。

12　附則第八項の特別損失の繰越しの方法に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

第二条　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中

	利率
当初期間につき、年五・五パーセント（公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率	当初期間につき、年五・五パーセント（公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率
当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率	当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率

を

	利率
当初期間につき、年五・五パーセント（公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率	当初期間につき、年五・五パーセント（公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率
当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率	当初期間後の期間につき、年七・五パーセント（公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率

に

	当初期間につき、年五・五パーセント（公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める規模の住宅に係る貸付金にあつては、年六・五パーセント）以内で政令で定める率	当初期間につき、年七・五パーセント（公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者のうち地方住宅供給公社等に対する貸付金にあつては、年五・五パーセント）以内で政令で定める率	
二	公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金（政令で定める貸付金を除く。）	既存住宅の購入価額（購入価額が経過年数に応じ算定した既存住宅標準購入費を超える場合においては、既存住宅標準購入費）及び土地又は借地権の価額の八十パーセントに相当する金額	当初期間につき、年六・五パーセント以内で政令で定める率
			当初期間後の期間につき、年七・五パーセント以内で政令で定める率

改め、同表二の項中「一の項」の下に「及び二の項」を加え、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二	公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金（政令で定める貸付金を除く。）	既存住宅の購入価額（購入価額が経過年数に応じ算定した既存住宅標準購入費を超える場合においては、既存住宅標準購入費）及び土地又は借地権の価額の八十パーセントに相当する金額	当初期間につき、年六・五パーセント以内で政令で定める率
			当初期間後の期間につき、年七・五パーセント以内で政令で定める率

第八条第二項の表備考三中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改め、同表備考に次のように加える。

六　この表において「当初期間」とは、公庫法第二十一条第一項の表一の項利率の欄に規定する当初期間をいう。

七　この表において「地方住宅供給公社等」とは、公庫法第二十一条第一項の表一の項利率の欄に規定する地方住宅供給公社等をいう。

第八条第三項を次のように改める。

3　公庫は、公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第一号の規定に該当するもののうち、当初期間（公庫法第二十一条第一項の表一の項利率の欄に規定する当初期間をいう。以下この項において同じ。）経過後においてその者の所得（その者と生計を一にするその親族の所得を含む。）が低額であり、かつ、特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定めるものに対する貸付金の利率については、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当初期間後の期間の全部又は一部につき、その利率を当初期間の利率と同一の率とすることができる。

第八条第八項中「第二十一条第四項」を「第二十一条第六項」に、「表二の項」を「表三の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

9　公庫法第二十一条第四項の規定は、第二項の表一の項利率の欄に規定する政令で規模を定め、又は変更しようとする場合について、準用する。

第八条第六項中「標準建設費」の下に「、既存住宅標準購入費」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「中高層耐火建築物」を「耐火建築物等（公庫法第二条第六号に規定する耐火建築物等をいう。）」に、「あわせて」を「併せて」に、「附随する」を「付随する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　公庫法第二十二条の三の規定は、第二項の場合における貸付けが同法第二十二条の二に規定する住宅積立郵便貯金の預金者又は同法第二十七条の三第二項に規定する住宅宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者（その相続人を含む。）で主務省令で定めるものに対するものである場合について、準用する。この場合において、同法第二十二条の三第一項中「第二十条第一項」とあり、及び同条第二項中「第二十条第一項の表限度の欄」とあるのは、「北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項及び二の項限度の欄」と、同条第一項中「同項の表」とあるのは「同欄」と、「八割五分」とあるのは「八十五パーセント」と、「八割」とあるのは「八十パーセント」と、同条第二項中「第二十一条第一項」とあるのは「北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項」と読み替えるものとする。

第八条の二第二項中「附随して」を「付随して」に改め、同項の表備考二中「建築基準法」を「、建築基準法」に、「又は」を「若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の家屋として主務省令で定めるもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　住宅金融公庫の貸付金の金額の限度、利率、償還期間及び据置期間に関しては、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫がこの法律の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

3　改正後の住宅金融公庫法（以下「新公庫法」という。）第二十一条第一項の表一の項区分の欄及び改正後の北海道防寒住宅建設等促進法（以下「新促進法」という。）第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金の利率については、前項の規定にかかわらず、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫が昭和五十七年十月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したもの（新公庫法第十七条第一項第四号に掲げる者が建設する住宅で当該住宅の建設についてこの法律の施行の日前に住宅金融公庫の承認を受けたものを購入する者（以下この項において「公庫承認済住宅購入者」という。）に係るものを除く。）から適用するものとし、住宅金融公庫が昭和五十七年十月一日前に資金の貸付けの申込みを受理したもの（公庫承認済住宅購入者に係る資金にあつては、同日以後に貸付けの申込みを受理したものを含む。）については、なお従前の例による。

4　新公庫法第二十一条第一項の表二の項区分の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項区分の欄に規定する貸付金で住宅金融公庫がこの法律の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間に貸付けの申込みを受理した者に対するものの利率については、附則第二項の規定にかかわらず、新公庫法第二十一条第一項の表二の項利率の欄及び新促進法第八条第二項の表二の項利率の欄の規定を適用せず、その利率は、年六・五パーセント以内で政令で定める率とする。

5　この法律の施行の日前に発行された改正前の住宅金融公庫法第二十七条の三第二項に規定する住宅金融公庫宅地債券（以下この項において「宅地債券」という。）に関し必要な事項（宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。以下この項において同じ。）に係る改正前の住宅金融公庫法第三十五条の二第二項に規定する特別の定め並びに宅地債券に係る公庫の予算及び決算に関し必要な事項を含む。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。宅地債券を引き続き発行される宅地債券に関し必要な事項についても、同様とする。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（郵便貯金法の一部改正）

7　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第二十二条の二の規定」を「第二十二条の二及び第二十二条の三の規定」に、「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二」に改める。

第六十条中「若しくは第二項」を「、第二項若しくは第十一項」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

8　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号及び第三項中「住宅金融公庫宅地債券」を「住宅金融公庫住宅宅地債券」に改める。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

9　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十一条第四項」を「第二十一条第六項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第三項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは

第四項」を「第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

10　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第二十七条の三第二項に規定する宅地債券」を「第二十七条の三第二項に規定する住宅宅地債券」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

11　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二」に、「同項中」を「同条中」に、「又は第二項」を「、第二項又は第十一項」に、「同条第一項第一号」を「自ら居住するため住宅を必要とする」に、「同号イ」を「沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする」に改める。

第三十五条第一項中「第三十五条第一項及び第二項」を「第三十五条第一項から第三項まで」に、「第三十五条の二第一項から第三項まで」を「第三十五条の二第一項、第二項及び第四項」に改める。

第三十七条第一項第四号中「第三十五条の二第三項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正）

12　特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は第三項」を「又は第五項」に改める。

（住宅金融公庫法の一部を改正する法律の一部改正）

13　住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「既存住宅（同法同条同項に規定する既存住宅をいう。）の購入を目的とする貸付金及び」を削り、「表一の項」の下に「及び二の項」を加える。

（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正）

14　行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「（同法第二十二条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「及び二の項」に改める。

〔吉田正雄君登壇、拍手〕

○吉田正雄君　ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅金融公庫法等に基づく貸付制度等について、宅地造成資金の貸付対象を借地方式による宅地造成事業等にも拡大すること、土地担保賃貸住宅貸し付けについて三階以上とされている建物の要件を緩和すること、個人住宅貸し付けについて住宅の規模別に異なった金利で貸し付けを行うこと、個人住宅及び賃貸住宅貸し付けについて、貸し付け後十一年目以降、段階金利制を導入すること、既存住宅貸し付けの貸付条件を法定化すること、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額改定の場合の参酌規定を設けること等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、住宅建設五カ年計画とその進捗状況、規模別金利及び段階金利制による利用者の負担増と財政の節減の見通し、国内産木材の有効利用、中古住宅貸し付けの拡充、地方住宅供給公社の賃貸住宅の家賃改定と家賃限度額の変更規定の妥当性等について、政府及び参考人に対して質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本社会党を代表して松本委員より、規模別金利及び段階金利制度の規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、続いて討論に入り、日本社会党を代表して片山委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して谷川理事より原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して原田委員より原案に反対、日本共産党を代表して上田委員より原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、坂野理事より七項目にわたる各会派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長（秋山長造君）　日程第一三　証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木一弘君。

審査報告書

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

法務委員長　鈴木　一弘

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の改善が行われ、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができることとなったことにかんがみ、証人等の被害についての給付制度においても、同様の改善を行うことにより、被害者及びその遺族の保護の充実を図ろうとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

刑事事件における証人等の出頭及び供述が、公正な裁判の実現に不可欠なものであることにかんがみ、政府は、証人等が被害を受けた場合の給付額の引上げについて格段の努力をすべきである。

右決議する。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律

証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、年度である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

2　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

九　証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十二年法律第百九号）第五条第一項（給付の種類）に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君　ただいま議題となりました証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の改善に伴い、証人等の被害についての給付制度においても同様の改善を行おうとするものであり、その内容は、年金である傷病給付、障害給付または遺族給付の受給権者が、一時的に資金を必要とする場合に、その受給権を担保として国民金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けが受けられるようにするものであります。

委員会におきましては、証人等の被害についての給付事例、証人等の範囲を拡大することの是非、国選弁護人が被害を受けた場合の補償についての立法化作業の現状、証人等が被害を受けることを未然に防止するための具体策等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本法案に対し、寺田熊雄委員より、政府は証人等が被害を受けた場合の給付額の引き上げについて格段の努力をすべき旨の附帯決議案が各派共同提案として提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（秋山長造君）　**日程第一四　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長片山正英君。

審査報告書

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

文教委員長　片山　正英

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度の改正にならい、公立学校の学校医等の公務災害に係る年金である傷病補償等を受ける権利を担保に、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口貸付けを受けることができるようにするものであり、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年金である傷病補償、障害補償又は遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

2　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「及び水防法」を「、水防法」に改め、「（公務災害補償）」の下に「及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項（補償の範囲、金額、支給方法等）」を加え、「同項」を「水防法第六条の二第一項」に改める。

〔片山正英君登壇、拍手〕

○片山正英君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度の改正にならい、公立学校の学校医等の公務災害に係る傷病補償年金等を受ける権利を担保に、国民金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けを受けることができるようにするものであります。

委員会におきましては、学校医等の業務、処遇、配置等の改善、保健に関する教育の充実、障害児の健康管理の強化等学校保健に関する諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（秋山長造君）　**日程第一五　船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案**

日程第一六　船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長桑

名義治君。

審査報告書

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

運輸委員長　桑名　義治

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるとともに船員の資格及び職務に関する制度の近代化を推進するため、同条約に定める船員の知識及び技能に関する要件を満たし、並びに船舶における技術の進歩に即応した海技資格制度及び航海当直体制を確立しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、船員制度の近代化に当たつては、日本人船員の知識と技能をいかし、職域の拡大に努めること。

二、船員制度の近代化を円滑に推進するため、今後とも関係公労使の意見を尊重すること。

三、日本船を中核とする我が国商船隊の整備を促進し、日本人船員の雇用の安定、拡大に努めること。

四、安全な航海当直を確保するため、小型船についても適切な指導を図ること。

五、STCW条約の国内実施及び船員制度の近代化を円滑に推進し得るよう既成船員及び新規船員に対する教育の充実を図ること。

右決議する。

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律

（船員法の一部改正）

第一条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三条中「船舶通信士」を「通信長、通信士」に改める。

第十四条の四中「第八条乃至前条」を「第八条から前条まで」に、「ものの外」を「もののほか、航海当直の実施」に改める。

第六十一条中「但し」を「ただし、主務大臣の定める危険物又は有害物でばら積みのもの（その船舶において使用されるものを除く。）を積載しているとき」に改める。

第七十条第一項中「総トン数」を「船舶所有者は、総トン数」に、「定員は、」を「定員を」に、「としなければ」を「とし、その員数の海員を乗り組ませなければ」に改め、同条第三項中「第一項の定員」を「前項の規定により乗り組ませなければならない海員」に、「を以て、これに充てなければ」を「でなければ」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条の二の前に見出しとして「（特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の三　船舶の設備、甲板部及び機関部の部員で航海当直をすべき職務を有するものの要件及び定員その他の事項に関し命令で定める基準に適合する船舶として主務大臣の指定するものに関しては、第七十条の規定による航海当直体制について命令で別段の定めをすることができる。

前項の指定に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第百一条中「基いて」を「基づいて」に、「必要な処分をする」を「その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずる」に改め、同条に次の二項を加える。

行政官庁は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、行政官庁は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。

行政官庁は、前項の規定による処分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

第百七条第一項を次のように改める。

船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

第百七条第三項中「証明する証票」を「示す証明書」に、「携帯しなければ」を「携帯し、関係者に提示しなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百八条中「基いて」を「基づいて」に、「司法警察官」を「司法警察員」に改める。

第百十七条の次に次の二条を加える。

（航海当直をすべき職務を有する部員）

第百十七条の二　船舶所有者は、命令の定める船舶には、年齢、航海当直又はこれに準ずる業務の経験その他の事項に関し命令の定める要件を備えた者以外の者を甲板部又は機関部の部員で航海当直をすべき職務を有するものとして乗り組ませてはならない。

（タンカーに乗り組む船長及び海員）

第百十七条の三　船舶所有者は、命令の定めるタンカー（主務大臣の定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）には、その危険物又は有害物の取扱いに関する業務の経験その他の事項に関し命令の定める要件を備えた者以外の者を船長その他命令の定める海員として乗り組ませてはならない。

第百十九条の二の見出しを「（経過措置）」に改め、同条中「第一条第二項第三号」を「この法律」に、「政令」を「命令」に、「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

第百二十条の次に次の一条を加える。

（外国船舶の監督）

第百二十条の二　行政官庁は、日本船舶以外の船舶（第一条第一項の命令の定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。）で命令の定めるものが我が国の領海又は内水において次の各号の一に掲げる事実を生じさせた場合において、その船舶における航海当直が千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める航海当直の基準（以下「航海当直基準」という。）に従つて実施されていなかつたと認めるときは、その船舶の船長に対し、航海当直基準に従つた航海当直を実施するための措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

一　衝突し、又は乗り揚げたこと。

二　海洋の汚染の防止を目的とする国際条約に違反して、油その他の物質を排出したこと。

三　船舶交通の安全に関する法令に違反する航行その他船舶交通の安全を阻害する航行を行つたこと。

行政官庁は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお航海当直基準に従つた航海当直を実施するための措置がとられていない場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

船員労務官は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する行政官庁の権限を即時に行うことができる。

第百一条第三項の規定は第二項の場合について、第百七条第一項から第四項までの規定は第一項又は第二項の場合について準用する。この場合において、第百一条第三項中「前項」とあるのは「第百二十条の二第二項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「航海当直基準に従つた航海当直を実施するための措置がとられた」と、第百七条第一項中「必要がある」とあるのは「第百二十条の二第一項各号の一に掲げる事実を生じさせた船舶が国内の港にある間、必要がある」と、「船舶所有者、船員その他の関係者」とあるのは「その船舶の乗組員」と、「船舶その他の事業場」とあるのは「その船舶」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百二十条の二第四項において準用する前二項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第百二十条の二第四項において準用する第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第百二十四条中「尽さなかつた」を「尽くさなかつた」に、「三千円」を「三十万円」に改める。

第百二十五条中「左の」を「次の」に、「二千円」を「二十万円」に改める。

第百二十六条中「左の」を「次の」に、「三千円」を「十万円」に改め、同条第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第五号中「同条第一項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号乃至第四号」に改める。

第百二十七条中「三千円」を「三十万円」に改める。

第百二十八条の二中「三千円」を「十万円」に改める。

第百二十九条中「一万円」を「十万円」に改める。

第百二十九条の二を削る。

第百三十条中「第三十三条」の下に「、第三十四条第一項」を、「第六十三条第二項」の下に「、第六十七条第二項」を加え、「若しくは第百十二条第二項」を「、第百十二条第二項、第百十七条の二若しくは第百十七条の三」に、「第七十三条」を「第七十二条の三第一項若しくは第七十三条」に、「六箇月」を「六月」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第百三十条の二を削る。

第百三十一条中「五千円」を「十万円」に改め、「第三十二条」の下に「、第三十四条第一項、第五十三条、第五十四条、第五十六条」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第三十四条第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百三十二条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第百一条第二項の規定による処分に違反した者

二　第百二十条の二第二項の規定による処分に違反した者

第百三十三条中「左の」を「次の」に、「これを三千円」を「十万円」に改め、同条第二号中「以て」を「もつて」に改め、同条第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第五号中「以て」を「もつて」に、「書換」を「書換え」に改め、同条に次の七号を加える。

七　第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八　第九十八条の規定に違反した者

九　第九十九条の規定による命令に違反した者

十　第百一条第一項の規定による命令に違反した者

十一　第百七条第一項（第百二十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二　第百九条の規定に違反した者

十三　第百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

第百三十五条第一項中「第百二十九条乃至第百三十一条、第百三十二条第一号第二号又は第百三十三条第一号から第百三十一条まで、第百三十二条第一号又は第百三十三条第一号、第二号、第七号から第十号まで若しくは第十一号（第百二十条の二第四項において準用する第百七条第一項に係る場合を除く。第三項において同じ。）に、「罰する外」を「罰するほか」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第百三十二条第一号乃至第三号」を「第百三十三条第七号から第九号まで又は第十一号」に改める。

（船舶職員法の一部改正）

第二条　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に改める。

第二条第一項中「「船舶」とは」の下に「、第二十九条の三に規定する場合を除き」を、「借り入れた日本船舶以外の船舶」の下に「（運輸省令で定めるものを除く。）」を加え、「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　係留船その他運輸省令で定める船舶

第二条第二項を次のように改める。

2　この法律において「船舶職員」とは、船舶において、船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の船舶職員には、運航士（船舶の設備その他の事項に関し運輸省令で定める基準に適合する船舶において次の各号の一に掲げる職務を行う者をいう。）を含むものとする。

一　航海士の行う船舶の運航に関する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務

二　機関士の行う機関の運転に関する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務

三　前二号に掲げる職務を併せ行う職務

四　航海士の職務及び第二号に掲げる職務を併せ行う職務

五　機関士の職務及び第一号に掲げる職務を併せ行う職務

第四条第二項中「合格した者」の下に「（次条第一項第一号から第三号までに掲げる海技士（航海）、海技士（機関）及び海技士（通信）に係る免許にあつては、試験に合格し、かつ、その資格に応じ運輸大臣が指定する講習の課程を修了した者）」を加え、同条第三項中「三箇月」を「一年」に改める。

第五条を次のように改める。

（資格）

第五条　前条の免許は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める資格の別に行う。

一　海技士（航海）　次のイからヘまでの資格の別

イ　一級海技士（航海）

ロ　二級海技士（航海）

ハ　三級海技士（航海）

ニ　四級海技士（航海）

ホ　五級海技士（航海）

ヘ　六級海技士（航海）

二　海技士（機関）　次のイからヘまでの資格の別

イ　一級海技士（機関）

ロ　二級海技士（機関）

ハ　三級海技士（機関）

ニ　四級海技士（機関）

ホ　五級海技士（機関）

ヘ　六級海技士（機関）

三　海技士（通信）　次のイからハまでの資格の別

イ　一級海技士（通信）

ロ　二級海技士（通信）

ハ　三級海技士（通信）

四　小型船舶操縦士　次のイからニまでの資格の別

イ　一級小型船舶操縦士

ロ　二級小型船舶操縦士

ハ　三級小型船舶操縦士

ニ　四級小型船舶操縦士

2　運輸大臣は、海技士（航海）又は海技士（機関）に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、海技士（航海）に係る免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士（機関）に係る免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に応じ、当該免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定（以下「履歴限定」という。）をすることができる。

3　前項の規定による履歴限定は、その免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。

4　運輸大臣は、海技士（航海）又は海技士（機関）に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、第二条第三項第一号に掲げる職務についての限定（以下「船橋当直限定」という。）又は同項第二号に掲げる職務についての限定（以下「機関当直限定」という。）をすることができる。

5　運輸大臣は、海技士（機関）に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、船舶の機関の種類についての限定（以下「機関限定」という。）をすることができる。

6　運輸大臣は、小型船舶操縦士に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、免許を受ける者の身体の障害その他の状態又は操縦の技能に応じ、船長として乗り組む船舶の操舵設備その他の設備についての限定（以下「設備限定」という。）又は航行する区域及び推進機関の出力についての限定（以下「区域出力限定」という。）をすることができる。

7　前項の規定による設備限定は、職権又はその免許を受けている者の申請により、新たに付加し、変更し、又は解除することができる。

8　この法律を適用する場合における資格の相互間の上級及び下級の別は、第一項各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める順序によるものとする。

第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「左に」を「次に」に、「掲げる年齢」を「定める年齢」に改め、同号ロ中「一級小型船舶操縦士」を「二級海技士（通信）、三級海技士（通信）、一級小型船舶操縦士」に改め、同号ハ中「小型船舶操縦士」を「イ及びロに掲げる資格」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（海技免状の有効期間）

第七条の二　海技免状の有効期間は、五年とする。

2　前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3　運輸大臣は、前項の規定による海技免状の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が運輸省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、次の各号の一に該当する者であると認めるときでなければ、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。

一　運輸省令で定める乗船履歴を有する者

二　運輸大臣が、その者の業務に関する経験を考慮して、前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

三　運輸大臣が指定する講習の課程を修了した者

4　海技士（通信）に係る海技免状は、第一項の有効期間内であつても、次の各号の一に該当する場合には、その効力を失う。

一　連続した五年以上の期間、通信長若しくは通信士の職務又は運輸大臣がこれと同等以上であると認定した職務を行わず、かつ、当該期間内に運輸大臣が指定する講習の課程を修了しなかつたとき。

二　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十八条の二の規定による船舶局無線従事者証明（以下「船舶局証明」という。）が同法第四十八条の三の規定により効力を失つたとき。

5　海技免状の有効期間の更新及び海技免状が効力を失つた場合における海技免状の再交付に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第八条第一項中「第五条第二項若しくは第三項の規定により」を削り、「船舶の機関の種類若しくは航行する区域及び推進機関の馬力についての限定」を「船橋当直限定若しくは機関当直限定若しくは区域出力限定」に、「機関限定若しくは区域出力限定」に、「但し」を「ただし」に、「船舶の機関の種類についての限定」を「船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定」に改め、同条第二項中「甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信士の資格についての」を「海技士（通信）に係る」に改め、「（昭和二十五年法律第百三十一号）」を削り、「が効力を失つた」を「又は船舶局証明が取り消された」に改める。

第十条の見出し中「取消」を「取消し」に改

め、同条第三項中「規定による処分」を「規定により免許の取消し」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

運輸大臣は、前条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

第十一条第二項中「海上安全船員教育審議会」を「運輸大臣」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　運輸大臣は、第一項の場合において、当該処分に係る者の所在が不明であるため、前項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその所在が判明しないとき、又は当該処分に係る者若しくはその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで前条第一項又は第二項の規定による処分をすることができる。

第十二条を次のように改める。

（試験の実施）

第十二条　試験は、運輸大臣が第五条第一項各号に定める資格別（免許について、船橋当直限定又は機関当直限定をする場合においては資格別かつ職務別、機関限定をする場合においては資格別かつ船舶の機関の種類別、区域出力限定をする場合においては資格別かつ船舶の航行する区域及び推進機関の出力の別）に行う。

第十三条の二第二項中「別表第五の上級の欄に掲げる」を「第五条第一項各号に定める」に、「同表の下級の欄に掲げる」を「当該資格より下級の」に改め、同条第三項中「丙種航海士」を「六級海技士（航海）」に、「丙種機関士」を「六級海技士（機関）」に改め、同条第六項中「甲種船舶通信士又は乙種船舶通信士」を「一級海技士（通信）又は二級海技士（通信）」に、「乙種二等航海士」を「五級海技士（航海）」に、「丙種船舶通信士」を「三級海技士（航海）」に、「丙種船長」を「六級海技士（航海）」に改める。

第十四条第一項中「第五条第一項に掲げる」を「第五条第一項各号に定める」に改め、「同条第二項の規定により」を削り、「船舶の機関の種類についての限定」を「船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定」に、「且つ」を「かつ職務別又は資格別かつ」に改め、同条第三項中「甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信士」を「海技士（通信）」に、「による外」を「によるほか」に、「受けた」を「受け、かつ、船舶局証明を受けた」に改める。

第十五条を削り、第十四条の二を第十五条とする。

第十八条を次のように改める。

（船舶職員の乗組みに関する基準）

第十八条　船舶所有者は、その船舶に、船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ますべき者に関する基準（以下「乗組み基準」という。）に従い、海技免状を受有する海技従事者を乗り組ませなければならない。ただし、第二十条第一項の規定による許可を受けた場合において、同条第二項の規定により指定された資格の海技従事者を指定された職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

（乗組み基準の特例）

第二十条　運輸大臣は、船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の態様が特殊であることその他の運輸省令で定める事由により、乗組み基準によらなくても航行の安全を確保することができると認める船舶については、船舶所有者の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。

2　運輸大臣は、前項の許可をするときは、当該船舶にその指定する職の船舶職員として乗り組ますべき海技従事者の資格を指定して行うほか、船舶の航行の安全を確保するために必要と認める限度において、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

（海技従事者がなることができる船舶職員）

第二十一条　乗組み基準において必要とされる資格を有し、かつ、当該資格に係る海技免状を受有している海技従事者でなければ、乗組み基準に定める船舶職員として、その船舶に乗り組んではならない。

第二十二条中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「承認」を「許可」に、「その指定する資格の」を「同条第二項の規定により指定された資格を有する」に、「その指定する職」を「指定された職」に改める。

第二十二条の二の見出し中「差止」を「差止め」に改め、同条第一項中「第十八条第一項若しくは第二項」を「第十八条若しくは第二十一条」に改め、「当該船舶の航行」の下に「の停止を命じ、又はその航行」を加える。

第二十六条第一項中「再交付を申請する者」を「有効期間の更新を申請する者、海技免状の再交付を申請する者、免許について付されている履歴限定若しくは設備限定の変更若しくは解除を申請する者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（海上安全船員教育審議会への諮問）

第二十六条の二　運輸大臣は、第十条第三項に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、海上安全船員教育審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

第二十九条の二第一項中「船舶所有者に対し、船舶職員の乗組若しくは船舶の運航の状況について報告させ」を「船舶所有者、船舶職員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ」に、「船舶に」を「船舶その他の事業場に」に、「若しくは海技免状」を「、海技免状その他の物件」に、「関係者」を「船舶所有者、船舶職員その他の関係者」に改め、同条第三項を削る。

第四章中第二十九条の三を第二十九条の四とし、第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（外国船舶の監督）

第二十九条の三　運輸大臣は、その職員に、本邦の港にある第二条第一項に規定する船舶以外の船舶であつて運輸省令で定めるものに立ち入り、その船舶の乗組員が次の各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

一　千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「条約」という。）の締約国の船舶　その船舶の乗組員のうち、条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

二　条約の非締約国の船舶　その船舶の乗組員のうち、条約を適用するとしたならば前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

2　運輸大臣は、前項第二号に掲げる船舶について検査を行う場合において必要と認めるときは、その必要と認める限度において、当該船舶の乗組員に対し、同号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うこ

とができる。

3　運輸大臣は、第一項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たす乗組員を乗り組ませることを文書により通告するものとする。

4　運輸大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、第一項の規定による検査の結果なお同項各号の一に定める要件を満たす乗組員を乗り組ませていない事実が判明した場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航行を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

5　運輸大臣があらかじめ指定する運輸省の職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する運輸大臣の権限を即時に行うことができる。

6　第二十二条の二第二項の規定は第四項の場合について、第二十三条の十一第二項及び第三項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第二十二条の二第二項中「前項」とあるのは「第二十九条の三第四項」と、「同項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一項各号の一に定める要件を満たす乗組員が乗り組んだ」と、第二十三条の十一第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三十条の二中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十条の三中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「六月以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第一号中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第二十九条の三第四項の規定による処分に違反した者

第三十一条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第二十一条第一項又は第二項」を「第二十一条」に改め、同条第三号中「報告をせず」を「出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず」に、「又は同項の規定による」を「立入り若しくは」に、「若しくは質問に対し」を「又は質問に対し陳述をせず、若しくは」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第二十九条の三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条の二第一項中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改め、同項第一号中「質問に対し」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　第十九条第二項、第二十三条又は第二十四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十三条中「第三十条の三」の下に「（同条第四号を除く。）又は第三十一条第三号」を加え、「罰する外」を「罰するほか」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

別表第一から別表第五までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（船員法の改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了する日まで（専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで）は、第一条の規定による改正後の船員法（以下「新船員法」という。）第十四条の四（航海当直の実施に係る部分に限る。）、第百十七条の二及び第百十七条の三の規定は、適用しない。

第三条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の船員法第百一条の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第百一条第一項の規定により行政官庁がした処分とみなす。

（船舶職員法の改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の船舶職員法（以下「旧職員法」という。）の規定による次の表の上欄に掲げる資格（以下「旧資格」という。）に係る免許（以下「旧免許」という。）を受けている者は、施行日に、それぞれ同条の規定による改正後の船舶職員法（以下「新職員法」という。）の規定による同表の下欄に定める資格（以下「新資格」という。）に係る免許を受けたものとみなす。

旧資格	新資格
一　甲種船長	一級海技士（航海）
二　甲種一等航海士	二級海技士（航海）
三　甲種二等航海士	三級海技士（航海）
四　乙種船長	三級海技士（航海）
五　乙種一等航海士	四級海技士（航海）
六　乙種二等航海士	五級海技士（航海）
七　丙種船長	五級海技士（航海）
八　丙種航海士	六級海技士（航海）
九　甲種機関長	一級海技士（機関）
十　甲種一等機関士	二級海技士（機関）
十一　甲種二等機関士	三級海技士（機関）
十二　乙種機関長	三級海技士（機関）
十三　乙種一等機関士	四級海技士（機関）
十四　乙種二等機関士	五級海技士（機関）
十五　丙種機関長	五級海技士（機関）
十六　丙種機関士	六級海技士（機関）
十七　甲種船舶通信士	一級海技士（通信）
十八　乙種船舶通信士	二級海技士（通信）
十九　丙種船舶通信士	三級海技士（通信）
二十　一級小型船舶操縦士	一級小型船舶操縦士
二十一　二級小型船舶操縦士	二級小型船舶操縦士

二十二　三級小型船舶操縦士	三級小型船舶操縦士
二十三　四級小型船舶操縦士	四級小型船舶操縦士

2　前項の規定により新職員法の規定による免許を受けたものとみなされた者（以下「更新免許者」という。）に係る船舶職員として乗り組むことができる船舶及びその船舶における職の範囲（以下「就業範囲」という。）は、旧職員法の規定による当該更新免許者に係る就業範囲とする。この場合において、旧免許について旧職員法第五条第二項又は第三項の規定によりなされた限定は、当該受けたものとみなされた免許について新職員法第五条第五項又は第六項の規定によりなされた機関限定若しくは区域出力限定とみなし、旧免許について船舶職員法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三号）附則第四条第二項の規定によりなされた限定は、当該受けたものとみなされた免許について施行日以後もなおなされているものとする。

3　更新免許者は、施行日から起算して五年を経過する日までの間に申請をした場合には、旧職員法の規定による就業範囲のほか、同一の資格の免許に係る新職員法の規定による就業範囲をその就業範囲とすることができる。

4　前項の申請をしようとする更新免許者に係る旧資格が、その旧資格に相当する新資格に係る新職員法の規定による就業範囲を考慮して更新免許者に対し必要な知識及び能力を追加して習得させる必要があるものとして政令で定める旧資格に該当する場合においては、当該更新免許者は、その申請に先立つて運輸大臣が指定する講習（以下「移行講習」という。）の課程を修了しなければならない。この場合において、前項の申請は、移行講習の課程を修了した日から三月以内にしなければならない。

第五条　更新免許者は旧職員法の規定により交付を受けた海技免状（以下「旧免状」という。）と引換えに、旧資格の別又は旧免状の交付を受けた日から施行日までの期間に応じ、施行日から起算して五年（四級小型船舶操縦士の資格に係る更新免許者にあつては、十年。次項において同じ。）を経過する日までの間において政令で定める期間内に、新職員法の規定による海技免状（以下「新免状」という。）の交付を受けることができる。

2　前項の規定により新免状の交付を受ける日（同項の政令で定める期間内に新免状の交付を受けなかつた場合にあつては、施行日から起算して五年を経過する日）までの間は、旧免状は、新免状とみなす。

第六条　運輸大臣は、附則第四条第三項の規定により更新免許者がその資格に係る就業範囲を変更し、又は前条第一項の規定により更新免許者に対し新免状を交付したときは、新職員法第七条第一項の海技従事者免許原簿にその旨を登録する。

第七条　この法律の施行の際現に旧職員法の規定による海技従事者国家試験（以下「試験」という。）に合格している者が旧資格についての旧職員法の規定による免許の申請をしている場合又は現に旧職員法の規定による試験に合格している者であつて旧資格についての免許の申請をしていないものが当該試験に合格した日から起算して一年以内に新職員法の規定による免許の申請をした場合においては、新職員法第六条の規定により免許を与えない場合を除き、旧資格に相当する新資格に係る免許を行うものとする。

2　附則第四条第二項前段、第三項及び第四項の規定は、前項の規定により新資格についての免許を与えられた者について準用する。この場合において、これらの規定中「前項の規定により新職員法の規定による免許を受けたものとみなされた者」とあり、及び「更新免許者」とあるのは、「附則第七条第一項の規定により新資格についての免許を与えられた者」と読み替えるものとする。

第八条　運輸大臣は、施行日から起算して三年を経過する日までの間、施行日において運輸省令で定める乗船履歴を有する者について旧資格に係る試験を行うことができる。この場合において、旧職員法第十二条から第十六条までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧職員法第十二条の規定による試験に合格した者については、旧資格に相当する新資格に係る免許を行うものとする。この場合において、当該免許に係る就業範囲は、新職員法の規定による就業範囲とする。

3　前項の場合において、その試験に合格した者に係る旧資格が、その旧資格に相当する新資格に係る新職員法の規定による就業範囲を考慮して必要な知識及び能力を追加して習得させる必要があるものとして政令で定める旧資格に該当する場合においては、その者は、免許の申請に先立つて移行講習に相当する講習の課程であつて運輸大臣が指定するものを修了しなければならない。

第九条　附則第四条第四項の移行講習の指定、附則第五条第一項の規定による新免状の交付、前条第一項の規定による試験の実施及び同条第三項の移行講習に相当する講習の指定に関する事項は、運輸省令で定める。

第十条　この法律の施行前に旧職員法の規定により運輸大臣がした免許の取消しその他の処分は、それぞれ新職員法の相当規定により運輸大臣がした処分とみなす。

2　新職員法第六条第一項第三号又は第二項の規定の適用については、旧職員法第十条第一項の規定により免許を取り消され、又はその業務の停止を命ぜられた者は、当該免許を取り消され、又はその業務の停止を命ぜられた日に新職員法の相当規定により免許を取り消され、又は業務の停止を命ぜられたものとみなす。

第十一条　この法律の施行の際現に海技従事者である者に関するこの法律の施行前に生じた旧職員法第十条第一項各号に掲げる事由による免許の取消し、業務の停止又は戒告の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

（船舶職員法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　船舶職員法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第十五条　教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第二十号の三中「甲種二等航海士」を「三級海技士（航海）」に、「甲種二等機関士」を「三級海技士（機関）」に改め、「有する者」の下に「（文部省令で定める者を除く。）」を加え、同表第二十号の四中「甲種二等航海士又は甲種二等機関士」を「三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）」に改め、「有する者」の下に「（文部省令で定める者を除く。）」を加え、同表第二十号の五中「甲種一等航海士」を「二級海技士（航海）」に、「甲種一等機関士」を「二級海技士（機関）」に改め、「経験を有する者」の下に「（文部省令で定める者を除く。）」を加え、「甲種船長」を「二級海技士（航海）」に、「甲種機関長」を「二級海技士（機関）」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(十一)を次のように改める。

(十一) 船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）による海技従事者免許原簿にする登録		
イ 船舶職員法第七条第一項（登録及び海技免状）の海技従事者で次に掲げるものの新規登録		
(1) 一級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(2) 二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき九千円
(3) 四級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき四千五百円
(4) 五級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき三千円
(5) 六級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき二千百円
(6) 一級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(7) 二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき九千円
(8) 四級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき四千五百円
(9) 五級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき三千円
(10) 六級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき二千百円
(11) 一級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき七千五百円
(12) 二級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき六千円
(13) 三級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき二千百円
ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円

（運輸省設置法の一部改正）

第十七条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　外国船舶に立ち入り、航海当直体制及び船員の資格に関し乗組員に質問をし、及び必要な処分をすること。

第二十五条第一項に次の一号を加える。

十三　外国船舶に係る航海当直体制及び船員の資格に関すること。

第四十条第一項第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四　外国船舶に係る航海当直体制及び船員の資格に関すること。

審査報告書

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

運輸委員長　桑名　義治

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全衛生管理体制の確立その他の船員災害の防止を目的とする船舶所有者の自主的な活動を促進する措置等を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、船員災害の実態等にかんがみ、今後とも船員災害防止対策の一層の強化を図ること。

二、船員の技能の充実を図り、資格の海陸互換性を考慮すること。

三、船員の災害防止対策の実施に当たっては、船員の快適な職場環境の整備に努めるよう指導すること。

右決議する。

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律

船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船員災害防止活動の促進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　船員災害防止計画（第六条―第九条）
第三章　安全衛生管理体制（第十条―第十五条）
第四章　安全衛生改善計画（第十六条―第十八条）
第五章　船員災害防止協会
第一節　通則（第十九条―第二十三条）
第二節　業務（第二十四条―第三十条）
第三節　会員（第三十一条―第三十三条）
第四節　設立（第三十四条―第三十八条）
第五節　管理（第三十九条―第五十条）
第六節　解散及び清算（第五十一条―第五十四条）
第七節　監督（第五十五条―第五十七条）
第八節　補則（第五十八条―第六十条）
第六章　雑則（第六十一条―第六十五条）
第七章　罰則（第六十六条―第七十二条）
附則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、船員災害防止計画を樹立し、並びに船員災害の防止を目的とする船舶所

有者及び船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずること等により、船員法（昭和二十二年法律第百号）その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まつて、船内における快適な作業環境及び居住環境の整備を含む総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図り、もつて船員災害の防止に寄与することを目的とする。

第五十二条中「第九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「五千円」を「五万円」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十一条中「五千円」を「十万円」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二号中「第十条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条第四号中「第四十二条」を「第五十四条」に改め、同条第五号及び第六号中「第四十二条」を「第五十四条」に改め、同条第七号中「第四十三条」を「第五十五条」に改め、同条を第七十一条とする。

第五十条を削る。

第四十九条中「第四十七条」を「第五十九条」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条を第六十六条とし、同条の次に次の四条を加える。

第六十七条　船舶所有者が第六十四条第二項の規定に違反したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十八条　船舶所有者が第十条第一項、第十一条第一項若しくは第十六条第二項の規定に違反したとき、又は第十七条の規定による命令に違反したときは、十万円以下の罰金に処する。

第六十九条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第六十一条第三項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三　第六十四条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

第七十条　法人（法人でない船舶所有者の団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない船舶所有者の団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四章を第七章とする。

第三章第八節中第四十八条を第六十条とし、同条の次に次の一章を加える。

第六章　雑則

（船員労務官）

第六十一条　船員労務官は、この法律（第一章、第二章及び前章を除く。以下この条、次条、第六十四条及び第六十五条において同じ。）の施行に関する事務をつかさどる。

2　船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律及びこの法律に基づく命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告することができる。

3　船員労務官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

4　船員労務官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

5　第五十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

第六十二条　船員労務官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察員の職務を行う。

（船員中央労働委員会の権限）

第六十三条　船員中央労働委員会は、運輸大臣の諮問に応じ、この法律の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2　船員中央労働委員会は、船員災害の防止のための活動の促進に関し、運輸大臣に建議することができる。

（船員の申告）

第六十四条　この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があるときは、船員は、海運局長（海運監理部長を含む。以下同じ。）、海運局支局長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

2　船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇し、その他船員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（権限の委任）

第六十五条　この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行わせることができる。

第四十七条を第五十九条とし、第四十六条を第五十八条とする。

第四十五条第二項中「第二十二条」を「第三十四条」に改め、第三章第七節中同条を第五十七条とし、第四十四条を第五十六条とし、第四十三条を第五十五条とする。

第三章第六節中第四十二条を第五十四条とし、第三十九条から第四十一条までを十二条ずつ繰り下げる。

第三章第五節中第三十八条を第五十条とし、第二十七条から第三十七条までを十二条ずつ繰り下げる。

第三章第四節中第二十六条を第三十八条とし、第二十二条から第二十五条までを十二条ずつ繰り下げる。

第三章第三節中第二十一条を第三十三条とし、第二十条を第三十二条とし、第十九条を第三十一条とする。

第三章第二節中第十八条を第三十条とし、第十三条から第十七条までを十二条ずつ繰り下げる。

第十二条第一項中「第七条」を「第十九条」に、

「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十四条とする。

第三章第一節中第十一条を第二十三条とし、第七条から第十条までを十二条ずつ繰り下げる。

第三章を第五章とする。

第二章中第六条を第九条とし、同条の次に次の二章を加える。

第三章　安全衛生管理体制

（総括安全衛生担当者）

第十条　常時使用する船員の数が運輸省令で定める数以上である船舶所有者は、運輸省令で定めるところにより、総括安全衛生担当者を選任し、その者に次の業務を統括管理させなければならない。

一　船員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二　船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための措置に関すること。

三　船員の安全及び衛生に関する教育の実施に関すること。

四　健康検査の実施その他船員の健康管理に関すること。

五　船員災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

六　その他船員災害の防止のために必要な業務

2　総括安全衛生担当者は、船員の労務に関し船舶所有者の行う業務を統括管理する者をもつて充てなければならない。

（安全衛生委員会）

第十一条　常時使用する船員の数が運輸省令で定める数以上である船舶所有者は、次の事項を調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、運輸省令で定めるところにより、安全衛生委員会を設けなければならない。

一　船員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二　船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための基本となるべき対策に関すること。

三　船員災害の原因及び再発防止対策に関すること。

四　その他船員災害の防止に関する重要事項

2　安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一　総括安全衛生担当者（前条第一項に規定する船舶所有者以外の船舶所有者の設ける安全衛生委員会にあつては、船員の労務に関し当該船舶所有者の行う業務を総括管理する者又はこれに準ずる者のうちから当該船舶所有者が指名した者）

二　当該船舶所有者に使用されている者で船内の安全に関し知識又は経験を有するもののうちから船舶所有者が指名した者

三　当該船舶所有者に使用されている者で船内の衛生に関し知識又は経験を有するもののうちから船舶所有者が指名した者

3　船舶所有者は、前項第二号及び第三号の委員には、船員法第八十二条の二に規定する衛生管理者であつた者その他の船員災害の防止のための業務に従事した経験を有する船員（船員であつた者を含む。）が含まれるようにしなければならない。

4　船舶所有者は、安全衛生委員会の委員には、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。

5　船舶所有者は、安全衛生委員会が第一項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

（団体安全衛生委員会）

第十二条　前条第一項に規定する船舶所有者のうち常時使用する船員の数が運輸省令で定める数未満であるものをその構成員の一員とする団体であつて運輸省令で定めるところにより運輸大臣の指定を受けたもの（以下「指定団体」という。）は、当該船舶所有者が同項の規定により設けなければならない安全衛生委員会に代わるべきものとして、団体安全衛生委員会を当該指定団体に設けることができる。

2　指定団体が前項の規定により団体安全衛生委員会を設けたときは、当該指定団体の構成員である同項に規定する船舶所有者で当該団体安全衛生委員会に係るものは、前条第一項の規定にかかわらず、安全衛生委員会を設けないことができる。

3　団体安全衛生委員会は、前項の規定により安全衛生委員会を設けない船舶所有者（以下「特定船舶所有者」という。）に係る前条第一項各号に掲げる事項を調査審議し、特定船舶所有者に対し意見を述べるものとする。

4　特定船舶所有者は、団体安全衛生委員会が前項の規定により当該特定船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

5　前条第二項（第一号に係る部分を除く。）、第三項及び第四項の規定は、団体安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第二項第二号及び第三号中「当該船舶所有者」とあるのは「当該指定団体又はその構成員である特定船舶所有者」と、「船舶所有者が」とあるのは「指定団体が」と、同条第三項中「船舶所有者」とあるのは「指定団体」と、同条第四項中「船舶所有者」とあるのは「指定団体」と、「その使用する」とあるのは「その構成員である特定船舶所有者の使用する」と読み替えるものとする。

（船員の意見を聴くための措置）

第十三条　常時使用する船員の数が第十一条第一項の運輸省令で定める数未満である船舶所有者は、船員災害の防止に関しその使用する船員の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

（安全衛生教育の体制の整備）

第十四条　船舶所有者は、船員の安全及び衛生に関する知識及び技能の水準の向上を図り、船員災害の防止に資するため、運輸省令で定めるところにより、船員の安全及び衛生に関する教育の体制の整備に関し必要な措置を講じなければならない。

（勧告）

第十五条　運輸大臣は、適切な安全衛生管理体制を確保するため必要があると認めるときは、船舶所有者又は団体安全衛生委員会を設けた指定団体に対し、総括安全衛生担当者の業務の執行の改善、安全衛生委員会又は団体安全衛生委員会の委員の増員、前条の教育の体制の改善その

他の必要な措置を講ずべきことについて勧告することができる。

第四章　安全衛生改善計画

（安全衛生改善計画の作成等）

第十六条　運輸大臣は、船員災害が頻繁に発生していること又は大規模な船員災害が発生したことにより、船員の安全及び衛生に関する事項について船員災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者に対し、船員の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

2　前項の規定により安全衛生改善計画の作成を指示された船舶所有者は、運輸省令で定めるところにより、これを作成し、運輸大臣に届け出なければならない。

3　船舶所有者は、前項の規定により安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

4　第二項の規定による届出には、前項の規定により聴いた意見を記載した書面を添付しなければならない。

（変更命令）

第十七条　運輸大臣は、前条第二項の規定により届出があつた安全衛生改善計画に定められた事項が法令に違反するものであるとき、又は当該船舶所有者に係る船員災害の防止を図る上で適切でないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

（安全衛生改善計画の遵守）

第十八条　安全衛生改善計画を作成した船舶所有者及びその使用する船員は、当該安全衛生改善計画を守らなければならない。

第五条第二項中「第三条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とし、第四条を第七条とし、第三条を第六条とする。

第一章中第二条の次に次の三条を加える。

（船舶所有者の責務）

第三条　船舶所有者は、単に船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令の規定を守るだけでなく、船員災害の防止のための自主的な活動を推進することにより、船内における快適な作業環境及び居住環境の実現並びに船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保するように努めなければならない。また、船舶所有者は、国が実施する船員災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

（船員の責務）

第四条　船員は、船員災害を防止するため必要な事項を守るほか、船舶所有者その他の関係者が実施する船員災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

（国の援助等）

第五条　国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2　国は、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にこの法律による改正前の船員災害防止協会等に関する法律の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の船員災害防止活動の促進に関する法律の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員法の一部改正）

4　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

5　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ヰ中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

6　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「並びに船員災害防止協会等に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及びこれに」を「の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第二章及び第五章の規定並びに同章に」に改め、同条第三項中「並びに船員法」を「、船員法」に改め、「部分の規定」の下に「並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定」を加え、「部分並びに」を「部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びに」に改め、同条第四項中「及び船員法」を「、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

7　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

（所得税法の一部改正）

8　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表船員災害防止協会の項中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

（法人税法の一部改正）

9　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表船員災害防止協会の項中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災

害防止活動の促進に関する法律」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

10　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の六を第二十四号の七とし、第二十四号の五を第二十四号の六とし、第二十四号の四の次に次の一号を加える。

二十四の五　船舶所有者に対し、船員に係る安全衛生改善計画の作成を指示し、又はその変更を命ずること。

第五十七条第一項中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

〔桑名義治君登壇、拍手〕

○桑名義治君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるとともに船員制度の近代化を推進しようとするもので、その主な内容は、第一に、条約の国内実施を図るため、航海当直に関し遵守すべき事項、船舶職員法の適用に関する旗国主義の採用、条約の要件を満たした新たな海技資格、外国船に対する監督等について定めること、第二に、船員制度の近代化を推進するため、航海当直体制の特例、新たに運航士制度を設けること等であります。

次に、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案は、船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするもので、その主な内容は、第一に、船舶所有者は、総括安全衛生担当者を選任し、また安全衛生委員会を設置すること、第二に、運輸大臣は、総合的な改善措置が必要な船舶所有者に対し安全衛生改善計画の作成を指示することができること等であります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、両案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小笠原委員より船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対し反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は多数をもって、また、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、竹田委員より、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案に係る五項目から成る附帯決議案が、また船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案に係る三項目から成る附帯決議案が提出され、いずれも全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これより採決をいたします。

まず、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（秋山長造君）　**日程第一七　漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂元親男君。

審査報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年四月二十二日

農林水産委員長　坂元　親男

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における中小漁業者をとりまく漁業情勢等の推移に即応して、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進するための制度改正を行うとともに、行政改革の一環として、特殊法人の整理合理化を図るため、漁業共済基金を解散し、その業務並びに一切の権利及び義務を中央漁業信用基金に承継させること等について定めようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に関連する経費として、昭和五十七年度漁船再保険及漁業共済保険特別会計に漁業共済保険収入のうち一般会計より受入として八十二億三千七百九十一万九千円が計上されている。

附帯決議

厳しい漁業情勢の下にあつて、漁業共済制度が中小漁業の再生産と経営の安定に果たす役割は、ますます重要になつている。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、燃油費等の漁業経費の増大が、中小漁業経営の悪化の大きな要因となつている現状にかんがみ、再生産の確保を旨として、経営実態を反映した補償水準の設定に努め、併せて、大型漁船の操業形態に適合した制度の仕組み及び漁業経費の補てんを基本とする制度の在り方について検討すること。

二、継続契約方式の導入に当たつては、その普及を図るため、掛金率、無事故奨励金等について魅力ある仕組みを設定すること。

三、諸外国の漁業規制による操業条件の変化が、本制度の運営に悪影響を及ぼすことのないよう、危険の程度に応じた共済契約締結の制限、共済限度額の調整等につき、適切な指導を行うこと。

四、魚病多発地域における常習的な病害についての足切り制度の導入に当たつては、魚病の研究の促進及び防疫措置の充実を図るとともに、養殖管理につき指導を強化すること。

五、地域共済の実施に当たつては、十分な危険分散を図ること等によつて、漁業者の共済需要に対応し、かつ、その事業運営の健全性が確保されるような措置を講ずること。

六、特定養殖共済については、データの収集等を進め、すみやかに本格実施に移行するよう努めること。

七、漁業共済基金の機能を中央漁業信用基金に承継させるに当たつては、円滑な引継ぎがなされるよう配慮するとともに、漁業共済事業の運営に支障を生ずることのないよう、必要な資金の調達等に万全を期すること。

八、漁業共済団体の累積赤字の処理に当たつては、中小漁業者の経営が厳しい情勢下にあることにかんがみ、漁業者の過大な負担とならないよう十分配慮し、その円滑な解消に努めること。

九、本制度の加入率が全般に低い水準にある実態にかんがみ、共済団体及び漁協が行う普及推進活動について、指導を強化すること。

十、本制度と漁業経営安定のための国の制度融資との有機的な運営について検討するとともに、本制度に対する地方自治体の助成の実態にかんがみ、加入促進に資するよう、自治体の協力について指導に努めること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十三条」を「第百十三条の二」に、

「第四章の二　政府の漁業共済保険事業（第百四十七条の二―第百四十七条の十三）
第五章　漁業共済基金
第一節　総則（第百四十八条―第百六十二条）
第二節　役員等（第百六十三条―第百七十五条）
第三節　業務（第百七十六条―第百八十条）
第四節　財務及び会計（第百八十一条―第百八十八条）
第五節　監督（第百八十九条・第百九十条）
第六節　雑則（第百九十一条―第百九十四条）
第六章　国の助成等（第百九十五条―第百九十六条の十二―第百九十六条の十七）」

を

「第五章　政府の漁業共済保険事業（第百四十七条の二―第百九十四条）
第六章　国の助成等（第百九十五条―第百九十六条の二）
第六章の二　中央漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第百九十六条の三―第百九十六条の十七）
第六章の三　雑則（第百九十六条の十二―第百九十六条の十七）」

に改める。

第百四十七条の二の次に次の一条を加える。

（政府の漁業共済保険事業）

第百四十七条の二　政府は、漁業共済保険事業（第百四十七条の三―第百四十七条の十三において「政府保険事業」という。）を行う。

第百四十七条の三―第百九十六条の十二を削る。

第百九十六条の十三（見出しを含む。）中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十三の次に次の一条を加える。

（漁業災害補償関係業務の特例）

第百九十六条の十四　中央漁業信用基金は、当分の間、第百九十六条の二第一項の業務のほか、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第一項の業務を行うことができる。

2　中央漁業信用基金は、前項の業務を行うときは、漁業災害補償法第百十三条の二第一項の規定にかかわらず、同項の業務に関する勘定を区分して経理しなければならない。

第百九十六条の十七第一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第四十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第五十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第六十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第七十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第八十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第九十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百二十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百三十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百四十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百五十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百六十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百七十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百八十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第百九十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百二十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百三十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百四十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百五十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百六十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百七十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百八十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第二百九十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十三項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十四項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十五項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十六項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十七項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十八項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百十九項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百二十項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百二十一項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百二十二項中「第百九十六条の十二」を「第百九十六条の十一」に改める。

第百九十六条の十七第三百二十三項中「第百九十六条の十二」を「第

契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る種目と漁業単位及びこれに係る種目が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項又は第二項に規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3　継続申込特約は、当初契約の共済契約者が継続申込特約につき解除する旨の申出を組合に対し行つたとき、又は継続契約が成立しなかつたとき、その効力を失つたとき、若しくは解除されたとき（当該解除が第九十一条第四項に該当するものであるときを除く。）は、その効力を失う。

4　継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合については、第百十一条第一項の割合が改められた場合その他の被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところによりこれを変更することができる。

5　継続契約の共済限度額は、第百十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額が、当該継続申込特約に係る直前の共済契約の共済限度額を基準とし、農林水産大臣の定めるところにより算出される上限金額を超え又は下限金額を下回る場合は、それぞれ当該上限金額又は当該下限金額とする。

6　当初契約の被共済者は、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が農林水産省令で定める額に満たないときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部の払戻しを請求することができる。

第百二十条第三項を削る。

第百二十四条第一項中「当該共済目的の数量」の下に「（以下「直前数量」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金（第二号の種類の養殖業にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。）については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一　政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その共済金は、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちその超える部分の金額に当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

二　第百十四条第三号に掲げる養殖業であつて政令で定める種類のもの（前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。）に係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合（当該割合に比し、特定第三号養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生の態様に応じ百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合が大きい場合にあつては、その割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に当該共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合、当該共済目的の第百二十一条第一項の単位当たり共済価額及び第四項の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額に、当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

第百四十二条の見出し中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条中「若しくは第九十二条第二項」を「、第九十二条第二項若しくは第百十三条の二第六項」に、「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第百四十七条の三第一項中「保険区分」を「政令で定める保険区分（以下単に「保険区分」という。）」に改め、同条第二項を削る。

第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る。

第百四十八条から第百九十四条までを次のように改める。

第百四十八条から第百九十四条まで　削除

第四章の二を第五章とする。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二　中央漁業信用基金の漁業災害補償関係業務

（中央漁業信用基金の業務）

第百九十六条の三　中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）は、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号。以下「保証法」という。）第百六条に規定する業務のほか、漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。

一　出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して必要とする資金の貸付け

二　出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して金融機関に対し負担する債務の保証

三　第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

四　前三号の業務に附帯する業務

（業務の委託）

第百九十六条の四　中央基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところにより、漁業災害補償関係業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

2　前項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3　農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4　第一項に規定する漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七条第五項の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務方法書）

第百九十六条の五　中央基金は、漁業災害補償関係業務に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度

二　一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度

三　貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件

四　貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項

五　保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項

六　金銭の寄託の引受けの条件

七　余裕金の運用の方法

八　その他農林水産省令で定める事項

（貸付金等の使用）

第百九十六条の六　漁業共済団体は、中央基金からの貸付金又は中央基金の保証に係る借入金を共済金又は再共済金の支払以外の目的に使用してはならない。

2　漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に使用したときは、中央基金は、前条第一項の業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

（区分経理）

第百九十六条の七　中央基金は、漁業災害補償関係業務に係る経理については、漁業災害補償関係勘定を設けて、保証法第百六条に規定する業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

（漁業災害補償関係資金）

第百九十六条の八　中央基金は、漁業災害補償関係業務に関して、漁業災害補償関係資金を設け、政府、都道府県及び漁業共済団体が当該漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する額をもつてこれに充てなければならない。

2　都道府県は、前項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して中央基金に出資しようとする場合は、自治大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該出資が自治大臣の定める基準に該当する場合は、この限りでない。

3　漁業共済団体は、第一項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、中央基金に出資することができる。

4　第一項の漁業災害補償関係資金に係る持分については、都道府県又は漁業共済団体でなければ、その譲渡しを受けることができない。

（借入金）

第百九十六条の九　中央基金は、漁業災害補償関係業務に関し、長期借入金又は短期借入金をする場合には、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限

り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（大蔵大臣との協議）

第百九十六条の十　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第百九十六条の五第一項、前条第一項若しくは第二項ただし書又は次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百十六条の認可をしようとするとき。

二　第百九十六条の五第二項第八号又は次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百二十三条の農林水産省令を定めようとするとき。

三　第百九十六条の四第一項の規定による指定をしようとするとき。

四　次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百十七条第一項の承認をしようとするとき。

（中小漁業融資保証法の特例）

第百九十六条の十一　漁業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係勘定については、保証法第百十六条、第百十七条、第百二十四条、第百二十五条第一項並びに第百三十条第一号及び第十七号中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（漁業災害補償関係業務に係る事項については、農林水産大臣）」と、保証法第百二十三条中「主務省令」とあるのは「主務省令（漁業災害補償関係勘定に係る事項については、農林水産省令）」と、保証法第百二十四条第二項及び第百二十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は漁業災害補償法」と、保証法第百二十七条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「当該残余財産のうち漁業災害補償関係勘定に属するものを漁業災害補償関係資金に係る持分（以下この項において「漁業災害補償関係持分」という。）を有する各出資者に対し、当該残余財産のうち漁業災害補償関係勘定に属するもの以外のものを漁業災害補償関係持分以外の持分を有する各出資者に対し」と、保証法第百三十条第三号中「協会又は中央基金」とあるのは「協会が行うことができる事業又はこの法律若しくは漁業災害補償法の規定に基づき中央基金」とする。

2　漁業災害補償関係業務については、保証法第百七条及び第百八条の規定は、適用しない。

第六章の三　雑則

（地域共済事業の内容）

第百九十六条の十二　地域共済事業は、組合員又はその直接の構成員たる中小漁業者の漁獲金額若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害であつて漁業共済事業によつてはてん補されないものにつき、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

（地域共済事業に係る共済規程）

第百九十六条の十三　組合が地域共済事業を行う場合には、地域共済事業に係る共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一　地域共済事業の細目に関する事項

二　地域共済事業の共済掛金に関する事項

三　地域共済事業の共済金額に関する事項

四　地域共済事業の共済責任に関する事項

五　損失又は損害の認定に関する事項その他地域共済事業の実施の方法に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、地域共済事業に係る共済契約の締結に関する事項その他農林水産省令で定める事項

第百九十六条の十四　組合は、地域共済事業に係る共済規程を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2　地域共済事業に係る共済規程については、第四十条第二項及び第四十七条（同条第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第四十条第二項中「定款又は共済規程の変更」とあるのは、「地域共済事業に係る共済規程の設定又は変更」と読み替えるものとする。

（地域共済事業を行う組合）

第百九十六条の十五　地域共済事業を行う組合については、第二十七条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第二項、第六十九条及び第七十一条から第七十四条までの規定の適用については、これらの規定（第七十三条及び第七十四条を除く。）中「共済規程」とあるのは「共済規程、地域共済事業に係る共済規程」と、第七十三条中「漁業共済事業」とあるのは「漁業共済事業若しくは地域共済事業」と、第七十四条中「命ずることができる」とあるのは「命ずることができる。ただし、前二条の規定による命令が地域共済事業に係るものであるときは、当該組合の役員の解任に限り行うことができる」とする。

（共済金額の最高額の制限）

第百九十六条の十六　農林水産大臣は、必要があると認めるときは、地域共済事業の共済金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、地域共済事業の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

（地域共済事業についての準用）

第百九十六条の十七　地域共済事業については、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項、第二項及び第五項、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条から第九十二条まで、第九十三条第一項、第九十四条、第九十五条第一項並びに第九十六条から第百一条まで並びに商法第六百三十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八条、第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十七条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第百九十八条を次のように改める。

第百九十八条　削除

第百九十九条を次のように改める。

第百九十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした中央基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第百九十六条の七又は第百九十六条の八第一項の規定に違反する経理をしたとき。

第二百条第十八号中「第百四十七条」の下に「又は第百九十六条の十七」を加える。

第二百一条中「又は第百六十一条」を削る。

附則第二条の五を次のように改める。

（特定養殖共済の内容）

第二条の五　特定養殖共済は、次に掲げる損失又は損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

一　被共済者又はその構成員の営む特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失

二　被共済者又はその構成員の営む特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壊、流失等があつた場合の被共済者又はその構成員の損害

附則第二条の五の次に次の一条を加える。

（特定養殖共済の養殖施設に係る共済目的及び共済事故）

第二条の五の二　特定養殖共済であつて前条第二号に掲げる損害に係るものの共済目的は、特定養殖業に係る政令で定める養殖施設とする。

2　特定養殖共済であつて前条第二号に掲げる損害に係るものの共済事故は、特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限る。）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

附則第二条の八の次に次の一条を加える。

第二条の八の二　特定養殖共済に係る養殖施設については、前二条の要件を満たして附則第二条の五第一号の損失に係る共済契約を締結する場合であつて、その者が当該特定養殖共済において共済目的とすることができる養殖施設（以下「共済目的特定施設」という。）で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するもののすべてを共済目的とし、当該特定養殖業において当該共済責任期間中に付加する共済目的特定施設で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものがある場合には、そのすべてを共済目的とすることを約するときに限り、認可組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

附則第二条の九中「共済金額」の下に「であつて附則第二条の五第一号に掲げる損失に係るもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2　特定養殖共済の共済金額であつて附則第二条の五第二号に掲げる損害に係るものは、その共済価額を超えない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

附則第二条の十第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（共済価額）

第二条の十の二　附則第二条の九第二項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖施設ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖施設（当該共済責任期間中に付加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2　前項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、認可組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

附則第二条の十一中「種類」の下に「、共済目的となる養殖施設」を加える。

附則第二条の十二第一項中「特定養殖共済の共済金」の下に「であつて附則第二条の五第一号に掲げる損失に係るもの」を、「この項」の下に「及び次項」を、「合計数量」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定養殖業のうち政令で定める種類のものに係る特定養殖共済であつて、被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量が前項の政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量を基準として認可組合が定める基準生産数量に達しないときにおける共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金（附則第二条の五第一号に掲げる損失に係るものに限る。）は、前項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者（その者が附則第二条の六第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべて）の営む当該特定養殖業の種類に係る前項の農林水産省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

附則第二条の十二に次の二項を加える。

4　特定養殖共済の共済金であつて附則第二条の五第二号に掲げる損害に係るものの金額は、共

済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る附則第二条の九第二項の割合を乗じて得た金額とする。	一　第六章の次に二章を加える改正規定（第六章の二に係る部分に限る。）並びに附則第三条及び第五条の規定　公布の日
5　前項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量に農林水産省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整を施した数量に、当該共済目的の附則第二条の十の二第二項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。	二　第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第百四十八条から第百九十四条までの改正規定、第四章の二を第五章とする改正規定、第百九十八条、第百九十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（「第四章の二」を「第五章」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定　昭和五十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日
附則第二条の十三第一項中「第四章の二」を「第五章」に改め、「水産動植物」の下に「及び養殖施設」を加え、同条第三項中「及び第百十九条第一項の規定」を「、第百十九条第一項、第百二十三条第二項本文及び第百二十五条の規定」に改める。	（養殖共済に係る共済契約に関する経過措置）
附　則	第二条　改正後の漁業災害補償法（以下「新法」という。）第百二十四条第二項第二号の規定は、その共済責任期間の開始日が新法の施行日以後の日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が新法の施行日前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。
（施行期日）	（漁業共済基金の解散等）
第一条　この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。	第三条　漁業共済基金（以下「共済基金」という。）は、附則第一条第二号の政令で定める日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時において中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）が承継する。
	2　共済基金の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度は、共済基金の解散の日の前日に終わるものとする。
	3　共済基金の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
	4　第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における共済基金に対する政府、都道府県及び漁業共済団体の出資額に相当する金額は、それぞれ、その承継に際し政府、当該都道府県及び当該漁業共済団体から中央基金に新法第百九十六条の八第一項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、中央基金は、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第八十二条第二項の認可を受けることなく、その額により、資本金を増加するものとする。
	5　第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の漁業災害補償法（以下「旧法」という。）第百八十四条第一項の積立金として整理している金額は、中小漁業融資保証法第百二十一条第一項の準備金として整理しなければならない。
	6　共済基金の解散については、旧法第百九十三条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。
	7　第一項の規定により共済基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
	（権利及び義務の承継に伴う経過措置）
	第四条　旧法第百五十三条第三項の規定によってした承認又は旧法第百八十五条第一項若しくは第二項ただし書の規定によってした認可は、それぞれ、新法第百九十六条の八第二項の規定によってした承認又は新法第百九十六条の九第一項若しくは第二項ただし書の規定によってした認可とみなす。
	第五条　附則第三条第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継する日を含む事業年度に係る新法第百九十六条の三に規定する漁業災害補償関係業務に関する予算、事業計

画及び資金計画については、中小漁業融資保証法第百十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「漁業災害補償法第百九十六条の三に規定する漁業災害補償関係業務の開始後遅滞なく」とする。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第七条　中小漁業融資保証法の一部を次のように改正する。

第九十五条第二項中「三人」を「四人」に改める。

第百三条第二項中「二十人」を「三十人」に改め、同条第三項中「有する者」の下に「並びに中央基金の出資者を代表する者」を加える。

（所得税法の一部改正）

第八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中

漁業共済基金
漁業共済組合
漁業共済組合連合会

を

漁業共済組合
漁業共済組合連合会

に改める。

（法人税法の一部改正）

第九条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中

漁業共済基金
漁業共済組合
漁業共済組合連合会

を

漁業共済組合
漁業共済組合連合会

に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二漁業共済基金の項を削る。

別表第三中「同法第百七十六条第一号」を「同法第百九十六条の三第一号」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「、漁業共済基金」を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十二条　農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第三号中「、漁業共済基金」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

〔坂元親男君登壇、拍手〕

○坂元親男君　ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進する措置を講ずるとともに、特殊法人の整理合理化を図るため、漁業共済基金を解散し、その業務並びに一切の権利及び義務を中央漁業信用基金に承継させること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、現在の漁業情勢を打開するための基本的な水産政策のあり方、漁業共済制度の位置づけ、法改正の必要性、本制度の低加入率の原因と加入促進策、今回の改正による加入者の増加見込み、共済収支の悪化の原因、特に二百海里ショックとの関係、継続契約方式の導入による利点、国庫補助のあり方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による中小漁業の経営実態を反映した補償水準の設定に努めること等十項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（秋山長造君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君）　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

出席者は左のとおり。

議長　徳永　正利君
副議長　秋山　長造君

議員

鶴岡　洋君　大川　清幸君　山田　勇君　江田　五月君　林　寛子君　宮澤　弘君　福田　宏一君　仲川　幸男君
渡部　通子君　馬場　富君　森田　重郎君　秦　豊君　杉山　令肇君　藤井　孝男君　名尾　良孝君　内藤　健君
高木健太郎君　小西　博行君　三浦　八水君　松尾　官平君　村上　正邦君　松浦　功君　梶原　清君　川原新次郎君
三木　忠雄君　中村　鋭一君　岩本　政光君　山本　富雄君　森山　眞弓君　田代由紀男君　関口　恵造君　田沢　智治君
桑名　義治君　中野　明君　井上　孝君　板垣　正君　井上　裕君　江島　淳君　高木　正明君　村沢　牧君
伊藤　郁男君　大坪健一郎君　谷川　寛三君　円山　雅也君　岡部　三郎君　堀内　俊夫君　衛藤征士郎君　岩崎　純三君
塩出　啓典君　太田　淳夫君　降矢　敬雄君　降矢　敬義君　遠藤　政夫君　藤井　裕久君　伊江　朝雄君　後藤　正夫君
原田　立君　宮崎　正義君　福島　茂夫君　下条進一郎君　中村　啓一君　丸谷　金保君　秦野　章君
柳澤　錬造君　前田　勲男君　戸塚　進也君　平井　卓志君　高平　公友君　高橋　圭三君　鳩山威一郎君　宮田　輝君
岩上　二郎君　藤原　房雄君　林　道君　安孫子藤吉君　大島　友治君　亀井　久興君　森下　泰君　目黒今朝次郎君
峯山　昭範君　黒柳　明君　井上　吉夫君　大鷹　淑子君　上條　勝久君　斎藤栄三郎君　寺田　熊雄君　石本　茂君
田代富士男君　三治　重信君　遠藤　要君　細川　護熙君　坂野　重信君　夏目　忠雄君　鈴木　省吾君　長田　裕二君
柄谷　道一君　坂元　親男君　河本嘉久蔵君　金井　元彦君　山東　昭子君　梶木　又三君　内藤誉三郎君　土屋　義彦君
矢追　秀彦君　鈴木　一弘君　片山　正英君　鳩崎　均君　斎藤　十朗君　古賀雷四郎君　村田　秀三君　野田　哲君
渋谷　邦彦君　柏原　ヤス君　稲嶺　一郎君　中村　太郎君　小林　国司君　上田　稔君　初村滝一郎君　世耕　政隆君
栗林　卓司君　木島　則夫君　中西　一郎君　桧垣徳太郎君　山崎　竜男君　増田　盛君　岩動　道行君　玉置　和郎君
中村　禎二君　志村　愛子君　八木　一郎君　郡　祐一君　中山　太郎君　西村　尚治君　対馬　孝且君　小谷　守君
二宮　文造君　多田　省吾君　塚田十一郎君　田中　正巳君　楠　正俊君　山内　一郎君　本岡　昭次君　鈴木　和美君
小平　芳平君　中尾　辰義君　臼井　荘一君　熊谷太三郎君　加藤　武徳君　小澤　太郎君　山田　譲君　坂倉　藤吾君
藤井　恒男君　田渕　哲也君　源田　実君　安田　隆明君　植木　光教君　増岡　康治君　下田　京子君　佐藤　三吾君
新谷寅三郎君　安井　謙君　藤田　正明君　北　修二君　真鍋　賢二君　美濃部亮吉君　亀山　篤君　高杉　廸忠君
大石　武一君　青島　幸男君　田原　武雄君　竹内　潔君　山田耕三郎君　中山　千夏君　近藤　忠孝君　勝又　武一君

安恒　良一君　吉田　正雄君
安武　洋子君　佐藤　昭夫君
広田　幸一君　矢田部　理君
福間　知之君　片山　甚市君
沓脱タケ子君　山中　郁子君
片岡　勝治君　宮之原貞光君
和田　静夫君　松本　英一君
竹田　四郎君　山崎　昇君
立木　洋君　神谷信之助君
小山　一平君　小野　明君
川村　清一君　田中寿美子君
茜ケ久保重光君　戸叶　武君
市川　正一君　青木　薪次君
赤桐　操君　阿具根　登君
藤田　進君　八百板　正君
上田耕一郎君　宮本　顕治君

国務大臣

内閣総理大臣　鈴木　善幸君
法務大臣　坂田　道太君
外務大臣　櫻内　義雄君
大蔵大臣　渡辺美智雄君
文部大臣　小川　平二君
農林水産大臣　田澤　吉郎君
通商産業大臣　安倍晋太郎君
運輸大臣　小坂徳三郎君
建設大臣　始関　伊平君
国務大臣（総理府総務長官）　田邉　國男君
国務大臣（行政管理庁長官）　中曾根康弘君
国務大臣（防衛庁長官）　伊藤宗一郎君
国務大臣（経済企画庁長官）　河本　敏夫君

議員派遣中の議員

藏内　修治君　中野　鉄造君

議長の報告事項

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任　補欠
宮之原貞光君　山田　譲君
小西　博行君　伊藤　郁男君

文教委員

辞任　補欠
山田　譲君　宮之原貞光君
伊藤　郁男君　小西　博行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任　補欠
斎藤栄三郎君　関口　恵造君
名尾　良孝君　井上　裕君

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本学校健康会法案（第九十三回国会提出第九十四回国会衆議院送付本院継続審査）

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

商業登記法の一部を改正する法律案
旅行業法の一部を改正する法律案

同日内閣から、参議院議員桑原豊君提出イラン石油化学事業に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、四月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

商業登記法の一部を改正する法律
旅行業法の一部を改正する法律

法務委員

辞任　補欠
関口　恵造君　戸塚　進也君
吉田　実君　初村滝一郎君
岡部　三郎君　世耕　政隆君

外務委員

辞任　補欠
成相　善十君　宮澤　弘君

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
初村滝一郎君　板垣　正君

文教委員

辞任		補欠	
板垣　正君		吉田　実君	
宮澤　弘君		降矢　敬義君	

社会労働委員

辞任		補欠	
戸塚　進也君		関口　恵造君	

逓信委員

辞任		補欠	
降矢　敬義君		成相　善十君	

決算委員

辞任		補欠	
梶木　又三君		岡部　三郎君	

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任		補欠	
関口　恵造君		斎藤栄三郎君	
井上　裕君		名尾　良孝君	

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任		補欠	
岡田　広君		増岡　康治君	

文教委員

辞任		補欠	
増岡　康治君		岡田　広君	

社会労働委員

辞任		補欠	
青木　薪次君		目黒今朝次郎君	
前島英三郎君		江田　五月君	

農林水産委員

辞任		補欠	
北　修二君		井上　吉夫君	
田原　武雄君		岩崎　純三君	
岡部　三郎君		増田　盛君	

運輸委員

辞任		補欠	
目黒今朝次郎君		青木　薪次君	
田　英夫君		前島英三郎君	

逓信委員

辞任		補欠	
成相　善十君		園田　清充君	
片山　甚市君		大木　正吾君	

建設委員

辞任		補欠	
井上　吉夫君		北　修二君	
岩崎　純三君		田原　武雄君	
園田　清充君		成相　善十君	
増田　盛君		岡部　三郎君	
大木　正吾君		片山　甚市君	
江田　五月君		田　英夫君	

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任		補欠	
林　寛子君	（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）		
梶原　清君	（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）		
増岡　康治君	（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）		
高平　公友君	（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）		

地方行政委員

辞任		補欠	
神谷信之助君		近藤　忠孝君	

大蔵委員

辞任		補欠	
近藤　忠孝君		神谷信之助君	

社会労働委員

辞任		補欠	
江田　五月君		前島英三郎君	

農林水産委員

辞任		補欠	
岩崎　純三君		田原　武雄君	
増田　盛君		岡部　三郎君	

商工委員

辞任		補欠	
大森　昭君		瀬谷　英行君	

運輸委員

辞任		補欠	
柳澤　錬造君		三治　重信君	
前島英三郎君		田　英夫君	

逓信委員

辞任		補欠	
瀬谷　英行君		大森　昭君	
大木　正吾君		片山　甚市君	

建設委員

辞任		補欠	
成相　善十君	（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）		
三治　重信君		柳澤　錬造君	
関口　恵造君	（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）		

田原　武雄君

北　修二君（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）

岡部　三郎君　　片山　甚市君　　田　英夫君

予算委員

辞任　　補欠

関口　恵造君　　梶原　清君

議院運営委員

辞任　　補欠

理事　山田　譲君（山田譲君の補欠）

理事　伊藤　郁男君（伊藤郁男君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

岩崎　純三君

後藤　正夫君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

増田　盛君　　大木　正吾君　　江田　五月君

補欠

梶木　又三君

辞任　　補欠

大島　友治君

同日委員会において選任された理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事　山田　譲君（山田譲君の補欠）

理事　伊藤　郁男君（伊藤郁男君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）　　地方行政委員会に付託

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六六号）　　法務委員会に付託

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）　　外務委員会に付託

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）　　社会労働委員会に付託

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）　　農林水産委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案（閣法第七八号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

租税負担の不公正是正についての政府の基本的な考え方に関する質問主意書（鈴木一弘君提出）

同日委員長から次の報告書が提出された。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案（閣法第四一号）審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第三六号）審査報告書

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）審査報告書

国民国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）審査報告書

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（閣法第三八号）審査報告書

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和五十六年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和五十七年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠

梶原　清君　　林　寛子君

高平　公友君　　増岡　康治君

地方行政委員

辞任　　補欠

近藤　忠孝君　　神谷信之助君

法務委員

辞任　　補欠

宮本　顕治君　　山中　郁子君

大蔵委員

辞任　補欠
神谷信之助君　近藤　忠孝君
柳澤　錬造君　三治　重信君

運輸委員

辞任　補欠
三治　重信君　柳澤　錬造君

逓信委員

辞任　補欠
山中　郁子君　宮本　顕治君

建設委員

辞任　補欠
関口　恵造君　成相　善十君
後藤　正夫君　北　修二君

予算委員

辞任　補欠
梶木　又三君　関口　恵造君

議院運営委員

辞任　補欠
大島　友治君　梶原　清君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任　補欠
田沢　智治君　高木　正明君
斎藤栄三郎君　宮澤　弘君
田代富士男君　藤原　房雄君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

租税負担の不公平是正についての政府の基本的な考え方に関する質問主意書（鈴木一弘君提出）

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
増岡　康治君　岡田　広君

地方行政委員

辞任　補欠
山田　譲君　坂倉　藤吾君

法務委員

辞任　補欠
山中　郁子君　宮本　顕治君

大蔵委員

辞任　補欠
野末　陳平君　前島英三郎君

文教委員

辞任　補欠
岡田　広君　増岡　康治君

社会労働委員

辞任　補欠
前島英三郎君　野末　陳平君

農林水産委員

辞任　補欠
井上　吉夫君　北　修二君
坂倉　藤吾君　山田　譲君

商工委員

辞任　補欠
井上　計君　栗林　卓司君

通信委員

辞任　補欠
園田　清充君　成相　善十君
宮本　顕治君　山中　郁子君

建設委員

辞任　補欠
北　修二君　井上　吉夫君
成相　善十君　園田　清充君
栗林　卓司君　井上　計君

予算委員

辞任　補欠
村上　正邦君　中西　一郎君

議院運営委員

辞任　補欠
中西　一郎君　村上　正邦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任　補欠
高木　正明君　田沢　智治君
宮澤　弘君　斎藤栄三郎君
前島英三郎君　秦　豊君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

離島振興法の一部を改正する法律案（建設委員長提出）（衆第一六号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六七号）審査報告書

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する

法律案（閣法第四八号）審査報告書
船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）審査報告書
船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七一号）審査報告書
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）審査報告書
小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）審査報告書
千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）審査報告書
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）審査報告書
千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）審査報告書
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）審査報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四二一一（大代）
〒105
定価一部
三三〇円